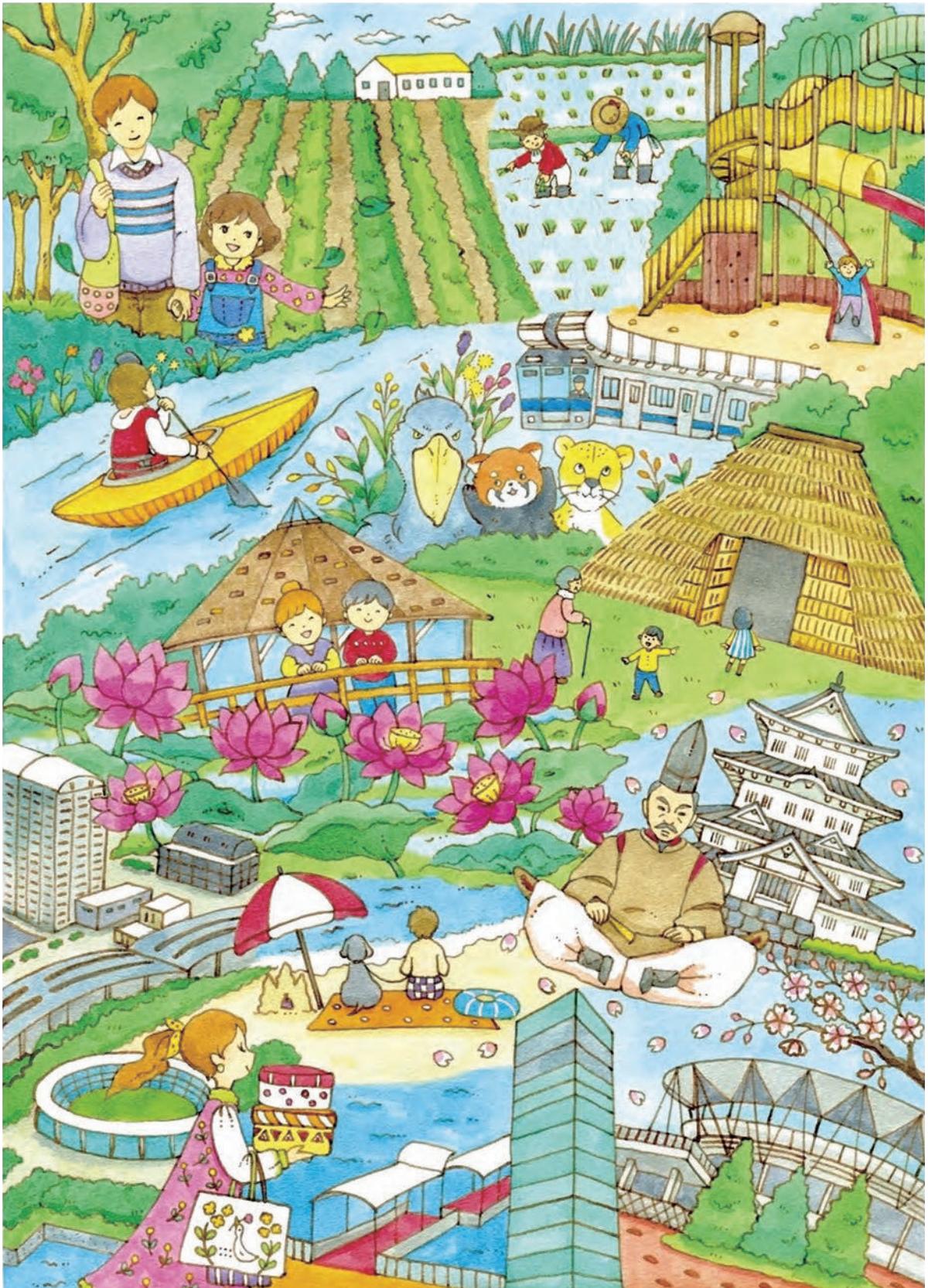


千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023



縄文より続く 住みやすいまち 訪れたいまち を次世代に

令和5年5月
千葉市

まえがき



緑と水辺は、うるおいのある生活環境を形成し、健やかな心身をはぐくみ、魅力ある景観の形成に寄与するだけでなく、災害時の避難場所や二酸化炭素の吸収・固定の場、更には生物の生息・生育場所などとして機能し、私たちの暮らしを支える基盤となっています。

千葉市は、政令指定都市として充実した都市機能を有しながらも、豊かな緑と水辺とを併せ持っています。昭和59年(1984年)10月20日には、他都市にも類をみない「緑と水辺の都市宣言」を行い、都市づくりの総べてにわたって自然との調和を求めることとするなど、豊かな緑と水辺の環境の維持に関わる様々な取組みを進めてまいりました。

一方、本格的な人口減少・少子高齢化や土地需要の低下に伴う都市スポンジ化問題の顕在化、突発的な自然災害の発生やコロナ禍でのライフスタイルの変化など、今後本市のまちづくりを取り巻く状況が大きく変化することが想定されます。先行きが見通しにくい社会において、千葉市に昔から住んでいる方だけでなく、はじめて訪れた方にとっても、魅力的なまちづくりを進めて行くことが必要です。

新たな計画では、千葉市の豊かな緑と水辺を次世代に継承していくことを目指すとともに、自然環境が有する機能をまちづくりの様々な課題解決に活用するグリーンインフラの効用発揮に資する施策の方向性をとりまとめています。多くの市民の皆様に緑と水辺のまちづくりに関わっていただきながら、千葉市の豊かな緑と水辺に磨きをかけ、縄文より続く、住みやすいまち、訪れたいまちを次世代に継承してまいりますので、ともに歩みを進めてまいりましょう。

令和5年5月

千葉市長 **神谷俊一**

第1章 はじめに	1
1 千葉市の地勢、緑と水辺の特徴	1
2 緑と水辺の都市宣言	2
3 緑と水辺のまちづくりのあゆみ	4
4 人口の見通しと今後の地域社会の状況	17
5 計画改定の主旨	18
6 本計画の概要	18
7 本計画の位置づけと関連する計画	19
第2章 緑と水辺の現状と課題	20
1 緑の現状	20
2 水辺の現状	22
3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状	24
4 緑と水辺の各フィールドでの主な施策の展開状況	28
5 緑と水辺のまちづくりに関わる国の動向	48
6 千葉市の緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況	52
7 市民意識	54
8 本計画で設定する緑と水辺のまちづくりの課題	55
第3章 本計画における基本的な考え方	56
1 本計画で重要視すること	56
2 本計画のテーマ	58
3 目指す緑と水辺の姿	59
第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性	69
1 計画のつくりに対応した施策展開	69
2 施策体系	70
3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性	72
4 計画の目標	106
第5章 計画の推進と進行管理	108
1 計画の推進	108
2 進行管理	108
資料編	110
1 前計画の振り返り	110
2 市民意識調査の結果	112
3 広域計画との関係	131
4 ちば・まち・ビジョン(抜粋)	132
参考資料	142
1 計画改定の流れ	142
2 用語集	148

第1章 はじめに

千葉市が誇る、2,000年以上前の古代ハス「オオガハス」 5
 都市アイデンティティ戦略プランにおける「4つの都市アイデンティティ」 19

第2章 緑と水辺の現状と課題

生物多様性保全の動向と「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」 25
 緑と水辺の環境が有する「人や生き物への様々な効用」 27
 緑と水辺に関する「施策展開の見える化」 29
 地域の住民に親しまれている「草野水のみち、ろっぽう水のみち」 33
 市民の手による地域に根ざした公園整備「手づくり公園」 35
 中央公園プロムナードでの賑わい創出「パラソルギャラリー」 37
 人も街も豊かに「屋上緑化で養蜂」 39
 地域課題の改善にもつながる「花壇づくり」 41
 魅力ある景観と都市文化の向上に貢献するものを表彰する「千葉市都市文化賞」 47
 グリーンインフラの社会実装を推進する「官民連携プラットフォーム」 48
 居心地が良く歩きたくなる空間づくり「まちなかウォークブル推進事業」 50
 都市公園の柔軟な管理運営「千葉公園でのマウンテンバイク競技大会」 51
 デジタル・トランスフォーメーションの実践「動物公園での実証実験」 51

第3章 本計画における基本的な考え方

第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性

親水と治水を両立する公園「都川水の里公園」 77
 千葉市における官民連携での「公園活用事業のあゆみ」 85
 空閑地活用の先進事例：千葉県柏市の「カシニワ・おにわ」 93
 街なかの農地の保全・活用に資する「市民農園シェアリングサービス」 97
 斜面緑地の保全事例「若松台緑地」 101

第5章 計画の推進と進行管理

緑と水辺のまちづくりとゆかりある「千葉市の記念物」 109

第1章 はじめに

1. 千葉市の地勢、緑と水辺の特徴

千葉市は、東京湾の湾奥部に面し、千葉県ほぼ中央部、東京から約40km、成田国際空港や東京湾アクアラインの接岸地である木更津市、そして九十九里浜から約30kmの距離に位置します。

本市を起点、終点とする県内幹線道路や鉄道も多く、幹線鉄道と交通体系の結節点として、県内の交通の要衝となっています。

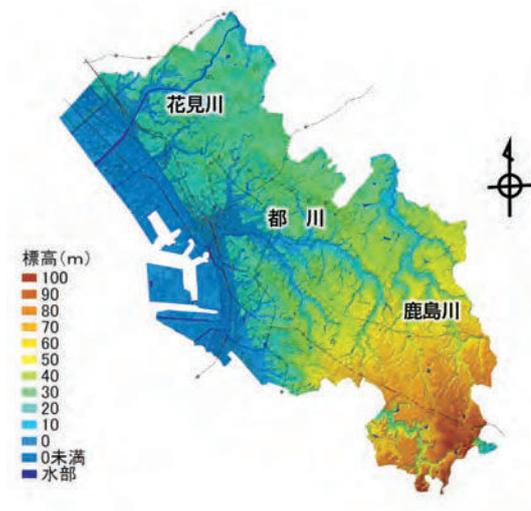
市域面積は、約272km²であり、首都圏にあって広い面積を有しています。市域の北部には花見川が、中心部には都川がそれぞれ東京湾に注ぎ、内陸部には鹿島川が印旛沼に注いでいます。本市の地形は、これらの河川で刻まれた谷底低地*と下総台地*、東京湾沿いに広がる約34km²の埋立地に大別されます。

全体的に平坦な地形であるため、都市の成長とともに市街化が進んできましたが、内陸部には、緑豊かな自然環境が残されており、延長約42kmに及ぶ海岸線や13の河川を擁するなど、大都市でありながら、緑と水辺に恵まれていることが特徴となっています。

また、本市の令和2年(2020年)の年間平均気温は17.0度、年間降水量は1,792mmとなっており、温暖な気候に恵まれています。



千葉市の位置



標高と主な河川

(国土地理院のデジタル標高地形図を加工して作成)

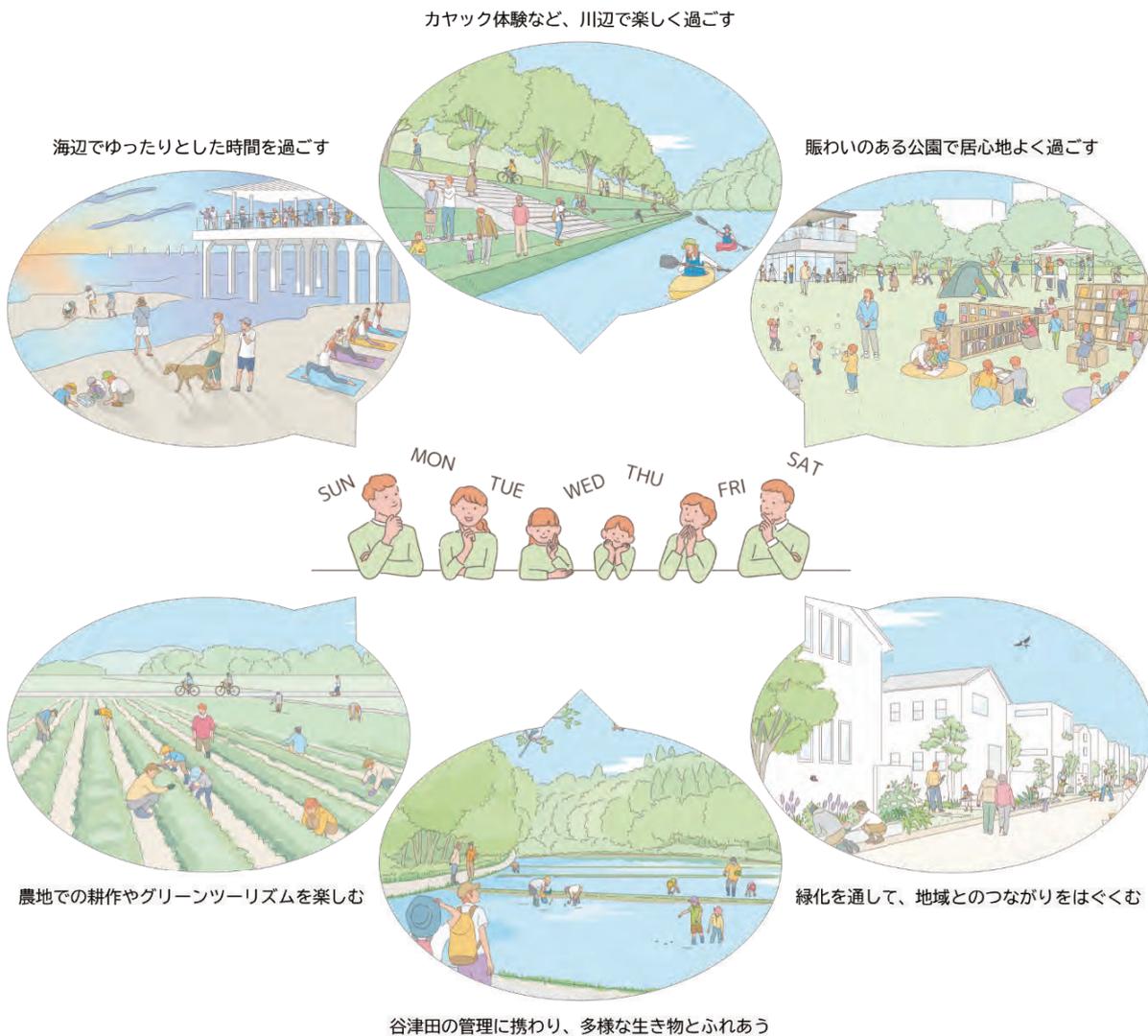
本文中の*印は、参考資料の「用語集」に説明を掲載した語句の初出箇所を示しています。

2. 緑と水辺の都市宣言

都市宣言は、その都市が目指す、まちづくりの目標を分かりやすく表現することにより、市民や団体らの力を結集させ、それによって都市の個性やイメージを形成できるため、全国各地で様々な都市宣言が行われています。

千葉市においては、昭和59年(1984年)10月20日に「緑と水辺の都市宣言」を行っています。その頃は、急激な都市化の進展により、緑と水辺の環境が大きく減少し、環境問題が顕在化していました。緑と水辺に恵まれた潤いのある生活環境の中に住みたいとの市民共通の願いが芽生えてきたことが、緑と水辺の都市宣言に結びついています。

本市において、緑と水辺の都市宣言は、緑と水辺のまちづくりの機運を高めるとともに、市民の総力をあげて、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを進めていく上で、大きな役割を果たしています。



緑と水辺で過ごすことが日常生活の一部となっていく様子

宣言文

私たちは、生命をはぐくみ文化を支える緑と水辺に恵まれた美しい環境のなかに住みたいと願う。

千葉市は、東京湾の水辺と下総台地に広がる豊かな緑に囲まれ、縄文の昔から、恵まれた自然環境のなかで、健やかで活力に満ちた生活が営まれてきた。

私たちは、この千葉市に住むことを誇りとし、都市づくりの総てにわたって、自然との調和を求めつつ、この緑と水辺を千葉市の個性にまで高め、これを次代に引き継ぎたいと思う。

このため、市民の総力をあげて、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりをすすめることを誓い、ここに、私たちの郷土千葉市を「緑と水辺の都市」とすることを宣言する。



東京湾の水辺と下総台地に広がる豊かな緑に囲まれた私たちの郷土千葉市

3. 緑と水辺のまちづくりのあゆみ

これからの緑と水辺のまちづくりを考える前提として、千葉市の成り立ちや緑と水辺に関する施策展開など、原始・古代から現代に至るまでのあゆみを振り返ります。

(1) 原始・古代

【旧石器時代から縄文時代】

約3万5,000年前の旧石器時代、関東平野は日本最大級の遺跡の集中地帯でした。このなかでも、千葉市域を含む下総台地は、全国総数の1割に及ぶ遺跡数を誇る最大の密集地となっていました。

約5,000年前の縄文時代中期には、関東甲信越や東北地方の各地で地域の食材を生かした通年定住型のムラが現れました。自然と共生した生活の痕跡は、市内随所に残っており、縄文時代の遺跡数は、面積比率では全国1位となります。市内の代表的な遺跡は、8の字形をした日本最大級の加曽利貝塚(若葉区桜木8丁目33番1号)です。直径140mでドーナツの形をした縄文時代中期の北貝塚と長径190mで馬のひづめの形をした縄文時代後期の南貝塚からなり、国の特別史跡に指定されています。

【弥生時代から古墳時代】

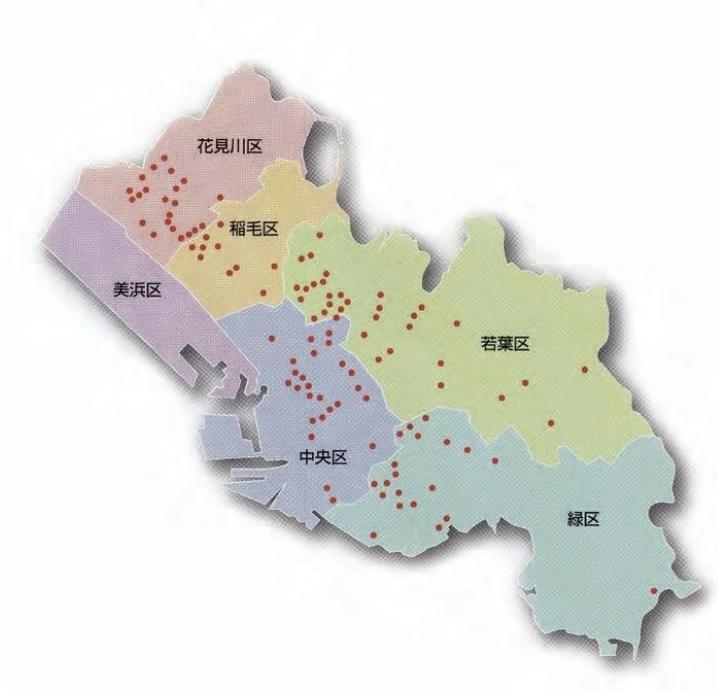
弥生時代中期には、房総半島に稲作が伝わり、環濠集落などの大きなムラが現れました。環濠集落は、九州から関東・北陸にかけて600箇所以上発見された弥生時代を特徴づけるムラの形であり、千葉県が分布の東端にあたります。千葉市域における代表的なムラとしては、星久喜遺跡(中央区星久喜町275他)が挙げられます。

古墳時代には、日本列島各地で大規模な古墳がつくられ、ヤマト王権を中心とした首長連合が形成され、大王家や中央豪族が進出するなかで、房総半島では、有力豪族が各地に古墳群を形成しました。千葉市域には、前方後円墳の大覚寺山古墳(中央区生実町1861番1号)をはじめ、大小様々な古墳がつくられました。

【奈良時代から平安時代】

律令制下においては、千葉市域は、下総国千葉郡と上総国山辺郡にまたがっており、上総・下総国境地帯には、瓦や土器、鉄製品などの生産遺跡が集中していました。発掘された当時の墨書土器などにより「千葉」という地名が約1,300年前から使われていたことが分かりました。

平安時代になると、中央の権力を背景にした国司と在地で成長した武士との対立が生まれました。武士団は、国司を補佐し、国内の治安を維持する役割を果たす一方で、在地領主として、税物を厳しく取り立てる国司と対立しました。やがて、国家に対する反乱とみなされるような武力発動として、平将門の乱や平忠常の乱が生じ、上総・下総・安房の三国は荒廃しました。その後、子孫達が上総・下総両国で勢力を伸ばし、荒廃からの復興を担いました。



縄文時代の遺跡となる貝塚の分布図



加曾利貝塚(イラスト)



星久喜遺跡



大覚寺山古墳

千葉市が誇る、2,000年以上前の古代ハス「オオガハス」

オオガハスは、昭和26年(1951年)に現在の花見川区朝日ヶ丘町の東京大学検見川総合運動場(旧東京大学検見川厚生農場)において、植物学者の大賀一郎博士を中心としたグループにより地下6mの泥炭層から発見された古代ハスです。年代測定の結果、2,000年以上前の弥生時代に相当するものと分かっています。

現在、オオガハスは、国内外およそ200箇所に分根され、毎年6月から7月にかけて、各地で優美な花を咲かせています。古代の眠りから目覚めたオオガハスを発祥の地である千葉市に見に来ませんか。



大賀一郎博士とオオガハス

(2) 中世

【鎌倉時代】

大治元年(1126年)6月1日、平忠常の子の平忠将のひ孫に当たる千葉常重が、上総国大椎(現在の緑区大椎町)から現在の中央区亥鼻付近に本拠を移し、千葉のまちの礎が築かれたとされています(千葉市では、毎年6月1日を「千葉開府の日」と定めています。)。千葉氏がこの地を本拠としたのは、水陸交通の要衝であったことが理由と考えられています。

平氏政権に対して反旗を翻した源頼朝は、石橋山の戦いに敗れて房総半島南部の安房に逃れ、再起を期しますが、軍勢を率いて参上したのが、千葉常重の子の千葉常胤たち千葉一族でした。この功績によって、千葉常胤は、鎌倉時代を通じて下総守護の地位を与えられ、全国各地に所領を得ました。鎌倉幕府の歴史書「吾妻鏡」のなかでも伝統的な武士の代表として書かれています。

千葉常胤の所領については「千葉六党」と呼ばれる、嫡子の千葉胤正をはじめとする6人の男子に分配され、千葉氏の一族は、東北地方から九州までの各地に広がりました。

【南北朝時代から戦国時代】

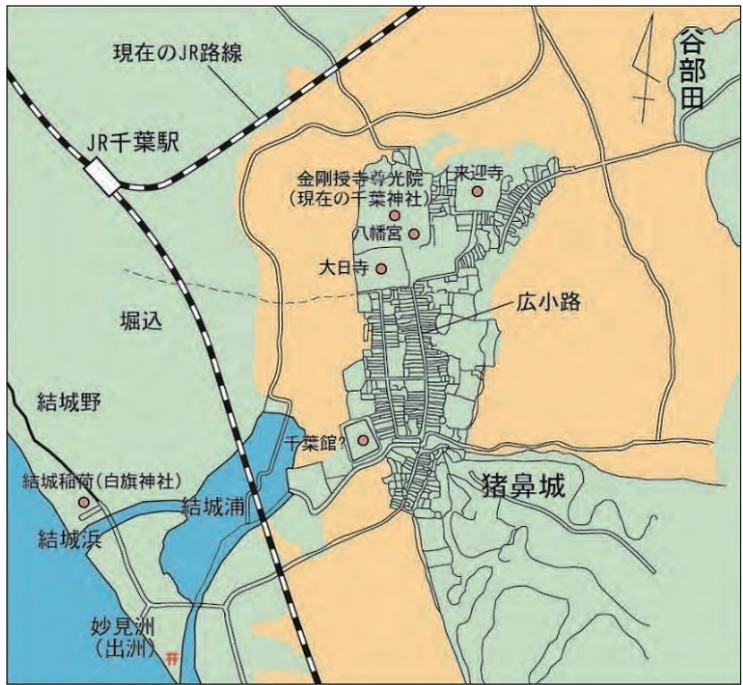
2度にわたる蒙古襲来に関連して、肥前小城郡(現在の佐賀県)などに所領を有していた千葉氏は、幕府の命で九州の防備に当たりました。これをきっかけに千葉氏は、肥前千葉氏と下総千葉氏の2流に分かれ、南北朝時代に内紛を迎えました。

足利尊氏が京都に開設した室町幕府のもと、関東は京都の室町幕府とは別に、鎌倉府が統治を担いました。足利尊氏の子の足利基氏と、その子孫が鎌倉公方を世襲し、関東管領の上杉氏が補佐する体制でした。千葉氏はそのなかでも、実力や格式を認められ、侍所を務めて、鎌倉の警備や秩序維持にあたっていました。

享徳3年(1454年)、室町幕府と対立した公方の足利成氏が、関東管領の上杉氏と不仲となり、享徳の乱に発展しました。千葉氏のなかでも本宗家の千葉胤直が上杉方、馬加(現在の花見川区幕張町)を本拠とする庶家の馬加康胤が足利成氏方に分かれて戦い、千葉の館は落ち、本宗家が滅びました。康胤が新たな当主に擁立され、その後、千葉氏は本佐倉城(現在の酒々井町、佐倉市)に本拠を移しました。それに代わって、庶家の原氏が小弓城(現在の中央区生実町)に拠って、市域を治めました。原氏は、上総に進出してきた真里谷武田氏と度々衝突しました。

永正年間(1504年~1521年)の古河公方家の内部抗争により、公方足利高基と争う弟の足利義明を真里谷武田氏が小弓城へと招き、足利義明は小弓公方として、勢力を振るいましたが、天文7年(1538年)、相模の戦国大名の北条氏綱が、国府台合戦で小弓公方を滅ぼし、力を伸ばしました。その後、千葉氏・原氏も北条氏の傘下に入り、土気城(現在の緑区土気町)を本拠とした地域領主(国衆)の酒井氏も北条氏に帰属することとなりました。

天正18年(1590年)、豊臣秀吉の小田原攻めによって北条氏が滅亡すると、千葉氏・原氏・酒井氏も所領を失い、その家臣の多くは、帰農しました。



鎌倉時代の千葉のまち



猪鼻城跡



中央区亥鼻1丁目の千葉市郷土博物館 (近世の城郭がモデル)



千葉氏の足跡

(3) 近世

【江戸時代】

北条氏滅亡後の関東には徳川家康が移封されました。江戸幕府が開かれると、房総は、その膝元として、経済的にも軍事的にも重要な地となり、千葉市域には中央部に佐倉藩領、南部に生実藩領が置かれ、その他の地域には、幕領や旗本知行所などが入り組んでいました。

江戸幕府は、江戸城周辺に将軍が鷹狩りを行う鷹場を設けました。千葉県内では、東金に鷹狩りの拠点となる東金御殿が建設され、船橋から東金御殿までをほぼ一直線で結ぶ東金御成街道がつくられました。同街道は、千葉市域を横断するものであり、中間地点には御茶屋御殿という将軍の休憩所が設けられました。このほか陸路として、海沿いに江戸から船橋を経て房総を結ぶ、房総往還が通じていました。

登戸村や寒川村などの沿岸村では、陸送されてきた様々な荷物を受け取り、五大力船と呼ばれる廻船で、江戸に輸送しました。沿岸部は、房総半島の内陸部と江戸を陸路と海路でつなぐ結節点となっていました。

村々でのくらしは、湊として栄えた登戸村などでは、アサリやハマグリといった貝類を中心にイカ漁など様々な漁業が行われました。一方で、内陸部の村々は、小さな川に沿った低地や台地上に存在しました。台地上は、関東ローム層からなる地質の良くない土地であったため、原野や林野として利用されるか、畑地となりました。原野や林野は、薪や炭などの林産物の生産場所となり、畑地では江戸向けの野菜類が栽培され、特に薩摩芋は地域一帯で栽培が広がりました(薩摩芋の関東でのルーツに関しては、享保20年(1735年)の馬加村(現在の花見川区幕張町)などで実施された青木昆陽による試作とされ、現在の幕張町には昆陽を「芋神様」として祀る昆陽神社が建立されています。)。村の外には周辺の村々が入会秣場として利用したほか、下総国の原野は、馬の放牧場である牧として利用されました。千葉市域の北西部には小金牧、北東部には佐倉牧という幕府の直轄牧が位置しました。

下総台地上には、小河川などの浸食によって、なだらかな谷である谷津が形成されており、谷あいには水田がつくられました。水田を維持するには小河川の水だけでは足りず、河川上流部に堰を設けて取水する用水路を造成することもありました。水不足に悩む寒川、千葉寺両村では、都川の水を田地に引くため、丹後堰用水を築きました。都川に堰を造って取水し、亥鼻台、葛城台の崖下沿いに用水路を掘って流し、千葉寺村五田保(現在の中央区稲荷町)の地先から江戸湾に落とすものであり、用水路周辺の村々の田地を潤すものとなりました。

印旛沼は、利根川が増水した際の遊水地の役割を有していましたが、増水すると周辺の村々に大きな被害をもたらしたため、沼の水を江戸湾に流す印旛沼掘割を造る工事が行われました。天保期の工事は、老中水野忠邦が主導し、5人の大名に御手伝普請を命じて、大規模に行われましたが、難工事で完成はしませんでした。その後、昭和44年(1969年)になって、ようやく水路が完成し、現在では、新川・花見川と呼ばれています。



近世の交通



御成街道と御茶屋御殿跡



江戸と千葉の流通



葛飾北斎「富嶽三十六景 登戸浦」



房総の牧の地図



普請を命じられた五藩

(4) 近代

【明治時代】

明治6年(1873年)、印旛県と木更津県の統合により千葉県が誕生し、県庁が千葉町に置られました。県庁所在地となった千葉町は、政治行政・商業・金融・医療・教育機能が集中する近代都市へと急速に発展し、江戸時代とはその様相が一変しました。公園緑地に関しては、明治7年(1874年)に初の公園となる、千葉公園(現羽衣公園)が開設されました。

街の中心部で市街化が進んだこの頃、稲毛の辺りは、遠浅の海岸であり、明治21年(1888年)には県内初の海水浴場が開かれ、別荘地としても注目されました。医師の濱野昇により稲毛海気療養所(後の海気館)が設立され、海水浴は諸疾病に対する治療法と提唱され、海辺は保養地となっていました。稲毛海岸は、海水浴が楽しめるリゾート地として知られる一方で、潮の満ち引きによって現れる固く締まった広大な砂地が、飛行機の滑走路として使用できる適地でもあり、我が国初の民間飛行場にもなりました。

明治41年(1908年)の陸軍の交通兵旅団司令部と鉄道連隊第2大隊の椿森移転以降、千葉市域には陸軍歩兵学校や気球連隊など多くの陸軍施設が置られました。内陸部は広大な陸軍の演習場となり、特に中央区(椿森・弁天)や稲毛区(作草部・天台・穴川・小仲台・園生)では軍用施設が多く、総面積は462haに及びました。

【大正時代から昭和初期】

大正10年(1921年)1月1日、市制施行に伴い千葉市が誕生しました。当時の人口は3万3,887人、世帯数は6,918世帯でした。翌年の職業別世帯構成では、工業・農業・水産業といった生産者世帯は、全体の20%に過ぎず、残り80%が商業を中心とした非生産的な消費世帯であり、本市は大正末でも消費都市としての性格を有していました。この頃、中心市街地においては、大正8年(1919年)の旧都市計画法の制定に伴い、都市計画が定められ、計画的なまちづくりが始まりましたが、主要な公園は、千葉公園(現羽衣公園)、亥鼻山公園、荒木山公園(現千葉公園)と数えるほどであり、市制10周年の記念論文では公園建設を訴える一文が寄せられていました。

太平洋戦争下の昭和20年(1945年)の2度にわたる空襲により、中心市街地の大半が焦土と化しました。その後、復興都市計画が定められ、戦後の復興が始まりました。これを契機に公園整備も進められましたが、当時の人々にとっては、衣食住の確保が先決であり、豊かな環境づくりという考えが持てるほど、余裕のある時期ではありませんでした。事実、戦後の混乱と財政難によって復興事業は進まず、昭和24年(1949年)に復興計画は打ち切られました。その翌年には、復興計画の延長として、新5か年都市計画を策定し、重点事業として、臨海部への川崎製鉄所の誘致や千葉港の建設を位置付け、消費都市から生産都市への転換を図りました。公園緑地に関しては、市街地一帯の公園整備と本市初の総合公園となる千葉公園の整備を位置付けました。



千葉町役場(明治:左の2階建ての建物)



遠浅の海岸での船遊び



最初の千葉市庁舎(大正時代)
(写真提供:国土交通省利根川下流河川事務所)



千葉公園(現羽衣公園)での市制施行祝賀式



罹災状況図
(千葉県文書館所蔵:許可番号R4-行2)



戦災復興計画図

(5) 現代

【昭和中期から昭和後期】

昭和30年代になると、我が国の経済の高度成長が進み、東京を中心とした首都圏では、人口と産業の集中が進みました。千葉市においては、首都圏のベッドタウンとして、公有水面の埋立が進み、臨海部や内陸部において、海浜ニュータウンなどの大規模団地が造成されました。現在の千葉市域は、市域面積の8分の1に相当する土地を生み出した臨海部の埋立や昭和の大合併に代表される周辺町村との合併を経て形成されました。

この頃は、本市の人口が急増し、昭和39年(1964年)には30万人、昭和46年(1971年)には50万人を突破しましたが、その反面、社会資本の整備が人口の急増に追いつかず、公害の発生やこれに伴う生活環境の悪化などへの対応が市政の重要課題となりました。公園緑地に関する施策についても、公園緑地の量を確保するため、公園の整備や緑地の保全に関するものを矢継ぎ早に展開していきました。

公園の整備に関しては、昭和40年(1965年)の千葉市総合開発計画では「緑と健康の町」を、後継計画となる昭和48年(1973年)の千葉市長期総合計画では「緑と太陽の健康都市」を目標に掲げ、いずれの計画においても、公園の整備を積極的に進めることとしました。泉自然公園、昭和の森、加曽利貝塚公園(現加曽利貝塚縄文遺跡公園)、千葉県総合スポーツセンター、稲毛海浜公園といった特色のある大規模公園とともに、身近な公園の整備を次々に計画しました。なかでも、稲毛海浜公園においては、我が国初の人工海浜となる、いなげの浜の造成も始まりました。

緑地の保全に関しては、昭和41年(1966年)に制定された首都圏近郊緑地保全法を受けて、東千葉近郊緑地保全区域*及び、近郊緑地特別保全地区*が指定されました。この後、昭和46年(1971年)に制定した千葉市環境保全基本条例(現千葉市環境基本条例)を受けて、緑化の推進及び樹木の保全に関する条例を制定し、保存樹林*や保存樹木*の指定を進めました。これと併せて、緑地の保全・創出に関する要綱なども定め、市民の森*の指定や学校などの公共施設緑化を進めました。

その後、昭和56年(1981年)の千葉市新総合基本計画においては「緑と水辺を活かす快適な環境都市」を目標に掲げ、緑と水辺に親しめる環境づくりの一環として、公園の整備に重点を置きました。大規模公園として、千葉北部総合公園(現動物公園)、千葉中央総合公園(現青葉の森公園)、臨港公園(現千葉ポートパーク)、幕張海浜公園、花島公園、都川レイクサイドパーク(現都川水の里公園)などの大型プロジェクトを次々に計画・実施しました。

昭和59年(1984年)になると、本市における緑と水辺のまちづくりの機運の高まりを受けて「緑と水辺の都市宣言」を行いました。同年には、自然環境の保全や緑化に対する市民意識の高まりを受けて、緑と水辺の基金も創設しました。



年月日	合併町村など	面積
大正10年(1921年)1月1日	市制施行時	15.22km ²
昭和12(1937年)2月11日	検見川町、都賀村、都村、蘇我町	66.88km ²
昭和19(1944年)2月11日	千城村	86.33km ²
昭和29(1954年)7月1日	横橋村	107.24km ²
昭和29(1954年)7月6日	幕張町	117.24km ²
昭和30(1955年)2月11日	生浜町、誉田村、椎名村	158.81km ²
昭和38(1963年)4月10日	泉町	210.84km ²
昭和44(1969年)7月15日	土気町	249.68km ²
令和元(2019年)7月1日	現在	271.78km ²

千葉市域の変遷



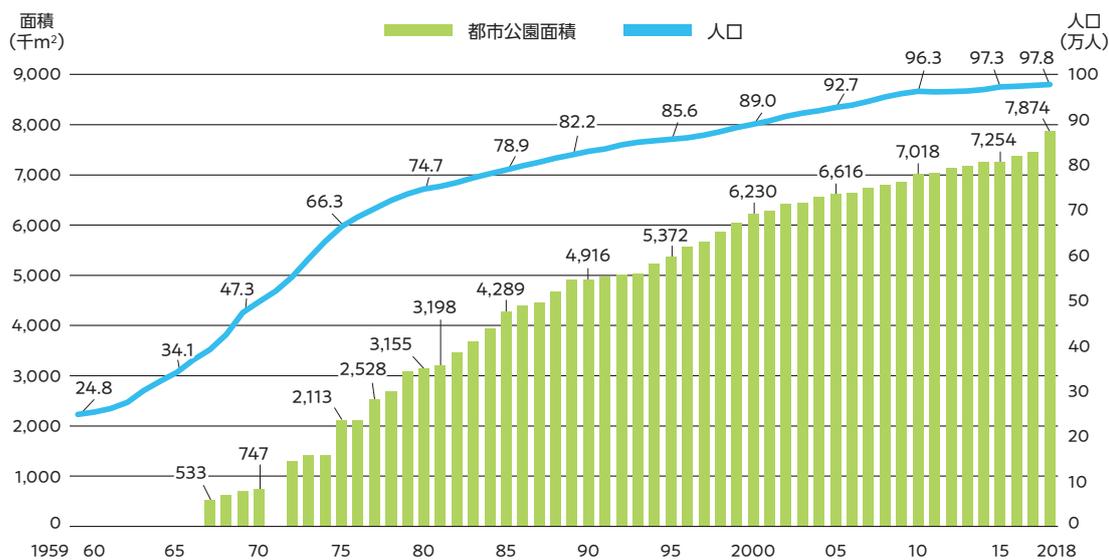
人口増加に対応した住宅団地の造成



花見川団地



海浜ニュータウン



(都市公園面積：各年度末 / 人口：各年)
 千葉市発行「データで見る千葉市100年の軌跡」を加工して作成
 都市公園面積は県立公園を含まず、昭和34年(1959年)から昭和41年(1966年)、昭和46年(1971年)はデータなし

人口と都市公園面積の動向

【平成】

元号が平成となり、我が国の経済が安定成長期に移行した後も、千葉市の人口は、着実に増加を続けました。平成元年(1989年)には幕張メッセがオープンし、本市は、首都圏における中核的な都市として、より高次の都市機能を担うため、平成3年(1991年)以降、第四次首都圏基本計画などにおいて、業務核都市*に位置付けられ、千葉都心、幕張新都心の整備を進めるとともに、千葉都市モノレールなどの基幹的な公共交通の充実などにも取り組めました。

平成4年(1992年)4月1日には、全国12番目の政令指定都市となりました。6つの行政区を設置するなど、市民に身近な行政の実現と特色ある区づくりを進めました。平成5年(1993年)4月29日には、政令指定都市移行を記念し、植物学者の大賀一郎博士が開花させたオオガハスを市の花として定めました。平成13年(2001年)以降は、蘇我副都心の長期的な育成・整備も進めています。

公園緑地に関する施策については、人口減少・少子高齢化による今後の社会経済状況が大きく変化することを見据えて、これまでの施策の延長線上としての大規模公園の整備(蘇我スポーツ公園など)や緑地の保全(特別緑地保全地区*の指定など)だけでなく、既存のストック(資産)を活かしつつ、質の向上を目指した取組も進めました。これらは、老朽化が進む稲毛海浜公園や昭和の森などの大規模公園におけるリニューアル事業であり、他都市に先駆けて、官民連携で事業を進めました。

【令和】

元号が変わり令和となっても、千葉市の人口は、緩やかに増加を続けており、市制施行100周年を迎えた令和3年(2021年)には、市制施行当時の30倍となる約98万人が居住するなど、都市として成長を続けています。

公園緑地に関する施策については、人口減少・少子高齢化を見据えて、公園緑地の質の向上を目指した取組を引き続き進めています。大規模公園における官民連携でのリニューアル事業とともに、花見川を中心とした川辺の親水施策として、カヤック体験に取り組んでいます。

今日の千葉市は、約98万人の市民がくらす基礎的自治体であり、千葉県都であり、そして、首都圏の主要な拠点都市という多様な性格を併せ持っています。これまでに、政令指定都市としての都市基盤整備を進めてきたことにより、公共施設の充実度は、高まってきており、それと同時に、貴重な財産である豊かな緑と水辺も残され、充実した都市機能と豊かな自然を併せ持つバランスの取れた大都市となってきています。



千葉都心の鳥瞰写真 令和5年(2023年)2月撮影



幕張新都心の鳥瞰写真 令和5年(2023年)2月撮影



蘇我副都心の鳥瞰写真 令和5年(2023年)2月撮影

(6) 緑と水辺のまちづくりの計画と施策

【これまでの振り返りと計画と施策】

これまでのあゆみを振り返ると、緑と水辺のまちづくりに関する施策については、主に明治時代以降の近代化に伴って展開してきました。施策展開の方向性は、公園が中心となり、それぞれの時代に応じて、千葉市の都市計画や基本計画、緑と水辺のまちづくりに関する部門計画(マスタープラン)に位置付けてきました。

昭和50年代以降では、国の通達などを通して、緑と水辺の保全・創出、活用を体系的・計画的に講じていく上で、マスタープランが重要視されたこともあり、緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の方向性は、主にマスタープランに位置付けてきました。昭和55年(1980年)の「千葉市緑のマスタープラン(原案)」にはじまり、後継計画として、昭和62年(1987年)の「千葉市緑と水辺のネットワーク21世紀計画」、平成9年(1997年)の「千葉市緑と水辺の基本計画」及び平成24年(2012年)の「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」とこれまでに4つの計画を策定してきました。

歴代の計画に共通することとして、市全域からみた緑と水辺の骨格を定めてきました(以下参照)。この骨格を意識して緑と水辺に関する様々な施策を展開していくことで、千葉市の緑と水辺が更に特徴づけられていくと考えてきました。

公園を中心とした時代に応じた施策展開とともに、緑と水辺の骨格の形成は、本市の緑と水辺のまちづくりを特徴づけるものとして浮かび上がってきます。

「千葉市緑のマスタープラン(原案)」
昭和55年(1980年)



「千葉市緑と水辺のネットワーク21世紀計画」
昭和62年(1987年)



「千葉市緑と水辺の基本計画」
平成9年(1997年)



「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」
平成24年(2012年)



歴代の計画における緑と水辺の骨格(ネットワーク)

4. 人口の見通しと今後の地域社会の状況

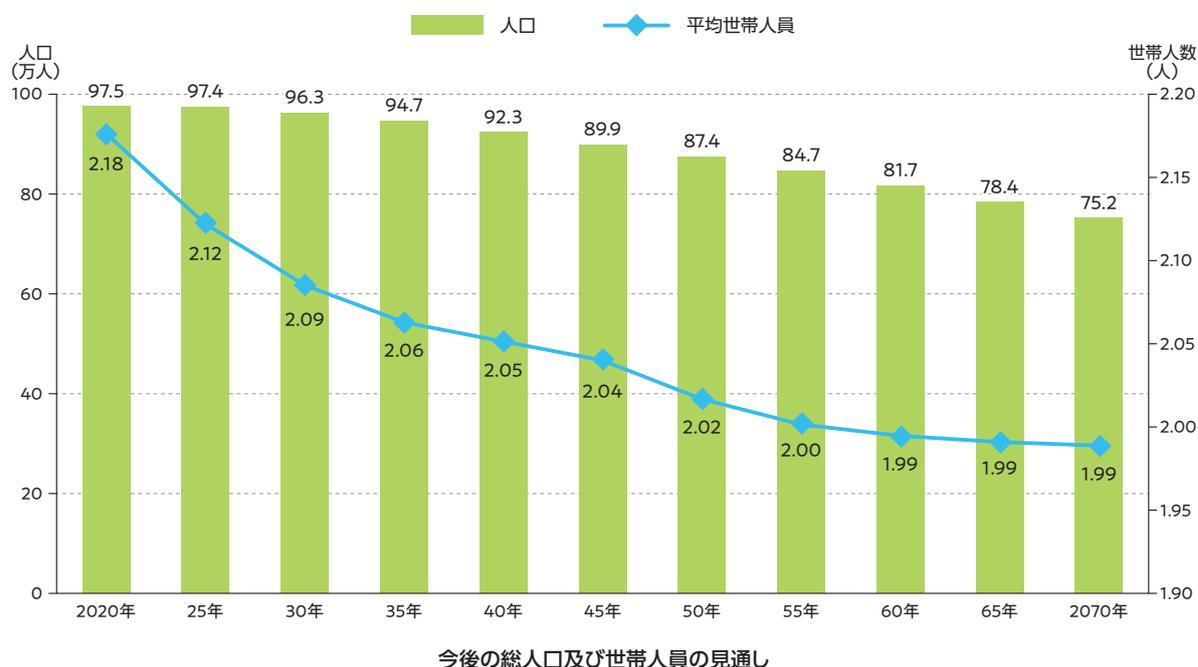
国勢調査において、我が国の総人口が減少に転じた頃から、千葉市のまちづくり全般に関して、拡張を基調としたものから、既存のストック(資産)を活かした持続可能なまちづくりを進めるものへと徐々にシフトしてきました。

千葉市の総人口に関しては、2020年代前半をピークに減少に転ずる見通しとなっており、1世帯あたりの平均世帯人員に関しても、同様に減少が続く見通しとなっています。

人口や平均世帯人員の見通しを踏まえ、近い将来の地域社会の状況を見渡してみると、空き家・空閑地の増加による地域の魅力低下・治安悪化とともに、町内自治会などの地縁組織の担い手不足や共助機能の低下といった地域活動の縮小、住民同士の交流機会の喪失によって地域の賑わいや愛着が失われていくことなどが懸念されます。

また、人口規模縮小に伴う需要の減少は、公共施設・インフラの維持更新、統廃合、公共交通サービスの衰退、民間サービスの撤退など、地域社会の様々な分野に影響を与え、都市の利便性・快適性の低下につながっていくことも想定されます。

地域社会の状況として様々な懸念が予見されるなかで、今後の緑と水辺のまちづくりに関しては、これまで以上にストック(資産)を活かして、地域社会の課題解決に資するような施策の方向性を意識していく時期にあります。



5. 計画改定の主旨

千葉市の緑と水辺のまちづくりに関しては、平成24年(2012年)4月に策定した「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」(以下、「前計画」といいます。)に基づき、様々な取組を進めていますが、前計画が令和4年度末(2022年度末)に目標年次を迎えるとともに、本市の緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況の変化などを踏まえ、今後の緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の方向性を位置づけた「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023」(以下、「本計画」といいます。)を策定します。

6. 本計画の概要

(1) 計画の名称

「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023」

(2) 計画の期間

令和5年度(2023年度)～令和14年度(2032年度)までの概ね10年間

(3) 計画の対象

千葉市全域の緑と水辺

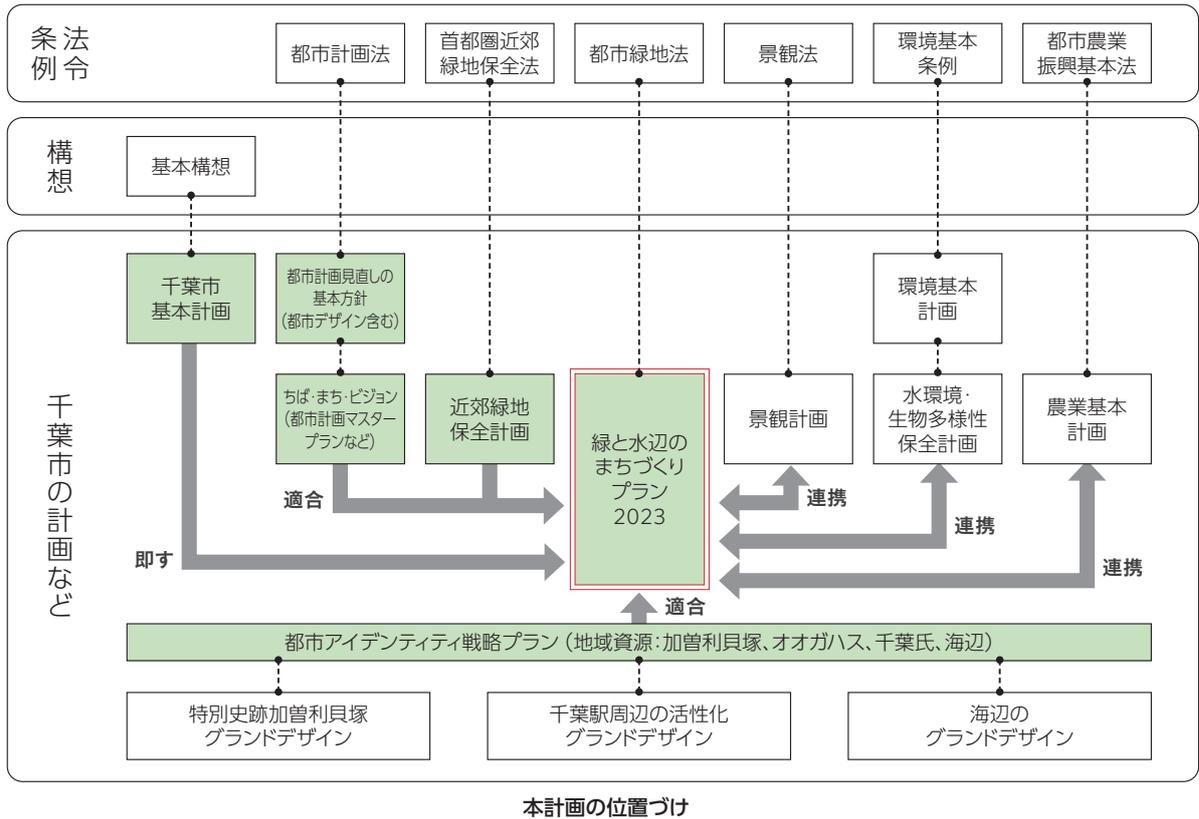
(4) 計画で示すもの

本計画では、豊かな緑と水辺を次世代に引き継ぐため、市民、団体、事業者、大学など多様な主体と行政が連携・協力して取組む、千葉市の緑と水辺のまちづくりの基本方針(緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の方向性)を示します。

7. 本計画の位置づけと関連する計画

本計画は、法体系上においては、都市緑地法第4条に基づく、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する法定計画としての位置付けを有しています。

また、千葉市の市内においては、緑と水辺のまちづくりに関する部門計画となります。市内での計画相互の位置付けとして、本計画は、千葉市基本計画に即し、都市アイデンティティ戦略プラン及び都市計画法に基づく都市計画マスタープラン(本市では、都市計画区域マスタープラン*、都市計画マスタープラン*、立地適正化計画*の3プランを統合して「ちば・まち・ビジョン」といいます。)と適合するものとなります。これらと併せて、景観法に基づく景観計画、水環境・生物多様性保全計画、農業基本計画などと連携するものとなります。



都市アイデンティティ戦略プランにおける「4つの都市アイデンティティ」

千葉市では、本市固有の歴史やルーツに根ざした地域資源として「加曽利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」「海辺」の4つを都市アイデンティティとして選出し、令和4年(2022年)に策定した都市アイデンティティ戦略プラン(改定版)のもと「住み続けたい」「住んでみたい」「訪れてみたい」そして「選ばれる」都市となれるように各種取組を進めています。緑と水辺は、いずれの地域資源とも関わりの深いものです。



都市アイデンティティ戦略プラン

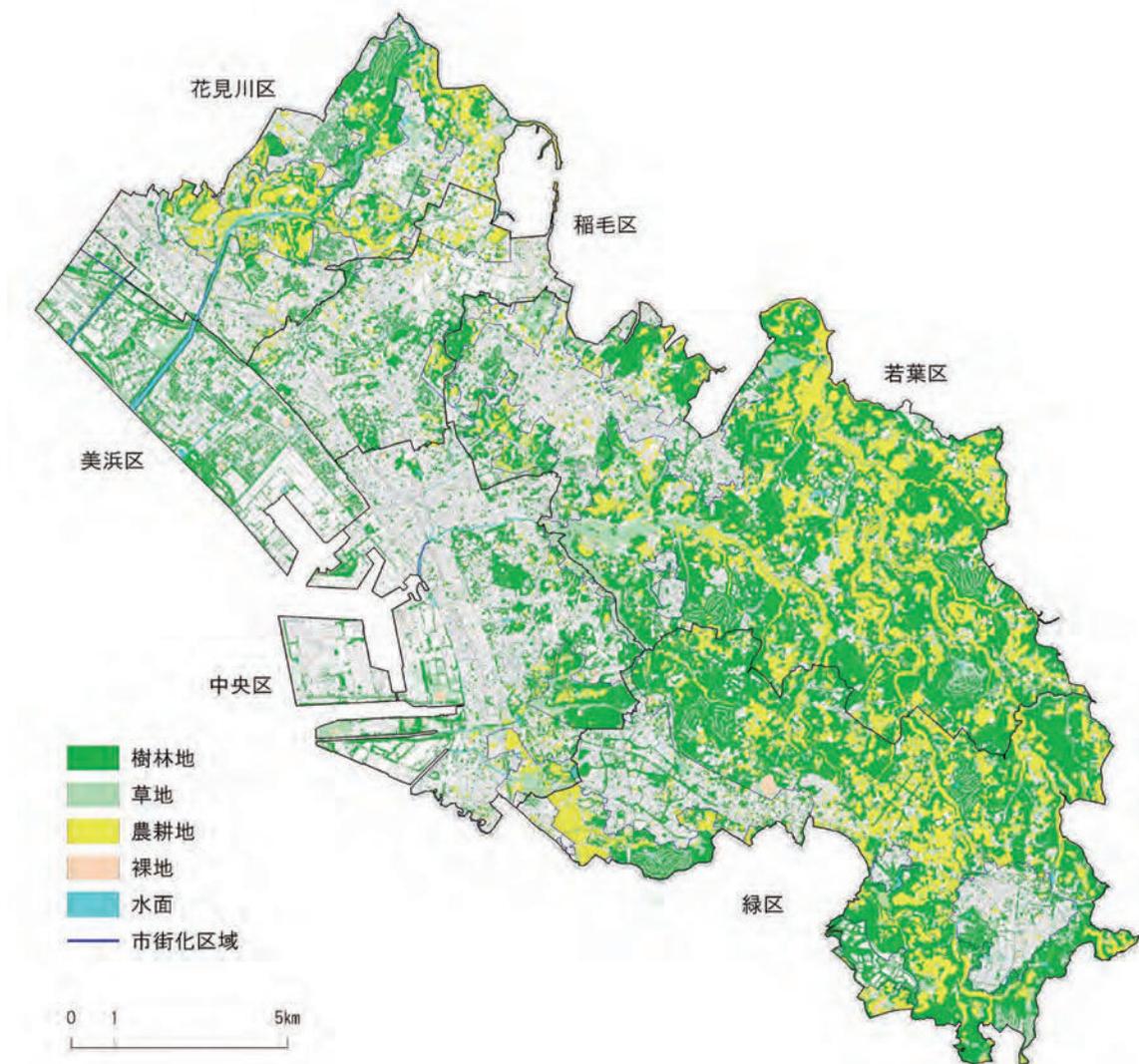
第2章 緑と水辺の現状と課題

1. 緑の現状

(1) 緑の分布 令和2年(2020年)

千葉市全域での緑被*面積は13,217.9ha、緑被率は48.6%となります。緑被分布は、河川などの自然環境由来のものとは都市政策由来*のものとは大別できます。緑被地の大部分は、市東部の市街化調整区域と主要河川の上流部にまとまって分布しており、都市計画の区域区分境(市街化区域と市街化調整区域の境)にも点在しています。

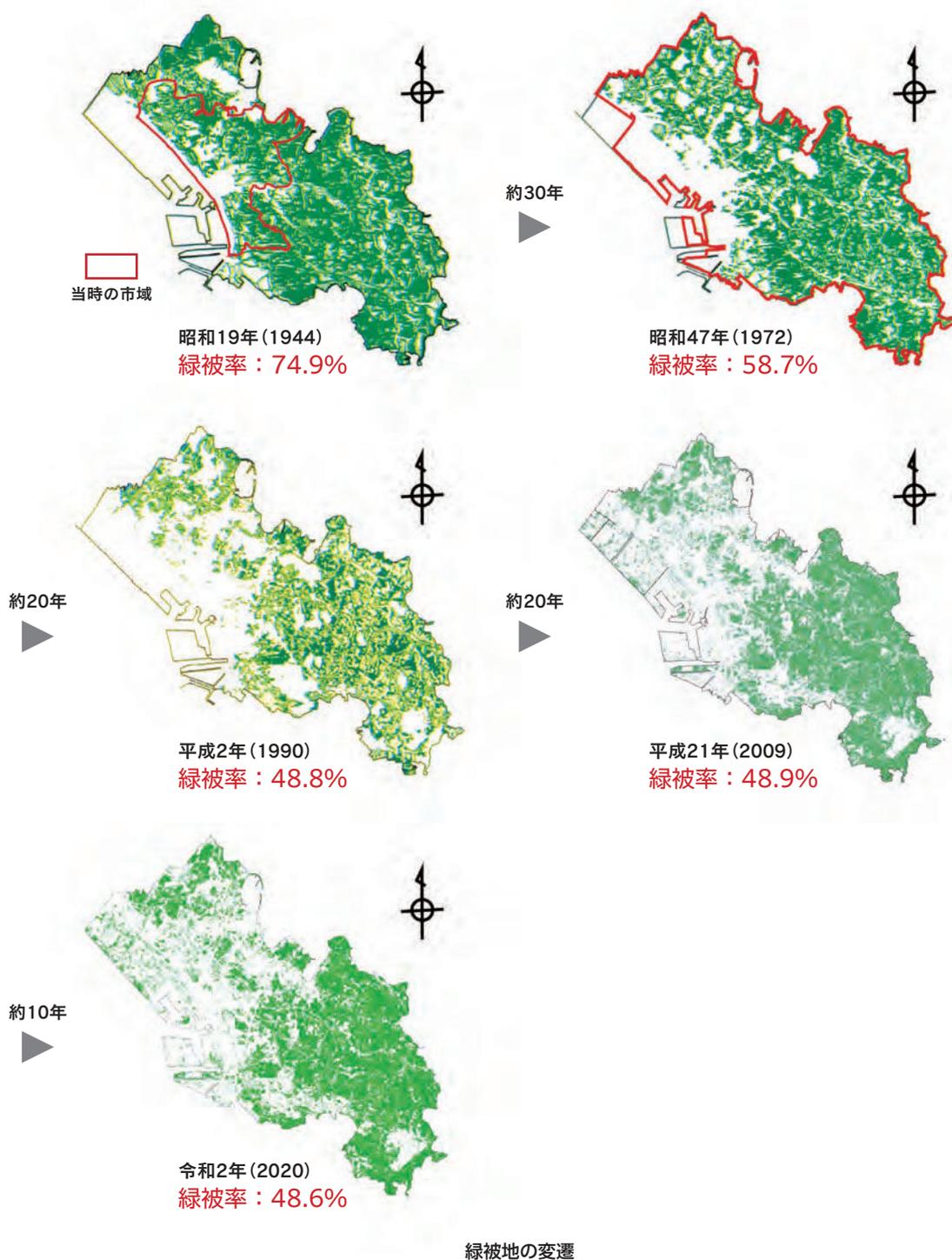
*都市計画で、市東部を市街化調整区域と定めるとともに、区域区分境に穴抜き調整区域を設けたこと、海辺に大規模公園を決定したことなどを指しています。



緑被分布図

(2) 緑の変遷 昭和19年(1944年)～令和2年(2020年)

緑被地については、戦後、都市の成長に伴う市街化により、大幅に減少しましたが、近年では、一定の宅地開発などは依然として継続するものの、緑と水辺のまちづくりに関する様々な取組や樹木の生長もあって、緑被率としては大きく変化しませんでした。開発圧力が高い首都圏の政令指定都市のなかでも、約30年間にわたって、市域の約半分を緑被地として維持していることは、豊かな緑を有するという本市の特徴が表れています。



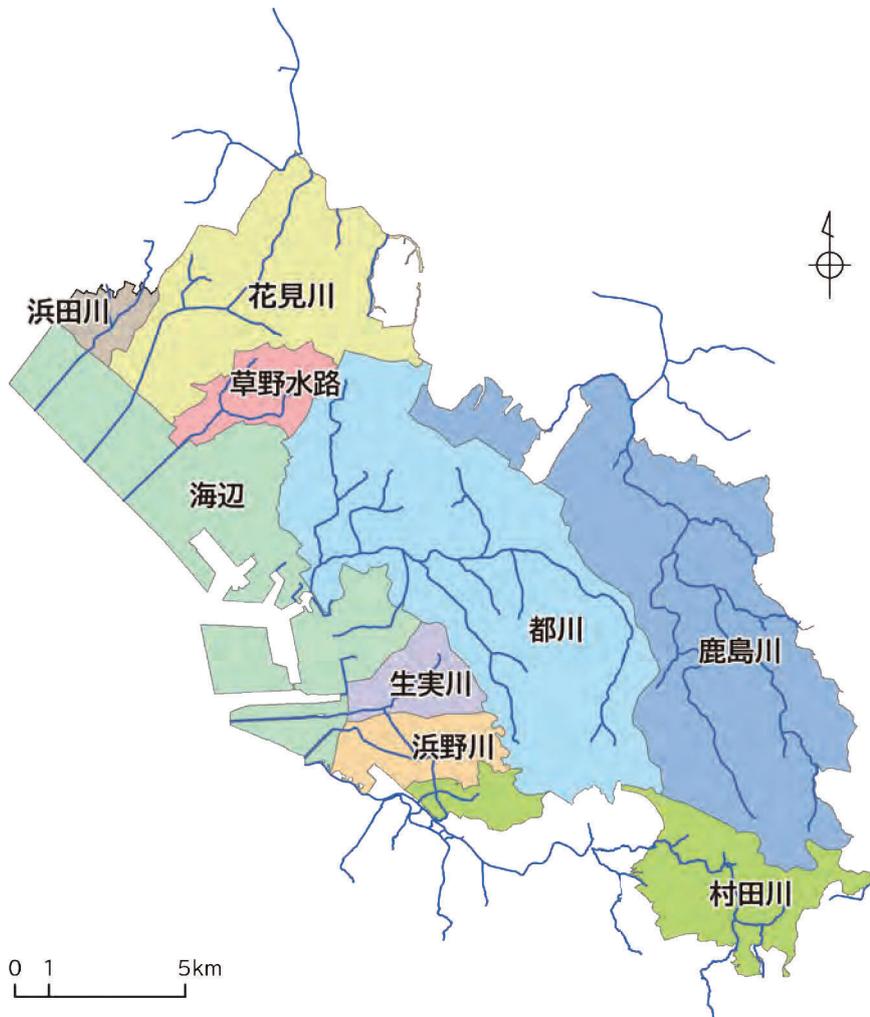
※緑被率は、各年の市域面積をベースに算出しています。このうち、昭和19年(1944年)及び昭和47年(1972年)の緑被率は、平成9年(1997年)の「緑と水辺の基本計画」に掲載されている緑被画像をコンピューターに取り込み、緑で彩色された箇所のパixel数を集計し、算出したものです。

2. 水辺の現状

(1) 海辺や川辺の現況

千葉市には全長約42kmにも及ぶ海岸線があり、稲毛～幕張には総延長4.3kmの人工海浜が広がります(人工海浜としては日本一の長さを誇ります)。千葉みなと～蘇我にかけては、港のふ頭景観が広がります。蘇我周辺においては、事業用の専用岸壁*が多く、公共岸壁*は、千葉中央港の一角に限られています。本市では、こうした人工海浜や港などを「海辺」として、都市アイデンティティの4つの地域資源の1つに位置付けています。

また、千葉市には13の河川があります。台地からの湧水を水源とし、水田地帯から市街地へ、海や湖沼へと流下しています。代表的な河川として、市北部を流れる花見川では、上流部は野鳥の生息地となり、下流部は幕張新都心の市街地が広がります。市中央部の都川では、上流部は野草などの自然環境に恵まれ、中流部には特別史跡加曽利貝塚が位置し、下流部には千葉都心の中心市街地が広がります。市東部を流れる鹿島川では、昭和の森付近が水源となり、流域には水田や畑などの農村景観が広がります。優良農地が多く、農産物生産の中心地となっています。



水系・河川の分布

(2) 海辺や川辺の推移

戦前、千葉市の海は、海水浴場や潮干狩りなどに適した遠浅の海でした。当時は、東京から1時間弱という利便性もあって、東京方面などからの日帰りの行楽地として賑わいを見せていました。特に稲毛海岸の美しい海と松林は、白砂青松とうたわれ、多くの文人墨客がこの地を訪れました。戦後、千葉港の開港とともに、昭和30年代頃から本格的に始まった埋立事業により海岸風景は消失し、千葉中央地区(寒川、出洲、中央港)、千葉北部地区(稲毛・検見川、幕張)、千葉南部地区(蘇我、浜野)といった臨海部の埋立地が造成されました。その後、稲毛海浜公園や幕張海浜公園においては、かつての海岸風景を再現するため、人工海浜が造成されました。近年では、人工海浜や千葉みなどにおいて、各種施策を展開していることもあり、行楽利用だけでなく日常利用としても賑わいを見せています。

千葉市内の河川に関しては、川幅が狭く水量が少ないものの、農村部では古くから農業用水として利用してきました。街なかでも、かつては貨物運搬用の水路として、河川を利用していましたが、都市の拡大に伴う市街化により、物資の運搬方法が変化し、更に治水面での安全性の確保を図るため、コンクリート護岸による河川改修が行われるなど、生活との密着度は徐々に薄れていきました。近年では、イベントの開催やビオトープ*の保全などの施策を通して、部分的ではありますが、河川や川辺に親しめるようになってきました。



東京湾岸の海水浴場(出展:「観光千葉」(峰庫治))



寒川での海苔干し
(昭和25年頃)



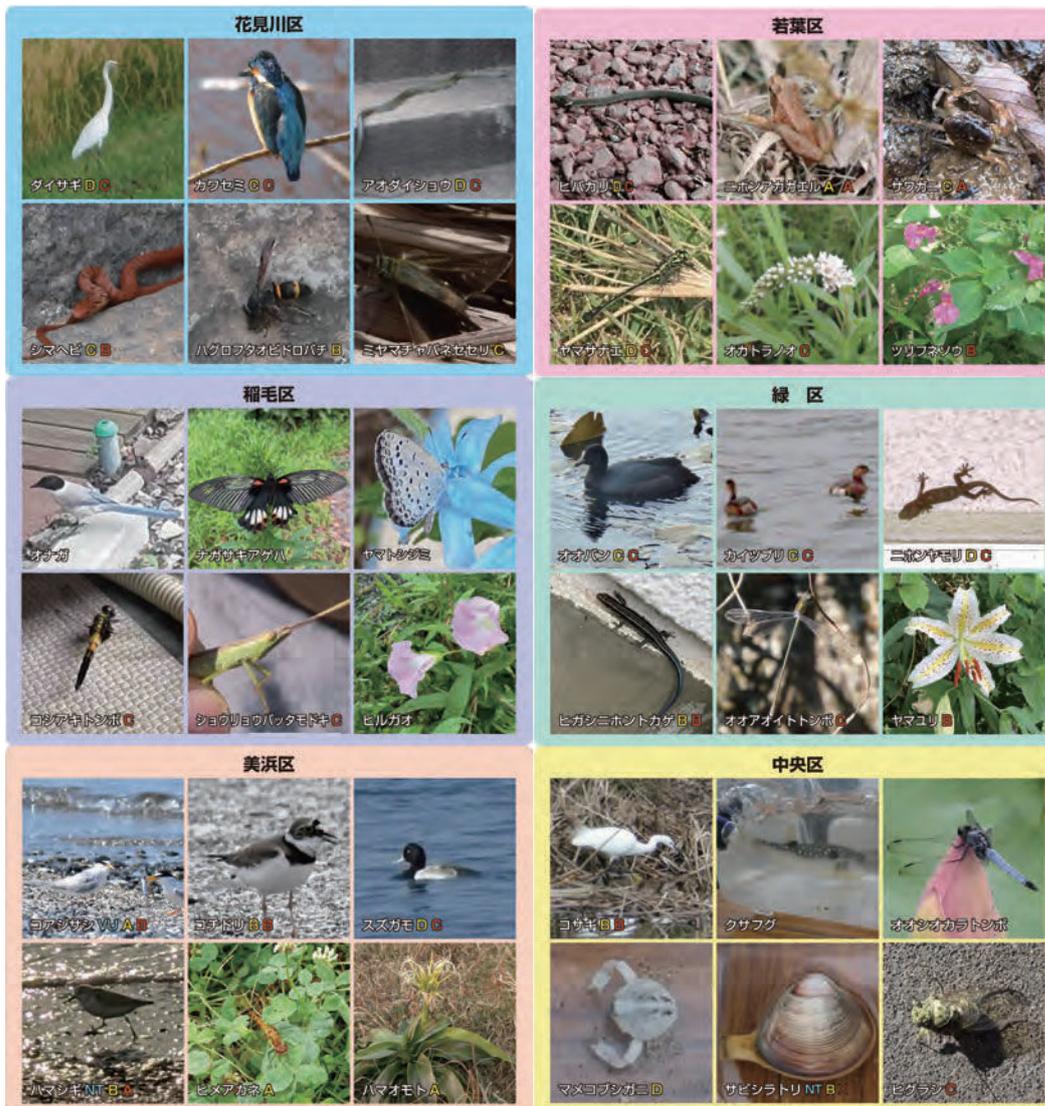
臨海部での埋立の区域図

3. 緑と水辺の環境(生き物など)の現状

(1) 生き物の生息状況

千葉市内には、市東部の谷津田*、河川、ビオトープを中心に、多様な生き物が生息しています。令和元年度(2019年度)から開始した市民参加による生き物調査の結果、以下のとおり、各行政区において、様々な生き物が確認されています。

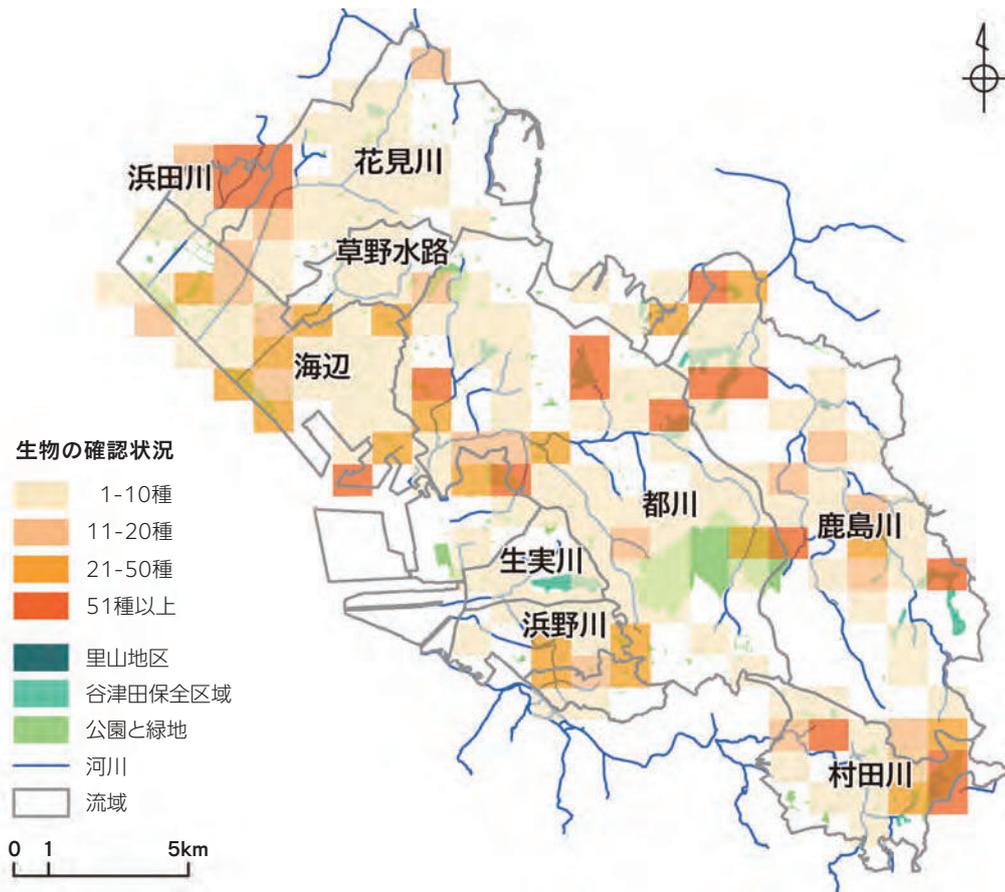
なお、本市の保護上重要な野生生物、いわゆる千葉市レッドリスト*に登録されているものは、植物では維管束植物290種、維管束植物以外46種の計336種、動物では哺乳類11種、鳥類82種、両生・爬虫類19種、汽水・淡水魚類16種、昆虫類177種、その他無脊椎動物174種の計479種、合計815種です。このうち、X消息不明・絶滅生物174種、A最重要保護生物216種、B重要保護生物及びC要保護生物425種となっています。このほか、保護上重要な植物群落38箇所が選定されています。



生き物名の後の記号は、レッドリストの категорияです。

環境省(2020)	VU: 絶滅危惧Ⅱ類	NT: 純絶滅危惧		
千葉県(動物2019/植物・菌類2017)	A: 最重要保護生物	B: 重要保護生物	C: 要保護生物	D: 一般保護生物
千葉市	X: 消息不明・絶滅生物	A: 最重要保護生物	B: 重要保護生物	C: 要保護生物

千葉市でこれまでに生息が確認された生き物



1kmメッシュ単位での生き物の確認状況

生物多様性保全の動向と「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」

30by30とは、令和12年(2030年)までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向けて、陸域と海域の30%以上を保全しようとする目標です。平成22年(2010年)に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において「愛知目標」が採択されました。この後継となるものとして、令和4年(2022年)12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、30by30は、この枠組みのなかの主要な目標の一つとして定められました。

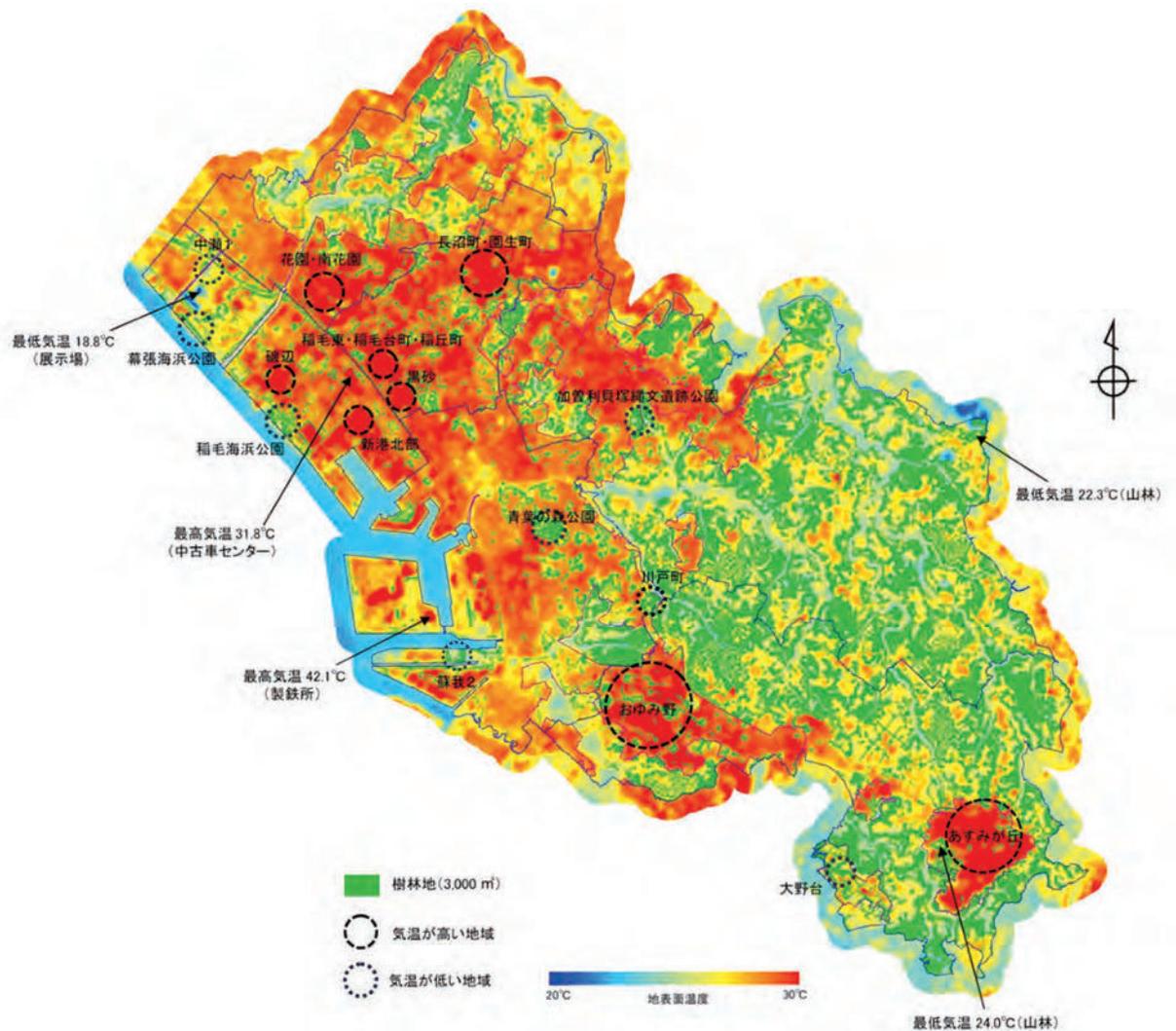
我が国では、令和2年(2020年)12月末時点で、陸域20.5%、海域13.3%が既に保護地域として保全されていますが、環境省では、30by30の達成に向けて、こうした保護地域に加えて、それ以外の場所も保全していこうとしています。企業が有する森林や里地里山などの保護地域以外の生物多様性保全に貢献する場所を環境省が認定して、保全していこうとするものであり、こうした取組は、OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)と呼ばれます。

(2) 熱環境の状況

ヒートアイランド現象とは、都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地被覆の減少、冷暖房などの人工排熱の増加により、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象であり、都市特有の環境問題となっています。

千葉市においても、ヒートアイランド現象は確認されており、令和元年(2019年)9月2日の10時16分時点におけるLANDSAT衛星の熱赤外面像に基づく、地表面の温度分布は以下のとおりです。地表面温度が最も高い場所は、中央区川崎町付近の42.1℃であり、30℃以上の地表面温度が比較的高い場所は、稲毛区では長沼町・園生町・稲毛東・稲毛台町・稲丘町、花見川区では花園・南花園、緑区ではあすみが丘・おゆみ野、美浜区では磯辺・新港といった地域が挙げられます。その一方で、海辺、川辺などを除いて、地表面温度が最も低い場所は、美浜区中瀬付近の18.8℃であり、地表面温度が比較的低い場所は、中央区では青葉町(青葉の森公園)・川戸町(保存樹林)、若葉区では桜木町(加曾利貝塚縄文遺跡公園)、緑区では大野台、美浜区では高浜(稲毛海浜公園)、中瀬、ひび野(幕張海浜公園)といった地域が挙げられます。温度分布の傾向として、まとまった緑が多く存在するところや海・河川沿いの風の通り道などでは、地表面温度が比較的低くなっています。

熱環境の他、緑と水辺の環境が有する様々な効用については、コラムに記載しています。



千葉市の地表面温度の分布

緑と水辺の環境が有する「人や生き物への様々な効用」

■ ゴルフ場における生物多様性保全

ゴルフ場は、スポーツやレクリエーションを楽しめる場であるとともに、広大な面積を有する緑でもあります。コース上には、グリーン(芝生)、バンカー(砂地)、ウォーターハザード(池)などの多様な環境が存在し、生物多様性の保全にも一定の役割を果たすことが様々な研究で示唆されています。ゴルフ場に出かけた際には、プレーを楽しむ合間に、生き物探しをしてみませんか。

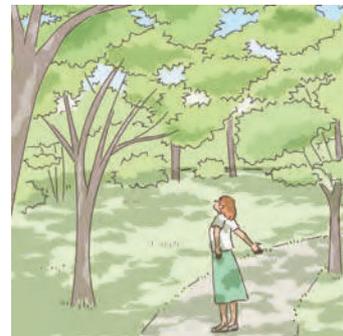


ゴルフ場の生き物

■ 「1/fゆらぎ」でリラックス

森林浴をしながら、鳥のさえずりを聴いたり、川辺を散歩して、川のせせらぎを聴いたり、日常生活の1コマには、規則的な中に不規則なものが混ざるような「ゆらぎ」が多くあります。

周波数をfとして、ゆらぎの程度が $1/f$ であると心地が良くなり、ヒーリング効果があるといわれています。コロナ禍での心身の健やかさを保つために、身近な緑と水辺まで足を運んでみませんか。



森林浴

■ 自宅と農地と公園で小規模循環

家庭から出る生ごみについて、デスポーザーで処理している家庭も増えてきていますが、多くの家庭では可燃ごみとして排出していると思います。家庭から排出される生ごみを公園で堆肥化できるようになれば、堆肥を用いて近くの農地で野菜が育ち、育った野菜は直売所で購入できるというローカルな物質循環が生まれます。身近な小規模循環の実装は、そう遠くない未来かもしれません。



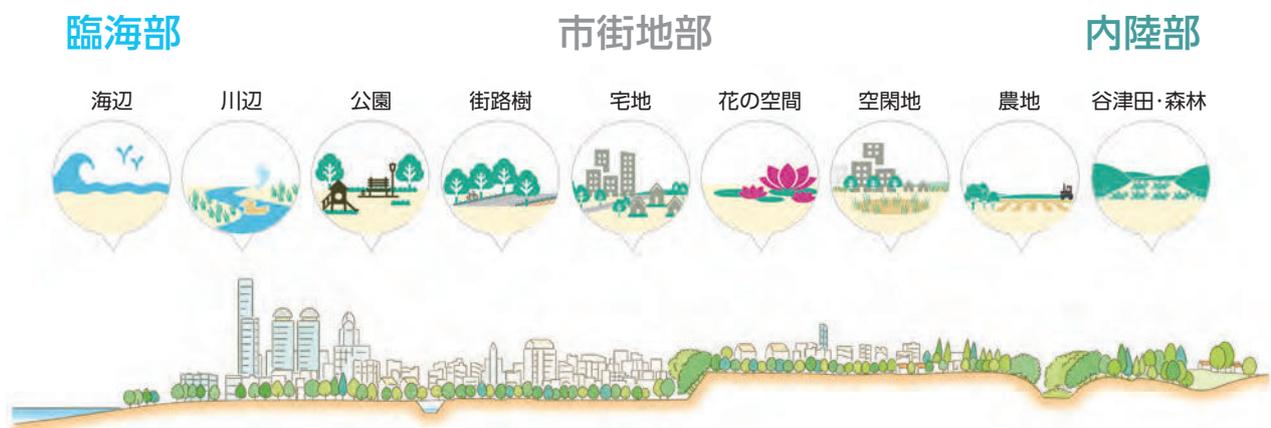
小規模循環

4. 緑と水辺の各フィールドでの主な施策の展開状況

緑と水辺のまちづくりのあゆみで整理してきたとおり、緑と水辺に関する施策については、主に明治時代以降の近代化に伴って展開してきました。これまでに実施してきた施策展開の状況については、施策展開の場となる緑と水辺のフィールドと結びつけて整理すると分かり易くなります。

ここで、千葉市における主な緑と水辺のフィールドについては、臨海部から市街地部、そして内陸部へと至る、以下の断面図から把握できる「海辺」「川辺」「公園」「街路樹」「宅地」「花の空間」「空閑地」「農地」「谷津田・森林」の9つのフィールドとして抽出できます。各フィールドに共通する事項を「共通事項」として、これ以降は、主な施策の展開状況を整理していきます。

なお、緑と水辺のフィールドにおける代表的な施策の展開状況については、視覚的に捉えられるように、コラムのように見える化を試みました。



千葉市の断面図と施策展開の場となる主な緑と水辺のフィールド

緑と水辺に関する「施策展開の見える化」

緑と水辺に関する施策には様々なものがありますが、代表的な施策の実施面積について、千葉市を代表するレジャースポットである動物公園の面積と比べて、見える化をしてみました。

イラストでは、動物公園1箇所分をレッサーパンダの風太(ふうた)君1頭で表しています。各施策の実施面積について、実感が湧きますでしょうか？緑地協定や農地も民有の緑であり、本市の緑と水辺のまちづくりにとって、民有の緑が果たす意義が大きいことが分かります。



レッサーパンダの風太君



※近郊緑地特別保全地区を含む





浜辺

平成28年(2016年)に策定した「海辺のグランドデザイン」に基づき、人工海浜を有するエリアにおいては、アーバンビーチの形成を目指して、官民連携で魅力向上の取組を行っています。

検見川の浜に面し、いなげの浜を有する稲毛海浜公園においては、検見川地区(稲毛ヨットハーバー周辺)では、事業者により海に見えるレストラン事業やバンケット事業などが運営されています。同地区では、検見川ビーチフェスタ実行委員会が組織され、人工海浜を活かしたイベントが開催されています。これと併せて、同公園のいなげの浜を含むその他のエリアにおいては、官民連携で海へ延びるウッドデッキの整備、グランピング施設などのリニューアル事業を行っており、事業者により施設の運営もなされています。

幕張の浜に面する幕張海浜公園においては、海側ブロックでは、事業者により、日本サッカーの強化拠点となるだけでなく、一般利用も可能な高円宮記念JFA夢フィールドが整備されています。このほか、同事業者により、東京湾を一望できる温浴施設も整備されています。幕張の浜では、幕張ビーチ花火フェスタ(千葉市民花火大会)をはじめとした各種イベントが開催されています。同公園の陸側ブロックでは、日本庭園の見浜園や広大な芝生広場などがあり、事業者により、日本文化を活かした様々なイベントが開催されています。

港

千葉みなとは、国土交通省のみなとオアシス*に登録されており、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資するよう、事業者により、旅客船ターミナル機能を有する商業施設運営やクルーズ船の運航事業などが実施されています。これと併せて、商業施設内に設けた大型水槽でのダイビング体験事業や水槽で泳ぐ魚を見ながら食事を楽しめるレストランなども運営されています。商業施設周辺の港湾緑地*においては、千葉市みなと活性化協議会が組織され、さんばしまつりやクリスマスマーケットなどのイベントが開催されています。

なお、令和4年(2022年)には、来訪者への分かりやすさや地域の方々により一層の愛着を持ってもらうことを期待して、千葉港唯一の旅客船桟橋が隣接する親水空間の呼称を「さんばしひろば」と決めました。本市では「さんばしひろば」において、各種イベント・撮影・キッチンカー出店などを計画している事業者向けに「さんばしひろば利用手引き」を公開し、活用の促進を図っています。



稲毛海浜公園 海に見えるレストラン



検見川ビーチフェスタの広報



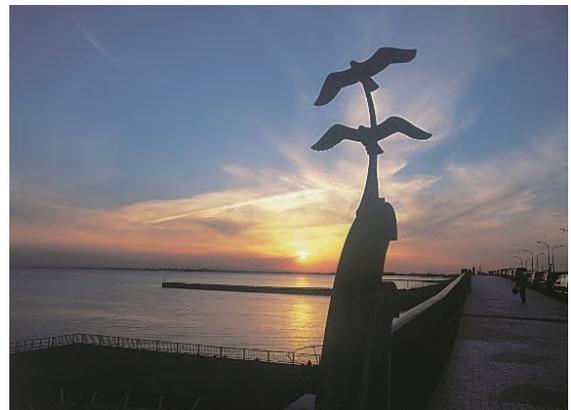
幕張海浜公園 JFA夢フィールド



幕張ビーチ花火フェスタ
(千葉市民花火大会)



千葉みなとさんばしひろば



美浜大橋 橋の夕景



千葉ポートタワー



ハーバーシティ蘇我



花見川

花見川は、市北部を流れ東京湾に注ぐ一級河川です。八千代市の大和田排水機場において、水位と水量が調整されている人工河川であり、印旛放水路とも称されます。台風などの大雨で印旛沼への流入が多く、利根川への自然排水が困難なときに印旛放水路を経由して、東京湾に排水が行われます。治水目的の人工河川ですが、近年では、千葉市と事業者などで協力して親水施策として、カヤック体験を行っています。

川沿いの堤防は、河川管理用の通路でありつつ、散策路やサイクリングの機能も兼ねた花見川サイクリングコースとなっています。コース長は、花見川区横戸町から美浜区磯辺2丁目までの全長約12.8kmです。同コース周辺には、花島公園や天福寺観音堂の花島観音(県指定文化財)など、歴史や文化を伝える地域資源もあります。

都川

都川は、坂月川、支川都川、葭川といった支川を有し、東京湾に注ぐ二級河川です。都川の中流部では、豪雨時には多目的遊水地として機能し、平時には緑と水辺のレクリエーション拠点となる都川水の里公園の整備を進めています。下流部の千葉都心では、水辺の遊歩道となる葭川プロムナードや親水護岸を有する本町公園があります。支川の坂月川では、水辺の生き物とふれあうことができる坂月川ビオトープがあり、多自然川づくり*を進めています。これらと併せて、特別史跡加曾利貝塚の魅力向上に関する事業も進めています。

また、都川流域における雨水の流出を抑制する取組として、学校のグラウンドには雨水を一時的に貯留する雨水貯留浸透施設を整備しました。

鹿島川

鹿島川は、市東部を流れ印旛沼に注ぐ一級河川です。上流部では、上水道の水源として利用され、下流部では、農業用水として利用されています。

川沿いには、農地が広がり、優良農地として保全する必要がある農地を農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業振興地域内の農用地区域として指定するなど、農業関係施策を集中的に行っています。周辺には、農村環境を活かした観光型の施設として、富田さとにわ耕園、下田農業ふれあい館、中田やつ耕園などがあります。本市では、若葉区・緑区にあるこうした地域資源をPRしていくため、自然豊かなグリーンツーリズム*が楽しめるエリアを「チバノサト」と呼称して、利用の促進を図っています。

河川の特徴

千葉市内の河川は、大きな水源を持たない、いずれも小規模な河川です。川幅が狭く、河川に沿ってすぐに斜面林が迫るような河川断面となっています。このため、親水護岸の整備箇所については、葭川プロムナードの一面などに限られています。



花見川 カヤック体験の様子



花見川 花島橋からの景観



都川 下流部の景観



坂月川 ビオトープの景観



鹿島川 農地の風景



「チバナサト」グリーンツーリズム

地域の住民に親しまれている「草野水のみち、ろっぽう水のみち」

草野水のみちは、東京湾に注ぐ水路(雨水幹線)です。遊歩道やベンチなどもあり、四季折々の花や見応えのあるサクラ並木が楽しめる散策路もあります。

また、葎川の上流部の排水路についても、かつては生活排水が流入していましたが、下水道の普及に伴って水質は改善し、現在は散策路も整備されるなど、ろっぽう水のみちとして、地域の住民に親しまれています。



草野水のみち



配置

千葉市内の公園に関しては、大規模公園と身近な公園とに大別でき、大規模公園については、全市レベルからみて、緑と水辺の骨格を考慮して、その位置や規模を都市計画で定めています。身近な公園については、都市計画の市街化区域を中心に、生活圏(都市計画の住区)を単位に誘致圏などを考慮して配置しています。身近な公園に関しては、地域によって公園配置に偏りも見られる状況です。

整備

都市公園の整備量については、令和3年度末(2021年度末)で1,155箇所/9,714,619㎡に上ります。市民一人当たりの都市公園敷地面積は、約9.94㎡/人となります。本市の都市公園条例においては、市全域での市民一人当たりの都市公園敷地面積の目標を10.0㎡/人と定めており、この目標にも到達しつつある状況です。市民一人当たりの都市公園敷地面積は、首都圏の政令指定都市の中では最上位の値となっています。

近年の公園整備に関する状況として、大規模公園については、令和4年(2022年)3月に蘇我スポーツ公園の整備が完了し、都川水の里公園では、整備に向けた用地取得を行っています。身近な公園については、開発行為に伴う事業者による公園提供が多く、なかには300㎡未満の小規模な公園も含まれています。一方で、本市による公園の整備は、土地区画整理事業によって確保した用地や寄附を受けた用地で実施しており、整備のペースは、概ね年1箇所です。このほか、市民の手による地域に根ざした公園整備として、手づくり公園の取組を行っています(コラム参照)。

施設

公園の施設については、設置から30年以上経過したものが全体の半数以上を占め、つくりが古くなっています。近年では、大規模公園を中心に官民連携でリニューアル事業を進めています。身近な公園においては、公園の全面リニューアルは実施しておらず、老朽化した遊具やバックネットなど、一部の施設を優先して長寿命化対策(修繕や更新)を行っています。更新にあたっては、子ども向けの施設だけでなく、高齢者向けに健康づくりができる施設の導入も図ってきています。

運営

大規模公園においては、指定管理者*や事業者などと協働して日常管理だけでなく、イベントなどの運営も行っています。一方で、身近な公園においては、町内自治会などを構成員とする公園清掃協力団体*やパークマネジメント団体*などと協働で日常管理を行っています。活動の担い手は徐々に固定化し、高齢化も進んでいます。大規模公園や身近な公園のなかには、プレーパーク*の運営がなされているところもあります。



昭和の森 こいのぼり



真砂5丁目第4公園 サクラ



蘇我スポーツ公園 公園上空からの写真
(出典:UR PRESS vol.59)



フクダ電子アリーナ写真
(写真提供:UR 都市機構)



古くなった公園施設の交換



パークマネジメントの様子(植栽管理・マルシェ)

市民の手による地域に根ざした公園整備「手づくり公園」

身近な公園の整備にあたっては、公園の計画立案から始まり、花壇や舗装などの整備を地域と市の協働で行う「手づくり公園」という取組があります。これまでに「手づくり公園まさご」と「かわど手づくり公園」の2公園を整備しました。地域に根ざした公園となるよう、完成した公園は、地域で管理しています。



手づくり公園まさご



配置

街路樹は、ニュータウン開発地や土地区画整理事業地を中心に植栽されており、高木の植栽本数は令和3年度末(2021年度末)で45,639本に上ります。近年では、街路樹の整備を伴うような開発は減少してきています。

街路樹の整備基準については、千葉市が設置及び管理する道路に関しては、千葉市公共施設等緑化推進要綱に定め、歩道幅員3.0m以上の道路などでは、街路樹及び植樹帯の整備を行うものとし、一方で、歩道幅員3.0m未満の道路などでは、道路管理上、支障のない範囲内で可能な限り街路樹を植栽するものとしています。

街路樹(高木)のうち、植栽本数の多い上位10樹種については、落葉樹のイチヨウ4,210本、常緑樹のマテバシイ3,973本、落葉樹で花木のハナミズキ3,049本、落葉樹のケヤキ2,850本、落葉樹で花木のサクラ2,721本、常緑樹のヤマモモ2,397本、落葉樹のナンキンハゼ2,262本、落葉樹のクスノキ2,262本、落葉樹のユリノキ2,120本、落葉樹のプラタナス1,851本となります。

状況

植栽後の年月の経過によって、街路樹の大径木化が進行しています。その結果、街を風格付ける街路樹となるものもある一方で、歩道幅員に見合わない程、大径木化した街路樹では、景観形成上の不釣り合いな状況や木の根による舗装の持ち上げによって、ベビーカーなどが通行しにくい状況が生じている場合もあります。交差点付近の街路樹では、街路樹の葉が道路標識を覆い隠し、視認性の低下が生じている場合もあります。更に、公園に隣接する歩道に植栽されている街路樹のなかには、街路樹と公園樹とが互いに干渉するような状況が生じている場合があります。このほか、海浜部などでは、植栽環境などにより樹勢が衰退している街路樹もあります。

管理

街路樹の管理については、千葉市の公園緑地事務所(専門業者への委託管理を含む)によるものが大部分を占めていますが、一部の路線においては、ちばし道路サポート制度*に基づく、ちばし道路サポーターも清掃などの日常管理に携わっています。

主な管理の内容については、低木の刈込や落ち葉対策として秋の骨格剪定*です。骨格剪定は、千葉市の公園緑地事務所にて実施しており、道路構造令に基づき、歩行者や車両への安全確保を基本に実施しています。ただし、財政制約もあり、美観を十分に意識した剪定までは実施できておらず、ぶつ切りとなる状況もあります。ボリュームのある樹形づくりといったきめ細やかな対応は、実施できていない状況です。

賑わい創出

JR千葉駅東口に位置する中央公園プロムナードは、ケヤキの並木を有する歩道幅員の広い道路です。市民や大学生から構成される団体が、道路占用許可の特例制度を活用して、本プロムナードで、パラソルギャラリーというイベントを開催しています(コラム参照)。



中央公園プロムナード



こじま公園通り



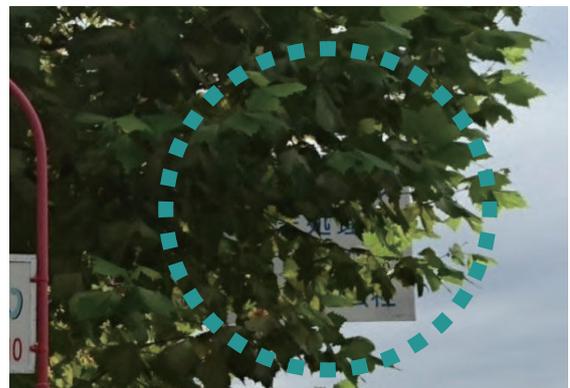
おゆみ野学園前



あすみが丘



木の根による舗装の持ち上げ



街路樹の葉が案内板を隠している状況

中央公園プロムナードでの賑わい創出「パラソルギャラリー」

パラソルギャラリーは、JR千葉駅前の中央公園プロムナードに並べられた白いパラソルのもと、絵画作品などの展示やパフォーマンスを行う催しのことです。毎年10月頃に開催され、絵画、写真、陶芸、ガラス細工をはじめ、ジャズ演奏などを大通りで楽しむことができ、街に賑わいが創出されています。



パラソルギャラリーの様子
(写真提供:パラソルギャラリー実行委員会)



緑化意識

都市緑化意識の高揚や都市緑化に関する知識の普及のため、緑と水辺の都市宣言をはじめとして、都市緑化活動の拠点施設となる都市緑化植物園や花の美術館を整備するとともに、各種講習会を行っています。このほか、絵画コンクールの実施など、様々な普及・啓発事業を行っています。

民間施設

市街地の大半は、民間の施設で構成されているため、住宅や事業所などを対象とした緑化を進めています。

緑化の基準については、千葉市工場等緑化推進要綱や千葉市宅地開発指導要綱に定め、事業所系(店舗、事務所、工場など)や住居系(マンション、アパートなど)の別、敷地面積、開発面積、用途地域などの状況に応じて、緑化率や植栽密度、植栽規格を規定しています。このほか、建築基準法に基づく総合設計制度*を適用した建築計画に関する公開空地*の緑化基準などを定めています。

また、緑化意識の高い地域においては、緑化による住みよいまちづくりを行うため、都市緑地法に基づき、地域の住民などが緑化ルールを定める緑地協定を締結しています。協定締結地区数は、令和3年度末(2021年度末)で169地区/594.94haに上ります。昭和53年(1978年)には、これらの地区の住民などから構成される千葉市緑化推進協議会が結成され、樹木診断会をはじめ、機関誌「ふるさとのみどり」の広報活動など緑化推進の母体として現在も活動を続けています。

なお、千葉市の緑地協定地区数は、他の政令指定都市と比較しても多く、これは、昭和56年(1981年)から平成8年(1996年)にかけて、千葉市宅地開発指導要綱において、一定規模以上の開発の場合に協定締結を義務付けたことに起因しています。

公共施設

公共施設については、市民利用される機会も多く、民間施設における緑化を誘導する役割を果たすように、市庁舎や学校などを対象に緑化を進めています。

緑化の基準については、千葉市公共施設等緑化推進要綱に定め、敷地面積500㎡以上の施設の場合、敷地の20%以上の緑化と接道部緑化として70%以上、緑地幅0.6m以上と規定しています。

近年、学校などにおいては、人口の見通しなどを踏まえて、施設の縮減が進んでおり、それに伴って既存の緑が消失する場合があります。

特殊緑化

中心市街地においては、平成24年度(2012年度)から屋上壁面緑化の助成制度を創設し、建築物の屋上や壁面の緑化を進めています。令和3年度末(2021年度末)で4件の実績がありますが、助成件数については、制度創設時に期待していた程は、増加していません。



都市緑化植物園 バラ園



園芸講座の様子



住宅地の緑化



緑地協定地区の様子



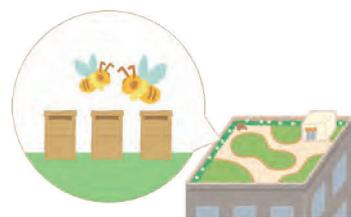
千葉市庁舎の屋上緑化



千葉駅・千葉駅ビルの屋上緑化
令和元年度(2019年度)都市文化賞受賞

人も街も豊かに「屋上緑化で養蜂」

千葉県下においては、温暖な気候を活かして、古くから養蜂業が行われてきました。近年では、ビルや大学の屋上でミツバチの養蜂が行われているところもあります。養蜂には、ちょっとした空間でも取組み、ミツバチの生育を通して、ハチミツが味わえるだけでなく、生物多様性の保全への理解も深まります。



屋上での養蜂の様子



オオガハス

千葉市の花である「オオガハス」については、都市アイデンティティの4つの地域資源の1つに位置付け、好意度や理解度の向上を図っています。

平成24年(2012年)からは、大賀ハスの開花60周年を記念して、オオガハスの系統保存の取組を始めます。オオガハスの純粋な種を後世に引き継ぐため、従前より系統保存を行っている東京大学から株を譲り受け、専門家の指導のもと、千葉公園での確な栽培・管理を行っています。これと併せて、オオガハスの維持管理やイベントに関わるハス守りさんの養成及び活動支援も行っています。

令和4年(2022年)には、開花70周年を記念して、記念フォーラムの開催や千葉公園内の蓮華亭リニューアルを実施しました。例年、オオガハスの開花時期に合わせて、大賀ハスマつりや花園ハス祭り観蓮会といったイベントを開催しています。近年では、ナイトタイムエコノミー*の一環として、夜間のオオガハス関連のイベントも開催しています。

花の活動

千葉市では、平成15年(2003年)に「花のあふれるまちづくり取り組み方針」を定め、四季折々の色々な花を楽しめる本市の特性を活かして、花のあふれるまちづくりを進めています。

地域での活動に関しては、本市の3都心(千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心)におけるシンボルロードの花壇管理をはじめ、花いっぱい市民活動助成として、道路、公園、公開性の高い民有地などで花苗助成を行っています。

市民交流・人材育成に関しては、花とひとのネットワークづくりとして、平成20年(2008年)に花びと会ちばを設立し、花のあふれるまちづくりの実現を目的とした講演会や講習会をはじめ、各種事業の展開を支援しています。このほか、緑や花の栽培・管理などの知識や緑と花を使ったまちづくりに関する緑と花の園芸講座も実施しています。

支援情報の提供に関しては、花のあふれるまちづくりに協力している市民団体やボランティアの情報交換の場として、花のあふれるまちづくり支援情報コーナーとなるフラワーデータバンクを運用しています。活動で生じる余剰の花苗や種子、資材などを譲渡・譲受する情報や活動メンバーの募集情報を掲載しています。

活動者

オオガハスに関する取組や花のあふれるまちづくり活動においては、市民、団体、事業者、花卉生産者など、多様な主体が携わっていますが、活動の担い手は徐々に固定化し、高齢化も進んでいます。



千葉市の花 オオガハス



千葉公園の蓮華亭とオオガハス



大賀ハスまつりでの象鼻杯の様子



千葉公園でのYohaS イベントの様子



3都心フラワープロムナード 写真左から 千葉都心 幕張新都心 蘇我副都心

地域課題の改善にもつながる「花壇づくり」

花見川区の花園公園の一角には、レイズドベッドと呼ばれる花壇があります。通常、花壇の草花は持ち帰れませんが、これは例外で、草花を見て、触れて、香りを感じて、気になったら少し摘んでも良いものです。千葉大学大学院園芸学研究院の岩崎寛准教授の監修のもとNPO法人により花壇の企画・運営がなされています。この地域では、公園隣接のごみ集積場での収集日以外のごみ出しが問題となっていました。花壇の整備によって、状況が改善されコミュニティもはぐくまれています。



レイズドベッド花壇

空閑地



分布

利用頻度が低い土地は空閑地とされ、市内一円に分布しています。今後、人口減少・少子高齢化が本格化するなか、都市のスポンジ化*が進行していくと、住宅地などにおいては、空閑地の散発的な発生が見込まれます。

施策

空閑地は、適切に管理されなければ、不法投棄の温床などとなる一方で、土地所有者からの理解が得られれば、地域の住民が地域活動を展開する場としての活用が可能となります。平成29年(2017年)の都市緑地法の改正では、空閑地を地域のオープンスペースとして市民利用を図る市民緑地認定制度*が創設されています。

農地



分布

農地は、市街化調整区域となる市北部の花見川上流部や市東部の鹿島川沿いにまとまって分布しています。市街化区域となる市西部では、市街地と農地が共存しています。

施策

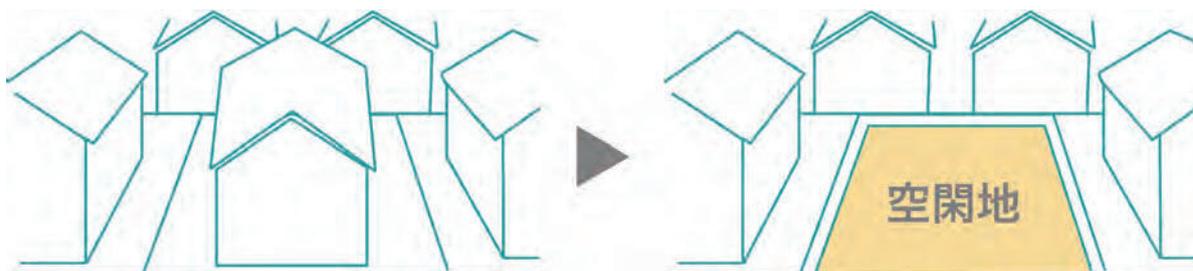
市街化調整区域においては、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域を令和3年度末(2021年度末)で13,638ha指定しています。このうち、農業上の利用を図るべき土地の区域として、農用地区域を2,083ha指定しています。一方で、市街化区域においては、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地法に基づき生産緑地を411地区／約88.96ha指定しています。

また、都市部と農村部の交流による地域活性化を目的にグリーンブリッジ構想を定めており、同構想に基づき、活動の核となる施設として、富田さとにわ耕園・下田農業ふれあい館・中田やつ耕園の3つの都市農業交流センターを整備しています。このほか、千葉市ふるさと農園や千葉ウシノヒロバをはじめ、農にふれあい、生産者と消費者が相互理解を深める場として、市民農園、指導者付きの体験農園、収穫体験を行える体験農園も整備しています。

これらのほか、農業の担い手の確保や育成を図り、農業の持続性を確保する取組、スマート農業技術、有害鳥獣対策、耕作放棄地対策、有機農業など生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる取組を行っています。

運営

市内の農業従事者においては、高齢化が進み、農業の担い手不足も進んでいます。



住宅地などにおける空き地の発生



富田さとにわ耕園 シバザクラ



中田やつ耕園 市民農園



下田農業ふれあい館 農産物直売所



千葉ウシノヒロバ



ふるさと農園



ふるさと農園のテラス



分布

谷津田は、主に市東部の若葉区や緑区を中心に分布しています。森林は、市街化調整区域となる市北部の花見川上流部、市東部の鹿島川沿いや都川上流部にまとまって分布しており、都市計画の区域区分の境や市西部の市街化区域内にも点在しています。

施策

首都圏という大きな枠組みのなかでは、首都圏近郊緑地保全法により、若葉区の一部約734haが東千葉近郊緑地保全区域に指定され、このうち自然環境が特に優れた地区約61.3haを東千葉近郊緑地特別保全地区に指定し、森林環境の現状凍結的な保全を図っています。

市レベルの枠組みのなかでは、大枠として、都市計画として市東部を市街化調整区域に指定し、開発抑制による緑の保全を図っています。都市計画の区域区分の境や市街化区域内を中心に風致・景観などに優れた地区の保全のため、都市緑地法に基づき特別緑地保全地区を13地区／約61.1ha指定し、森林環境の現状凍結的な保全を図っています。保全した樹林地などについては、同法の市民緑地*を17地区／約19.62ha指定しています。これに加えて、市独自の市営市民緑地を6地区／約6.76ha指定し、樹林地の市民開放を図っています。このほか、緑化の推進及び樹木の保全に関する条例に基づき、市街化区域と周辺に樹林や樹木を中心に、所有者の同意を得て10年間の協定を締結し、保存樹林を205.6ha、保存樹木を515本指定しています。保存樹林指定地などにおいては、市民の森設置事業実施要綱に基づき、市民の森を9箇所／約25.09ha指定し、樹林地の市民開放を図っています。これらのほか、森林法に基づき、森林の公益的な機能を活かすため、国道14号沿いの旧海岸線の斜面林を中心に7.85haが保安林に指定されています。

また、多様な生態系*を有し、ふるさとの原風景となる谷津田については、谷津田の自然の保全に関する要綱などに基づき、谷津田保全地区を14地区／61.89ha指定しています。このほか、市民に身近な自然である里山を保全するため、里山の保全に関する要綱に基づき、里山の有する公益的機能などが維持保全されているなど、一定の要件を満たす4地区／12.6haを里山地区に指定しています。

谷津田・森林においては、上記のような保全施策を展開していますが、近年では、有害鳥獣による生活被害及び農作物被害が発生しています。千葉市、猟友会、JAなどで構成される千葉市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、有害鳥獣対策を行っています。

運営

谷津田・森林の管理・運営においては、土地所有者、団体、ボランティアなど、多様な主体が携わっていますが、活動の担い手は徐々に固定化し、高齢化も進んでいます。



東千葉近郊緑地保全区域



東千葉近郊緑地特別保全地区



縄文の森特別緑地保全地区



市民緑地 源四季の森



市民の森 石橋山市民の森



保存樹林



谷津田保全地区 大草谷津田いきもの里



里山地区 おおじの森



連携

今後、人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、緑と水辺の各フィールドにおける施策については、財政的な制約を受け、施策の見直しや縮小といったことに踏み込まざるを得なくなり、戦略的な施策展開を進めていく時期にあります。

庁内の関連計画となる、ちば・まち・ビジョンや景観計画をはじめ、市外の広域的な連携にも目を向けて、まちづくりとして一体感のある施策展開をこれまで以上に意識することが必要となります。

関わる人々

緑と水辺のまちづくりに関わる既存の団体などについては、活動の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、無理のない活動内容や頻度を確認していく時期にあります。

また、新たなまちづくりの担い手として、行政と地域との間をつなぐ、中間支援組織*となりえる団体のほか、意欲のある個人や事業者らも幾つか確認できています。今後、人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、これまで以上に地域の力や知恵をまちづくりに活かしていくことが重要となります。

量から質へ

公園については、長年の取組により一定のストック(資産)が形成されており、人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、施策としては、既存公園の質の向上をより意識していく時期にあります。質の向上に関しては、様々な側面がありますが、例えば、公園周囲の樹木が大径木化しているところでは、周囲との物理的・心理的な隔たりの改善を図り、施設が古いところでは、誰もが使いやすい状況へと改善を図っていく時期にあります。

また、生き物の生息・生育環境となるような重要な地域においては、生物多様性*の保全に配慮し、生き物と共生した空間づくりを検討していくことも重要となります。

庁内の関連計画となる、ちば・まち・ビジョンや景観計画をはじめ、市外の広域的な連携にも目を向けて、まちづくりとして一体感のある施策展開をこれまで以上に意識することが必要となります。

情報・顕彰

緑と水辺のまちづくりに関わる第一歩としての情報発信(知る、見る、触れる)は、千葉市の広報やホームページを中心に発信していますが、デジタル技術を用いながら、様々な世代にとって、親しみやすい情報発信の仕組みを取入れていく時期にあります。

また、緑と水辺のまちづくりの活動者に対しては、国や千葉市では地域の活動者を表彰しています。表彰は、活動者にとっては、モチベーションの維持・向上につながり、行政にとっては、活動者への感謝の思いを伝える重要な機会となります。本市では、こうした表彰にあたっては、活動期間の長さに関わらず、地域に根ざした活動で、緑と水辺の魅力を高めるものであれば、積極的に表彰していくことも重要と考えています。

庁内の関連計画となる、ちば・まち・ビジョンや景観計画をはじめ、市外の広域的な連携にも目を向けて、まちづくりとして一体感のある施策展開をこれまで以上に意識することが必要となります。

魅力ある景観と都市文化の向上に貢献するものを表彰する「千葉市都市文化賞」

都市文化賞は、千葉市らしい魅力ある景観と都市文化の向上に貢献している建築物や広告物、まちづくり活動などを表彰する制度です。緑と水辺のフィールドに関するものも本表彰を受賞しており、その一端を以下に示します。

令和4年度(2022年度)都市文化賞



café madoi (カフェ 円居)
(撮影:伏木 博)

令和4年度(2022年度)都市文化賞



オオソラモチ
(出典:株式会社拓匠開発)

令和3年度(2021年度)都市文化賞



子どもたちの森公園(プレーパーク)

令和3年度(2021年度)都市文化賞



稲毛海浜公園 small planet CAMP & GRILL
(撮影:2022 WORLD PARK INC.)

令和2年度(2020年度)都市文化賞



園生の森

令和元年度(2019年度)都市文化賞



椿森コムナ
(出典:株式会社拓匠開発)

令和元年度(2019年度)都市文化賞



谷津田保全地区 堂谷津の里

平成29年度(2018年度)都市文化賞



稲毛八景-海の記憶をめぐる

5. 緑と水辺のまちづくりに関わる国の動向

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年(2014年)8月施行)

人口減少・少子高齢化を背景に、持続可能な都市経営に向けて、行政と住民や事業者とが一体となったコンパクトなまちづくりを促進する法改正がなされました。コンパクト・プラス・ネットワークの考え方が提唱され、立地適正化計画制度が創設されました。

(2) 河川敷地占用許可準則の一部改正(平成28年(2016年)5月施行)

河川敷地の占用は、地方公共団体などが、公園や橋梁を設置する場合などに限られてきましたが、平成23年(2011年)の河川敷地占用許可準則の一部改正により、事業者などによるオープンカフェやイベント開催のための照明・音響施設などの占用も認められるようになりました。平成28年(2016年)5月の同準則の一部改正では、オープンカフェなどの占用許可期間が3年以内から10年以内へと延長になり、賑わいのある水辺の創出を推進するための制度改正がなされました。

(3) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年(2017年)6月施行)

都市における緑を民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用を進めるため、都市緑地法などの法律が一括して改正されました。民間活力を最大限活かして、緑の整備・保全を効果的に進めていくため、都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市農地の保全・活用を目的とした制度が多数創設されました。

(4) グリーンインフラ推進戦略(令和元年(2019年)7月)

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方です。欧米では、グリーンインフラ推進に係る取組が進められており、我が国でも、国土交通省を中心に考え方の浸透とグリーンインフラの取組推進を目指しています。グリーンインフラの考え方は、平成27年(2015年)の国連総会で決議された持続可能な開発目標(SDGs)で示された複数の課題の同時解決にアプローチする手法としても有効とされています。

グリーンインフラの社会実装を推進する「官民連携プラットフォーム」

グリーンインフラ官民連携プラットフォームとは、グリーンインフラ推進戦略のもと、国、地方公共団体、民間企業、大学・研究機関など広範な主体の積極的な参画と連携により、グリーンインフラの社会実装を推進することを目的に設立された会です。グリーンインフラを推進する上での課題(テーマ)を取り上げ、解決への道筋をつけていくために、産官学金言はもとより、市民を含めた多様な主体の知見を集める場や機会を提供するオープンな環境づくりを目指しています。千葉市も本プラットフォームの会員となっています。



都市緑地法等の一部を改正する法律の概要（出典：国土交通省）



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラの考え方（出典：国土交通省）

(5) 「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年(2020年)9月施行）

近年の頻発・激甚化する自然災害への対応とともに、生産年齢人口の減少や社会経済の多様化に対応していくために、都市再生特別措置法などの改正が行われ、防災まちづくりの推進に関する制度の創設と併せて、街なかにおいて多様な人々が集い、交流し、都市の魅力を向上させることを目的とした「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進する制度が創設されました。

(6) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年(2021年)7月施行)

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることなどに対応し、国や流域自治体、事業者、住民など、あらゆる関係者が協働して取組む流域治水*の実効性を高めるための法律が施行されました。地域の特性に応じて、氾濫をできるだけ防ぐ対策・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を進めることとされました。

(7) 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会(令和4年(2022年)10月)

平成29年(2017年)の都市公園法改正から5年が経過し、社会経済状況の変化や住民一人ひとりのニーズに応え、柔軟に管理運営される公園を目指すための検討会が開催されました。管理運営の柔軟化に向けて取組む3つの重点項目として、新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とすること、しなやかに使いこなす仕組みをととのえること、管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てることが掲げられています。本検討会の提言内容と関連する千葉市での事例は、コラムにまとめています。

居心地が良く歩きたくなる空間づくり「まちなかウォークブル推進事業」

千葉市では、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成による都市の再生を図るため、自動車中心から人中心のまちづくりに転換し、多様な価値観・多様なライフスタイルにおける道路・公園などの公共空間の利活用の可能性を検討しています。千葉都心ウォークブル推進社会実験(CHIBA NOKI-NYOKI PROJECT)をはじめ、現在のところ、社会実験として、幕張豊砂プレイスメイキング実証実験や西千葉学園通り“みんなのみちばた”プロジェクトに取り組んでいます。



西千葉学園通り
“みんなのみちばた”プロジェクト

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～

明治6(1873)年 大政宣布達 都市公園制度の創設	昭和30年代 都市公園法(331)、都市公園等整備法(347)	平成28(2016)年 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	「名前の社会的変遷」 都市の近代化、東京復興、戦災復興、戦後復興の都市計画 高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と郊外化 人口減少・高齢化、郊外回帰、地方分権、地方自治、自然の都市空間の再評価、インフラの老朽化・技術職員の高齢化
ポストコロナの時代における 人中心のまちづくりへの機運の高まり	「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり ～交流・滞在空間、憩い・くつろぎの場の創出～	地球環境問題の新たな潮流 ～人と自然が共生する持続可能なまちづくりの形成～	人口減少、少子高齢化への対応 ～全てのことの豊かさを確保し、生活の質を高める～
新たな時代における都市公園の意義・役割 ～公園本来の役割、多機能性、多様な可能性の再評価～	持続可能な都市を支える グリーンインフラ	心豊かな生活を支える サードプレイス	人と人のリアルな交流、 イノベーションを生み出す場
		市民・事業者の意識変化 ～自治体職員の高まり、市民・事業者による社会課題解決と新たな価値創造・成長～	デジタル・トランスフォーメーションの進展 ～既存の仕組みの改善、新たな仕組みの創出～

個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながら、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な 3つの変革	都市アセットとしての利活用 まちの資産とする 公園のストックを地域の資産と捉え、能動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高揚する	画一からの脱却 個性を活かす 公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する	多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る パートナーシップの公園マネジメントを推進し、共有資産である公園をまちづくりへの関心を高める
----------------------------	--	--	--

都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

<p>重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする</p> <p>公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NBS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。</p> <p>①グリーンインフラとしての保全・利活用 ○グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定 ○緑の基本計画に基づく自然環境の有する多機能性の創出・保全・利活用 ○緑の充実に再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化</p> <p>②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり ○公園の利用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生 ○公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、自然対策等) ○政策関連連携による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)</p>	<p>⑦公園DXの推進</p> <p>デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。</p> <p>⑧施策の方向性 ○公園に隣接するデータのデジタル化、オープンデータ化 ○データを活用したEBPM ○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用 ○デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の革新(リアルタイムデータを活用したサービス等)</p>
<p>重点戦略【2】 しなやかに使いこなす 仕組み をとどめる</p> <p>公園4種でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様な利用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に合わせた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。</p> <p>③利用ルールの弾力化 ○画一的な利用ルールの見直し(公園での社会実験の事例・成果の共有(公園条例の方向性や遊具の設置等)) ○利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)</p> <p>④社会実験の場としての利活用 ○公園での社会実験の事例・成果の共有 ○多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(パークラボ)</p>	<p>重点戦略【3】 管理運営の 担い手 を広げ、つなぎ、育てる</p> <p>公園管理者としての体制確保、技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。</p> <p>⑤担い手の拡大と共創 ○公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化 ○利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)</p> <p>⑥自主性・自律性の向上 ○担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告設置等) ○民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり</p>

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会の資料(出典:国土交通省)

都市公園の柔軟な管理運営「千葉公園でのマウンテンバイク競技大会」

令和2年(2020年)から令和4年(2022年)の3年にわたって、全日本自転車競技選手権大会(マウンテンバイク)の日本一決定戦が千葉公園で開催されました。従来、こうした大会は、山間部で開催されてきましたが、日本で初めて都市型の会場での開催となりました。選手同士が接触しながら障害物を越えていくレースやタイムを競うレースは迫力満点です。

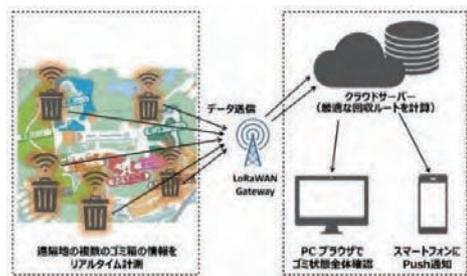


令和4年(2022年)のレースの様子

デジタル・トランスフォーメーションの実践「動物公園での実証実験」

動物公園では、AIやデータを活用した来園者向けのサービス向上に資する実証実験として、園内に設置したカメラを用いて、リアルタイムでの来園者数を把握するとともに、過去の来園者数・天候のデータなどからみて来園者数を予測し、混雑予測情報の発信に取組みました。

また、東京大学大学院情報学環・学際情報学府の越塚登教授の研究室と共同で、ごみの蓄積量の予測や効率的な回収の実証実験にも取組んでいます。



スマートごみ箱の実証実験

6. 千葉市の緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

平成27年(2015年)の国連総会で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴール・169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられました。我が国の全府省庁による施策を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2021」においては「2050年カーボンニュートラル」の実現が掲げられており、SDGsやカーボンニュートラル*を意識したまちづくりが必要となっています。

(2) 都市スポンジ化と都市のコンパクト化

我が国全体で人口減少・少子高齢化が進むなか、既成市街地においては、空き家や空閑地がこれまで以上に発生する都市スポンジ化への対応が必要となってきています。人口減少・少子高齢化社会にあっても、将来にわたって持続可能なまちを実現するためには、公共交通や生活利便施設の周辺の人口密度を維持していくことにより、安心して暮らし続けられるコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を実現するまちづくりが必要となっています。

(3) 自然災害の激甚化

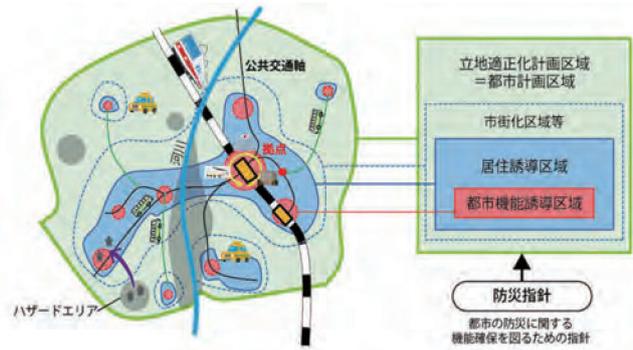
世界レベルでの気候危機に伴い、自然災害の激甚化が進んでいます。千葉県内においても、令和元年(2019年)9月の関東地方を中心とした台風15号、同年10月の関東から東北にかけての大雨及び台風19号により、多数の人的・物的被害が生じました。自然災害に備えたまちづくりが必要となっています。

(4) 新型コロナウイルスの拡大を契機としたニューノーマル*なまちづくり

コロナ禍において、過密解消が求められる中で、緑と水辺は、生活圏の貴重な屋外空間として、その重要性が再認識されています。健康維持のための散策、休憩、運動をはじめ、生産性を高める働く場など、これまで以上に多世代が過ごせるような環境づくりに向けて、緑と水辺のストック(資産)を活かしたまちづくりが必要となっています。



本計画と関係するSDGsの9つのゴール



立地適正化計画に定める区域の概念図
(国土交通省資料に加筆)



千葉市の居住促進区域



令和元年(2019年)9月 台風15号被害

New Normal Green Life(出典:公益財団法人都市緑化機構)

7. 市民意識

緑と水辺のまちづくりに関する市民意識を令和2年(2020年)から令和4年(2022年)にかけて実施したアンケート調査などから把握しました(詳細は資料編参照)。

調査結果(概要)

(1) 千葉市まちづくりアンケート(令和3年度(2021年度))

- ・ 千葉市内の緑が豊かと感じるとの回答は約**77.8%**
- ・ 千葉市内の水辺が魅力的と感じるとの回答は約**48.3%**

(2) 2021年度第2回WEBアンケート調査「緑とのかかわり」

- ・ 市内の緑の量・質
量が十分との回答は約**67.6%**、質が十分との回答は約**48.6%**
(10年前の調査と比べていずれもポイントがアップしました)
- ・ 次世代に引き継ぐために充実させたい緑
上位3つ **身近な公園 > 大きな公園 > 街路樹が整備された通り**

(3) 2021年度第3回WEBアンケート調査「水辺や花とのかかわり」

- ・ 次世代に引き継ぐために充実させたい水辺
上位3つ **海辺 > 海辺の大きな公園 > 大きな池のある公園**
- ・ 街なかで充実したらよいと思う花の空間
上位3つ **身近な公園 > 大きな公園 > 駅前の広場やメインストリート**

(4) 2022年度第9回WEBアンケート調査「緑と水辺とのかかわり」

- ・ 今後参加したい緑と水辺のまちづくり活動
上位3つ **海辺の清掃 > 1つもない > 海辺での体験活動**
- ・ 参加者を募集する際の効果的な広報
上位3つ **市政だより > ホームページ > 文章投稿型SNS**

(5) 2020年度子ども・若者の力(ちから)ワークショップ

- 子ども達から挙げられた良好な緑と水辺の環境の実現に関する提案
- ・ 防災や地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和
 - ・ 生物多様性の保全 など

(6) 緑と水辺のまちづくりに関するWEBフォーラム(令和4年度(2022年度))

- 市民意見から把握した主な観点
- ・ 広域連携、利用のネットワーク
 - ・ 暫定性・暫定利用、デジタル技術活用や観光の視点
 - ・ 身近な公園の利用促進に向けた取組の充実
 - ・ 民間(住宅メーカーなど)と連携した緑を育てる家づくり など

8. 本計画で設定する緑と水辺のまちづくりの課題

千葉市基本計画において示す社会変化を捉えたまちづくりの課題、緑と水辺の現況、緑と水辺の各フィールドでの主な施策の展開状況、市民意識調査などを踏まえて、緑と水辺のまちづくりを取り巻く主な課題を次のとおり整理しました。

まちづくりの課題

災害リスクの増大

- 新型コロナウイルスなどの感染症の拡大リスクの増大。
- 地球温暖化が進行し、対策を講じない場合、風水害の増加や生態系変化による食料不足などが懸念。

人口の変化

- 空き家や空閑地の増加による地域の魅力低下・治安の悪化が懸念。
- 公共施設・インフラの維持更新や統合などが様々な影響を与え、都市の利便性・快適性の低下が懸念。
- 町内自治会などの地縁組織の担い手不足が生じ、地域活動の縮小などが懸念。健康寿命の延伸に伴う、元気な高齢者の増加も予想され、健康で活躍できる環境づくりが必要。

テクノロジーの進展

- 経済活動やライフスタイルなど、広範囲で変化が加速し、生産性の向上やインクルーシブ*な社会の実現など、社会的課題を解決・緩和するため、テクノロジーの活用が必要。

持続可能な開発目標に向けて

- 気候変動、自然災害、感染症、生物多様性の喪失などの様々な課題に直面し、持続可能な世界の実現のためには、環境・社会・経済の3側面を不可分のものとし、調和させ、様々なステークホルダー*が連携・協力することが必要。

緑と水辺の課題

- 公園などでは、施設の老朽化に伴い更新が必要だが、人口減少下での財政圧迫が懸念。
- まちづくりの担い手不足や担い手の高齢化が進み、既存団体の弱体化が懸念。

- 設置から30年を経過した公園が半数以上を占め、つくりが古い施設が多く、誰もが活用しやすい状況ではないこと。地域によって公園配置が偏っていること。
- 街路樹の大径化や木の根による通行・歩行環境に支障があること。

- 市街化調整区域における開発などにより、緑が消失してきており、土地所有者などの理解を得ながらの緑の保全や緑化の推進が課題。
- 緑と比較すると水辺への愛着が持たれていない。水辺のなかでも川辺への愛着が持たれていない。

第3章 本計画における基本的な考え方

1. 本計画で重要視すること

(1) グリーンインフラの考え方に基づく取組の推進

千葉市では、千葉市基本計画で示す目指すべき都市構造において「みどり(緑と水辺)」を基盤構造として位置付けています。今後、人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、緑と水辺のストック(資産)を重視しつつ、新たに創出される空間も含めて、自然環境が有する多様な機能をまちづくりに活かしていく姿勢が重要となります。今後のまちづくりの進め方は、まさしくグリーンインフラの考え方と合致するため、本計画においてもグリーンインフラの考え方を重要視していきます。

本市のグリーンインフラの構成要素に関しては、大枠としては、海辺、川辺、公園、街路樹、宅地、花の空間、空閑地、農地、谷津田・森林といった9つの緑と水辺のフィールドであり、これらのグリーンインフラは、その存在により効果を発揮するもの(存在効果)と活用することにより効用が増進するもの(利用効果)とがあり、それらの度合いに応じて、大きく5つの効用(「環境」「防災」「景観」「健康」「コミュニティ」)が発揮されると整理しています。グリーンインフラの空間は、その多くが土や植物などで構成され、時間の経過や管理の度合いに応じて、空間の様相が変化します。様相が変化するグリーンインフラを恒久的なグレーインフラ*と組み合わせて、その時点における最適解を模索しつつ、グリーンインフラとしての効用の増進や複数の効用の同時発揮を図っていくことが重要となります。例えば、雨水を徐々に土壌に浸透させる取組を緑を用いた方策だけでなく、雨水浸透施設の整備方策と組み合わせて実現していくことが重要と考えています。

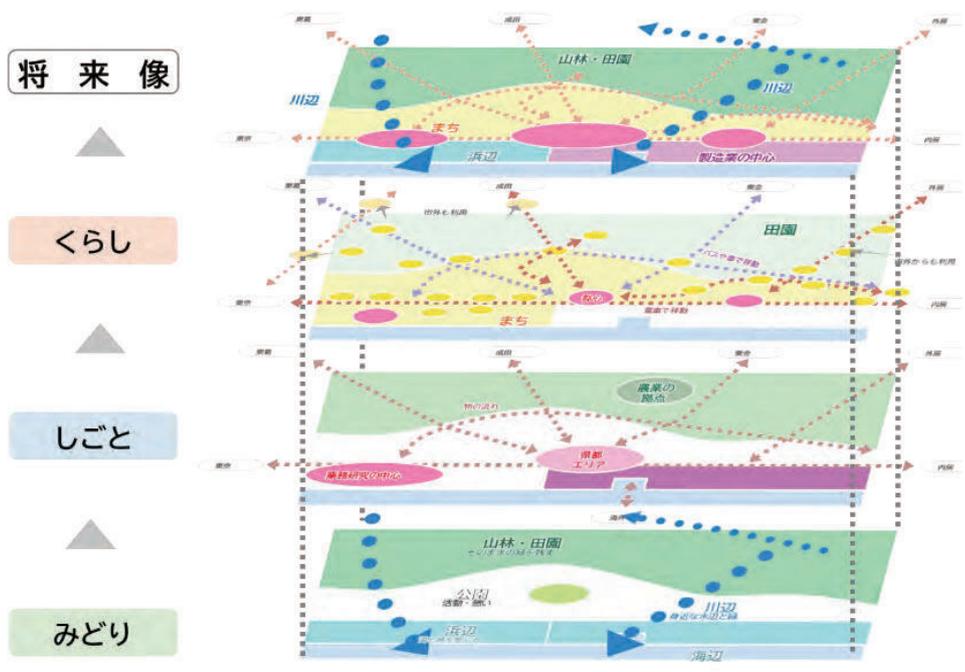
(2) 河川を活用したまちづくりの推進

緑と水辺のまちづくりのあゆみを振り返ると、長きにわたって、大規模公園などの整備や緑地の保全・創出に取組み、近年10年間は、アーバンビーチの形成に向けて、海辺の魅力向上を進めてきました。これまでの施策の潮流とともに、市民の水辺に対する満足度を踏まえて、今後は、臨海部と内陸部をつなぐ、河川が広く市民に開かれた身近な水辺空間となるよう、河川を活用したまちづくりを進めます。

(3) 都市デザインの考え方に基づく個性と魅力あふれる都市空間の形成

「都市デザイン」とは、都市の生い立ちや地域資源などを踏まえ、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、その実現に資する公共及び民間事業を総合的かつ戦略的にプロデュースする一連の取組のことです。

本市では、千葉市都市計画見直しの基本方針において、今後の都市づくりの前提として「都市デザイン」の考え方を取り入れていくこととし、ちば・まち・ビジョンをはじめ、本計画においても、この基本的な考え方を共有していきます(詳細は資料編参照)。



千葉市基本計画で示す都市構造の将来像



環境	防災	景観	健康	コミュニティ
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 二酸化炭素の吸収・固定(脱炭素化) ◆ ヒートアイランド現象の緩和 ◆ 健全な水循環系の保全 ◆ 生物多様性の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市型水害の被害軽減 ◆ 災害時の一次避難 ◆ 火災の延焼防止 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちの歴史や文化を伝える ◆ 魅力ある景観を形成 ◆ 都市の形態を形成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て・健康づくり環境を充実 ◆ 心身を健やかに保つ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ うるおいのある生活環境を形成 ◆ 地域とのつながりを育む ◆ 賑わいを創出



千葉市の緑と水辺が担うグリーンインフラの5つ効用

2. 本計画のテーマ

縄文より続く 住みやすいまち 訪れたいまち を次世代に

本計画のテーマは、今後10年先を基本としつつ、その先の未来の緑と水辺のまちづくりも展望して「縄文より続く 住みやすいまち 訪れたいまち を次世代に」とします。これは、縄文の昔からはぐくまれてきた豊かな緑と水辺というストック(資産)を引き継ぎ、住みやすく、訪れたいまち、持続可能なまちづくりを次世代に継承していくことを展望しているものです。

テーマの設定にあたっては、前計画のサブテーマ「縄文より続く 住みやすさ日本一のまちを次代に」をベースとしつつ、これまでの緑と水辺のまちづくりのあゆみや未来を展望していくなかで、浮かび上がってきたキーワードを取入れたものです。緑と水辺の都市宣言で提唱された「縄文」、東京湾の海辺、内陸部に至る河川、まとまった緑という本市の地理的環境により、縄文の古来より「住みやすい」環境が形成されてきたこと。そして、こうした環境に「訪れたい」と思う人々が増え、豊かな緑と水辺がはぐくまれたまちを「次世代に」引き継いでいくことが、これからの緑と水辺のまちづくりを進めて行く上で重要になっていくと考え、これらのキーワードを抽出しています。

なお、本計画のテーマは、庁内の千葉市基本計画や千葉市都市計画見直しの基本方針、ちば・まち・ビジョンで掲げる目標など^{※1,2,3}とも親和しています。

※1 千葉市基本計画の「環境・自然」の分野目標

「気候変動に対応し、豊かな自然と共生する持続可能なまちを実現します」

※2 千葉市都市計画見直しの基本方針で掲げる都市デザインの理念

都市デザインの理念は、「ここにふさわしい都市の美しさ心地よさへの挑戦からはじまる ひと中心の豊かな千葉の実現」です。この理念は、豊かな緑と水辺と、都市の利便さが共存する千葉市の100年先の未来を見据えながら、千葉市ならではの歩きたくなる(ウォーカブル)、くらしやすく(リバブル)、持続可能性(サステナブル)が感じられる、美しく心地よい都市を志向するものです。この理念に沿ってまちづくりを進めていくにあたり、まちが備えているべき要素を5つの目標として定め、その一つ目が「すごしたくなる緑と水辺がある」です。

※3 ちば・まち・ビジョンで掲げる都市づくり・まちづくりの目標

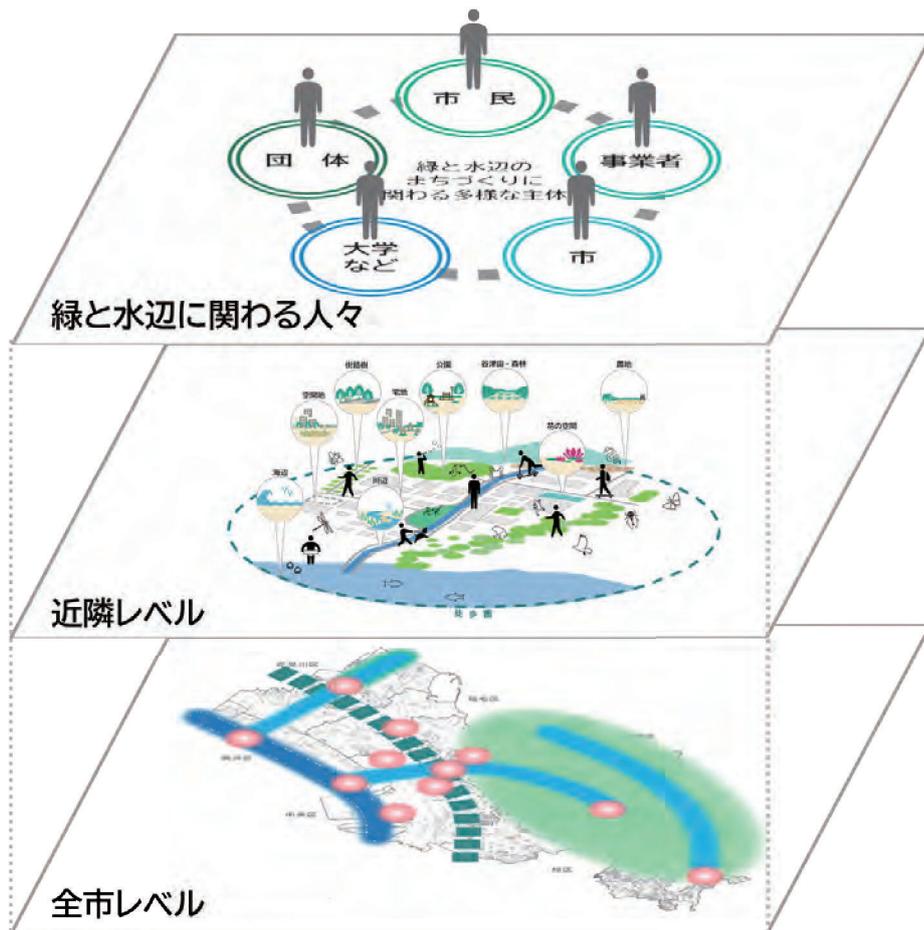
緑と水辺に関するものとして「そこにある緑と水辺の潤いを感じ、楽しめる千葉のまち」です。

3. 目指す緑と水辺の姿

(1) 計画のつくり (3つの視点)

本計画では、以下に示す3つの視点において、緑と水辺のまちづくりに関わる人々の目指す姿や目指す緑と水辺の姿を示していきます。「緑と水辺に関わる人々」の視点では、緑と水辺のまちづくりに関わる人々の目指す姿を主にソフト面から示していきます。「近隣レベル」の視点では、目指す緑と水辺の姿を、ハード面を中心としつつ、ソフト面も含んだハイブリッドな形で示していきます。「全市レベル」の視点では、目指す緑と水辺の姿を主にハード面から示していきます。

緑と水辺に関わる人々	緑と水辺のまちづくりに関わる人の輪(ネットワーク)を広げます
近隣レベル	生活圏にある緑と水辺との関わりをより一層はぐくみます
全市レベル	2放射・3環状からなる緑と水辺の骨格を次世代に継承します



計画のつくり (3つの視点)

(2) 「緑と水辺に関わる人々」の目指す姿

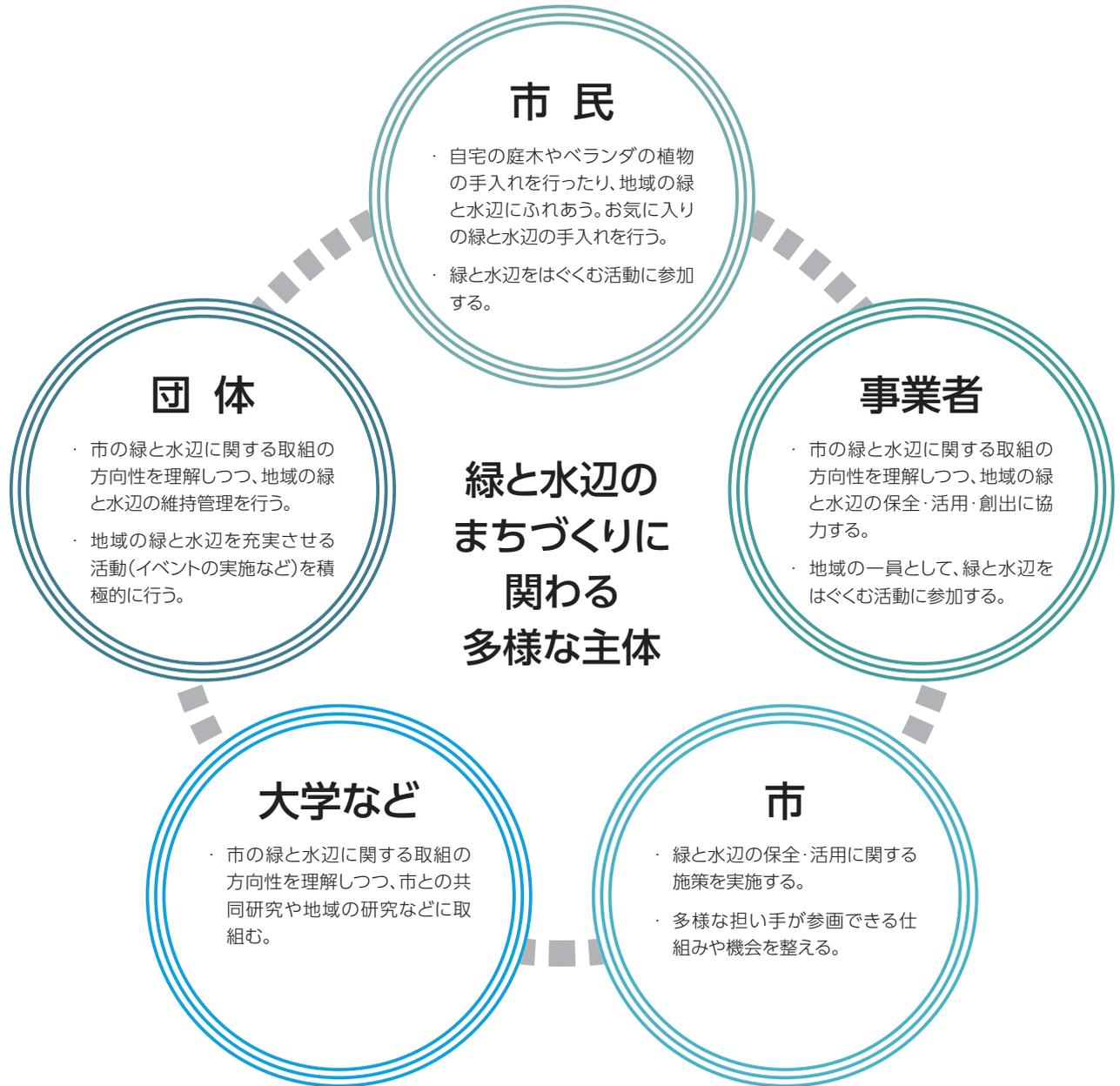
千葉市内の緑と水辺のフィールドにおいては、市民、団体、事業者、大学などの教育機関、行政などの多様な主体が、日常利用をはじめ、管理、運営、研究、制度づくりなどの様々な側面に関わってきました。

様々な関わりの中なかでも、最も基本的な管理に関しては、長年にわたって数多くの市民や団体などと本市との協働で行ってきました。今後の人口減少・少子高齢化の本格化は、こうした活動の担い手不足や活動の縮小につながり、更には活動の原資となる財源も限られていくことが想定されます。これまでの活動の継続が困難となるような状況は、団体だけでなく、行政にも生じえることです。このため、今後の緑と水辺のまちづくりの現場においては、これまで以上に各主体の置かれた状況をお互いに理解し、協力していく姿勢が必要となります。

一方で、緑と水辺のまちづくりの現場では、新たなまちづくりの担い手のほか、これまでよりも活動の幅を広げることのできる担い手の存在も期待できます。行政と地域との間をつなぎ、従来は行政が担っていた調整業務を担う中間支援組織となりえる意欲ある団体のほか、現場の活動に意欲的な個人や事業者らの参画は、まちづくりの現場に活力を与えるものとなります。こうした新たなまちづくりの担い手と従来から緑と水辺のまちづくりに関わってきた団体とが知恵や力を組み合わせて、緑と水辺のまちづくりを進めていくことが重要となります。

このような考え方のもと、緑と水辺に関わる人々の目指す姿としては、右のように、従来から緑と水辺のまちづくりに携わってきた市民、団体、事業者、大学をはじめとした教育機関、本市が無理のない範囲で活動を行いつつ、新たな担い手も含めて、互いに協力・補完しあいながら、緑と水辺のまちづくりに意欲的に携わる人の輪(ネットワーク)を広げていく姿を目指します。

《緑と水辺に関わる人々の目指す姿》



(3) 「近隣レベル」で目指す緑と水辺の姿

千葉市の市街地形成の特徴としては、政令指定都市のなかでもニュータウン開発や土地区画整理事業といった面的な開発が多いことが挙げられます。そのような市街地においては、区画が整形であり、道路などのインフラが十分に整っているだけでなく、公園や街路樹といった緑と水辺の要素についても開発地内に計画的に配置されています。ここで、市民一人当たりの都市公園敷地面積を20都市ある政令指定都市のなかで比較すると、本市は上から7番目であり、首都圏に限れば最上位となっています。今日の公園のストック(資産)の形成や計画的な公園配置は、こうした市街地形成が一因になっていると考えられます。

このように形成されてきた市街地について、近隣レベルで見渡すと臨海部に形成されたものから、内陸部に形成されたものまで、地域によって立地環境が異なります。このため、生活圏で捉えられる緑と水辺のフィールドに関しても、臨海部では海辺、川沿いでは川辺、市街地部では公園、街路樹、宅地、花の空間、そして、内陸部では農地や谷津田・森林などが身近な存在として挙げられます。今後、人口減少・少子高齢化が本格化し、既成市街地などにおいて、都市のスポンジ化が進行すると、空閑地の散発的な発生が見込まれるとともに、条件が整えば、空閑地が地域における活動が展開される新たな空間となりうることも期待できます。

これらを踏まえた、近隣レベルにおける緑と水辺の主な構成要素と特徴については、公園や街路樹を中心として、地域によって要素は異なるものの、海辺、川辺、宅地、花の空間、空閑地、農地、谷津田・森林といった様々な緑と水辺のフィールドがあることです。こうしたグリーンインフラとなる緑や水辺との関わりは、心身を健やかに保ち、日々の暮らしをより豊かなものとしします。

このような状況のもと、近隣レベルで目指す緑と水辺の姿としては、右のように、生活圏内(概ね徒歩15分圏内)に分布する公園や街路樹などの様々な緑と水辺のフィールドにおいて、地域にクラス人だけでなく、野鳥などの生き物も生息・生育するような豊かな緑と魅力的な水辺づくりを進め、生活圏にある緑と水辺との関わりがより一層はぐくまれていく姿を目指します。

従来、こうした近隣レベルで捉える緑と水辺の姿については、街なかのあらゆるところに緑と水辺を創出し、それらを街路樹などで連続させて、物理的なネットワークの充実を目指すものでしたが、本計画においては、既存のストック(資産)を重視する視点に立つため、既存の緑と水辺(ハード)を中心に、人々や多様な生き物(ソフト)が関わっていくことによるハイブリッドなネットワークの充実を目指していきます。

《近隣レベルで目指す緑と水辺の姿》



(4) 「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿

【全市レベルで目指す緑と水辺の姿】

縄文からの歴史性を伝える緑と水辺は、千葉市のまちづくりの基盤となるとともに、グリーンインフラとして様々な効用をもたらすものとなります。

全市レベルで目指す緑と水辺の姿としては、歴代の計画や緑被地の分布を踏まえ、右のように自然環境や都市政策を由来とした「緑と水辺の骨格」を維持し、緑と水辺のストック(資産)を次世代に継承していくことを目指します。

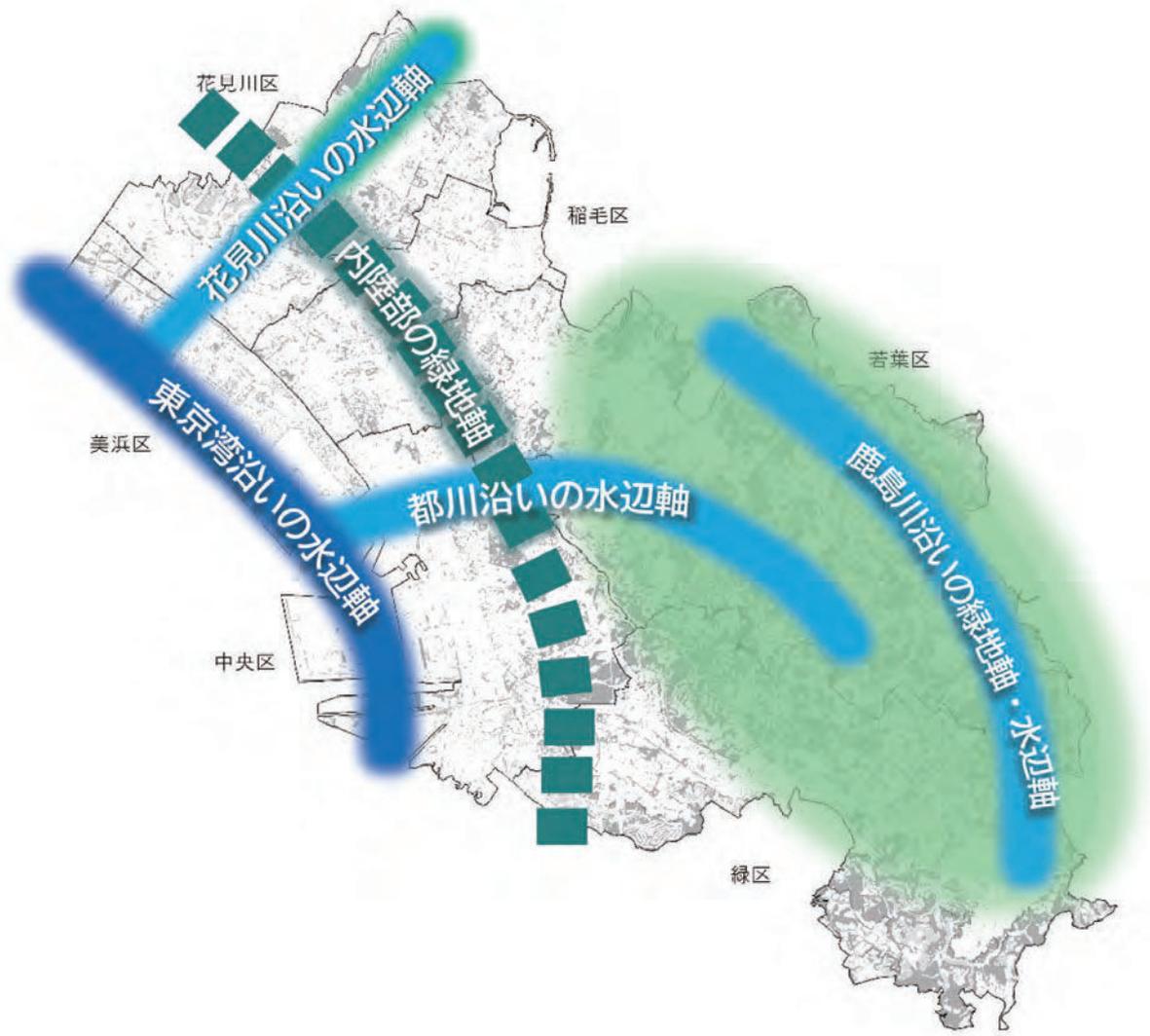
本市の緑と水辺の骨格は、花見川沿いの水辺軸と都川沿いの水辺軸という2つの放射軸とともに、東京湾沿いの水辺軸、区域区分の境に点在する内陸部の緑地軸、市東部の鹿島川沿いの緑地軸・水辺軸からなる3つの環状軸から構成されます。2放射・3環状からなる緑と水辺の骨格は、歴代の計画とそれに基づく長年の取組の成果となるものです。

なお、本市の緑と水辺の骨格は、首都圏レベルや県レベルの広域計画で示される緑と水辺の姿とも整合しています(詳細は資料編参照)。

千葉市の緑と水辺の骨格をなす各軸の特徴

2 放射	花見川沿いの水辺軸	既成市街地の北側部分に位置し、無秩序な市街化を抑制する花見川とその周辺の緑です。斜面林が残存し、都川と比較すると河川幅員が広く、市民が川とふれあいやいやすい環境を有している軸です。
	都川沿いの水辺軸	千葉都心から市東部に至る都川とその周辺の緑です。都川中流部と上流部には斜面林が残存し、下流部は水辺に近付ける場があります。上流部は鹿島川沿いの緑地軸・水辺軸と同じく都市の肺となる軸です。
3 環状	東京湾沿いの水辺軸	東京湾のウォーターフロントにあたり、人工海浜に面する大規模公園と千葉みなとは、千葉市の海辺の良さを最も享受できる場所であり、本市の海辺景観の顔となる軸です。
	内陸部の緑地軸	既成市街地東側の区域区分境に位置し、無秩序な市街化を抑制するグリーンベルトです。斜面林が残存し、貝塚をはじめとした遺跡群も多数分布し、都市の形態形成や縄文からの歴史性を有する軸です。
	鹿島川沿いの緑地軸・水辺軸	市東部の都市計画における市街化調整区域であり、隣接市と一体となって、まとまった緑と水辺を有する区域です。鹿島川を中心に、谷津田、斜面林、農地が賦存することから、本市の農産物生産の中心地として、市街地に冷涼な空気を送りこむ都市の肺となるエリアです。

《全市レベルで目指す緑と水辺の姿》

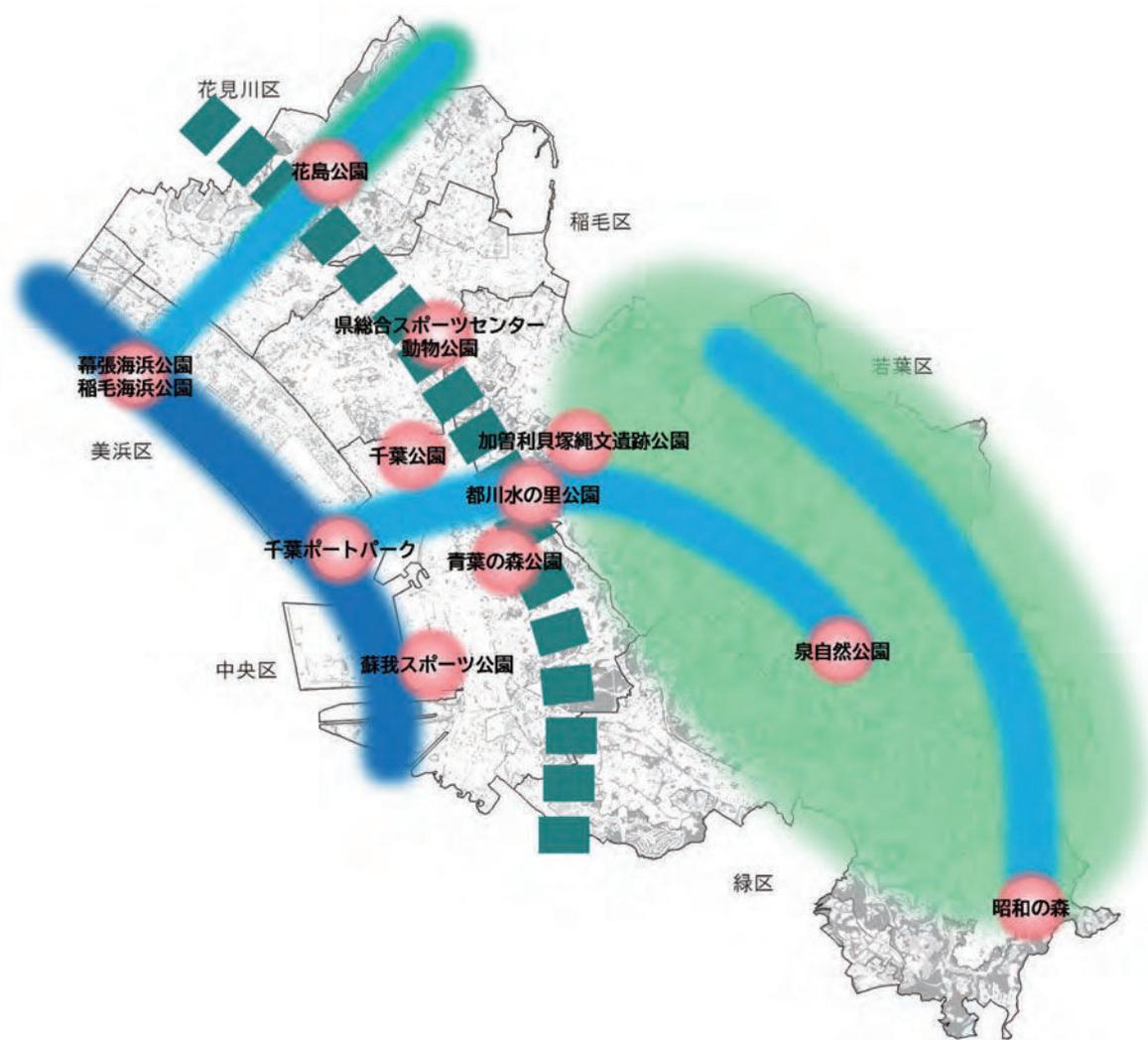


【すごしたくなる緑と水辺の11拠点】

歴代の計画においては、緑と水辺の骨格上や骨格軸が交差する地点において、大規模公園を政策的に配置してきました。大規模公園の拠点数は11箇所を上り、それぞれが千葉市を代表する緑と水辺として、多くの方々に親しまれています。

なお、千葉公園は、緑と水辺の骨格上には位置していませんが、緑と水辺のまちづくりのあゆみを踏まえ、11拠点の1つに含んでいます。

大規模公園の配置は、本市の緑と水辺のまちづくりを特徴づける長年の取組の成果といえます。こうした大規模公園の魅力を高めていくことで、本市にくらす人や本市を訪れる人が、すごしたくなるような緑と水辺の11拠点づくりを目指します。



すごしたくなる緑と水辺の11拠点



千葉公園



青葉の森公園



蘇我スポーツ公園



千葉ポートパーク



花島公園



泉自然公園



加曾利貝塚縄文遺跡公園



都川水の里公園



昭和の森



県総合スポーツセンター



動物公園



幕張海浜公園



稲毛海浜公園

市民の皆様から募集したお気に入りの緑と水辺の写真



令和4年(2022年)6月 千葉公園
応募者 松岡英二さん



令和3年(2021年)4月 千葉公園
応募者 渡邊千夏さん



令和4年(2022年)6月 幕張海浜公園
応募者 あかつきさん



令和2年(2020年)4月 富田さとにわ耕園
応募者 八木和主男さん



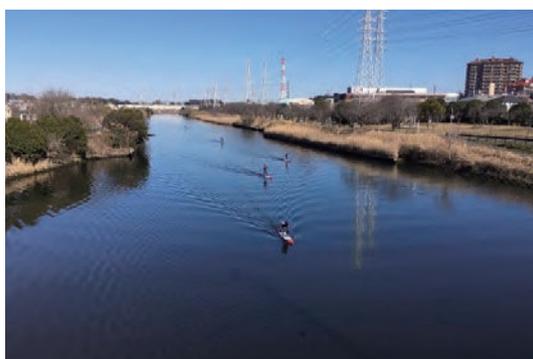
令和4年(2022年)6月 検見川の浜
応募者 松岡英二さん



令和4年(2022年)2月 検見川の浜
応募者 ちばまきさん



令和4年(2022年)7月 いなげの浜
応募者 ゆうさん



令和4年(2022年)1月 花見川(瑞穂橋)
応募者 Y.Y.さん

第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性

1. 計画のつくりに対応した施策展開

本計画における施策体系については、緑と水辺の各フィールドと本計画のつくり(3つの視点)を対応させた形で示していきます。

施策体系に位置付ける各施策の方向性については、以下のように施策名称、関わる主体、グリーンインフラの5つの効用、取組時期の目安(短期:3年を目安、中長期:4年以上先)、取組イメージ(施策の実施段階では変更となる場合もあります。)などを示していきます。

【施策体系】

緑と水辺の各フィールド

本計画のつくり(3つの視点)

【各施策の方向性】

各フィールドでの施策の方向性、施策名称、取組のイメージなどを示します。

フィールド1 海岸 魅力ある海岸をはぐくむ

施策の方向性

取組時期の目安
(短期:3年を目安、中長期:4年以上先)
実線:実施(継続含む)
破線:検討(実施できるものは実施)

展開の視点	施策	実施時期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	1-1 海辺の賑わいづくりと魅力発信	実線
	1-2 「さんばしひろば」の活用促進	実線
	1-3 海辺の生き物とのふれあい	実線
全市レベルで展開する施策	1-4 海辺の魅力向上	破線

施策名称と新規、拡充、継続の別

取組イメージ(施策の実施段階では変更となる場合もあります。)

関わる主体(想定される施策の担い手)

グリーンインフラの5つの効用

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】

【継続】
1-1 海辺の賑わいづくりと魅力発信

華唄の浜、検見川の浜、いなげの浜、千葉みなとなどは、官民連携で人工海浜や港の魅力を発信する活性化施設を整備しており、こうした施設を活かしながら、海辺における賑わい創出を図るため、多様な主体が連携して、海辺の魅力を活かしたイベントを充実していきます。

取組イメージ

- ✓ 検見川ビーチフェスタ実行委員会による検見川ビーチフェスタなどのイベントの充実
- ✓ 千葉みなと内における遊覧事業の充実/伊豆大島使などの企画クルーズの充実
- ✓ 廣徳ビーチ花火フェスタ、大規模音楽イベントなど、海辺を楽しめる機会の積極的な発信

2. 施策体系



フィールド 6
花の空間



清らかな
花の空間をはぐくむ

6-1
花のあふれる
まちづくり
環 防 景 健 コ

6-2
オオガハスの魅力発信
の充実
環 防 景 健 コ

6-3
オオガハスを楽しめる
環境の拡大
環 防 景 健 コ

6-4
3都心における花の
ふれあい道づくりの充実
環 防 景 健 コ

フィールド 7
空閑地



みんなが使える
空閑地をはぐくむ

7-1
空閑地の暫定利用に
向けた仕組みづくり
環 防 景 健 コ

7-2
チバニワ(仮称)として
の空閑地の活用
環 防 景 健 コ

フィールド 8
農地



やすらぎのある
農地をはぐくむ

8-1
拠点施設の活用など
による農の魅力発信
環 防 景 健 コ

8-2
農福連携の推進
環 防 景 健 コ

8-3
耕作放棄地対策の推進
環 防 景 健 コ

8-4
太陽光発電下での農業
技術支援の研究
環 防 景 健 コ

8-5
街なかの農地の保全・
活用の推進
環 防 景 健 コ

8-6
優良農地の保全の推進
環 防 景 健 コ

フィールド 9
谷津田・森林



いきいきとした
谷津田・森林をはぐくむ

9-1
谷津田や里山の保全の
推進
環 防 景 健 コ

9-2
民有林の管理の促進
環 防 景 健 コ

9-3
市民が立入れる林地環
境の拡大
環 防 景 健 コ

9-4
公共施設における脱炭素
に資する木材利用の推進
環 防 景 健 コ

9-5
樹木の生育基盤となる土
壌環境(土中環境)の育成
環 防 景 健 コ

9-6
緑と水辺の骨格におけるグ
リーンインフラの保全の推進
環 防 景 健 コ

9-7
都市開発諸制度と連携した郊
外のグリーンインフラ保全の研究
環 防 景 健 コ

フィールド横断 10
共通事項



緑と水辺に関わる
人や場所をはぐくむ

10-1
シェアサイクルを活か
した街の回遊性の向上
環 防 景 健 コ

10-2
デジタル技術やデータを活
かした緑と水辺のまちづくり
環 防 景 健 コ

10-3
生物多様性の状況把握
と生息地の管理
環 防 景 健 コ

10-4
環境教育の積極的な
展開
環 防 景 健 コ

10-5
緑と水辺のまちづくり
に関わる人づくり
環 防 景 健 コ

10-6
シームレスな空間形成
の推進
環 防 景 健 コ

10-7
まちづくりに関する
庁内連携／広域連携
環 防 景 健 コ

3. 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性

フィールド1 海辺

施策の方向性 魅力ある海辺をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	1-1 海辺の賑わいづくりと魅力発信	■	■
	1-2 「さんばしひろば」の活用促進	■	■
	1-3 海辺の生き物とのふれあい	■	■
全市レベルで展開する施策	1-4 海辺の魅力向上	■	■

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】

1-1 海辺の賑わいづくりと魅力発信

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

幕張の浜、検見川の浜、いなげの浜、千葉みななどでは、官民連携で人工海浜や港の魅力を発信する活性化施設を整備しており、こうした施設を活かしながら、海辺における賑わい創出を図るため、多様な主体が連携して、海辺の魅力を活かしたイベントを充実していきます。

取組イメージ

- ✓ 検見川ビーチフェスタ実行委員会による検見川ビーチフェスタなどのイベントの充実
- ✓ 千葉みなと内における遊覧事業の充実／伊豆大島便などの企画クルーズの充実
- ✓ 幕張ビーチ花火フェスタ、大規模音楽イベントなど、海辺を楽しめる機会の積極的な発信

【継続】

1-2 「さんばしひろば」の活用促進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

千葉みなとの「さんばしひろば」においては、イベント、撮影、キッチンカーの出店などによる、港湾緑地や公園といったオープンスペースの活用促進を図るために、広場でできることを分かり易くまとめた「さんばしひろば」利用手引きを公開しています。こうした港の活用を促す取組を引き続き進めます。

取組イメージ

- ✓ 「さんばしひろば」利用手引きによる活用促進

【継続】

1-3 海辺の生き物とのふれあい

環境

防災

景観

健康

コミュニティ

身近な自然環境の特徴を知りつつ、地域の生き物の生活史や多様な生き物とのつながりを学ぶことのできる取組を引き続き進めます。

取組
イメージ

- ✓ ふれあい自然観察会の実施
- ✓ 千葉県自然観察指導員協議会と協力した四季の自然観察会の実施

【全市レベルでの施策】

関わる主体

市民

事業者

市

大学など

団体

【継続】

1-4 海辺の魅力向上

環境

防災

景観

健康

コミュニティ

海辺に立地する稲毛海浜公園では、官民連携で海に見えるレストランや海へ延びるウッドデッキなどを整備してきており、同公園に隣接する幕張海浜公園を含めて、海辺のアメニティ*環境の充実と賑わい創出に資するよう、すごしたくなる緑と水辺の11拠点として、魅力の向上を図ります。

取組
イメージ

- ✓ 稲毛海浜公園における官民連携でのリニューアル整備事業の推進
- ✓ 幕張海浜公園における官民連携での魅力向上事業の検討



誰もがゆったりとした時間を過ごせる海辺

フィールド2 川 辺

施策の方向性 親しみのある川辺をはぐくむ

展開の視点	施 策	実施時期	
		短 期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	2-1 川辺のアクティビティの充実	●●●●●	●●●●●
	2-2 川辺の生き物とのふれあい	●●●●●	●●●●●
近隣レベルで展開する施策	2-3 花見川サイクリングコースの充実	●●●●●	●●●●●
	2-4 川辺の公共空間再編		●●●●●
全市レベルで展開する施策	2-5 河川を活用したまちづくり	●●●●●	●●●●●
	2-6 水環境の保全の推進	●●●●●	●●●●●

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

2-1 川辺のアクティビティの充実

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

地域固有の資源である河川の良さを体験・実感できるよう、川辺の活用に先行的に取り組んでいる花見川を拠点として、川の水にふれあいながら、自然環境の良さを再認識できるようなアクティビティの充実を図ります。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 花見川を中心としたカヤック体験の充実(近隣市でのイベントとの同時開催など) ✓ 社会実験の検討(花見川トライアスロン(仮称)(カヤック→サイクリング→ランニング)など)
--------	---

【拡充】

2-2 川辺の生き物とのふれあい

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

身近な自然環境の特徴を知りつつ、地域の生き物の生活史や多様な生き物とのつながりを学ぶことのできる取組をはじめ、小学生を対象とした生き物調査や水質調査などに関する出張授業「いきもの探索隊」の活動を引き続き進めます。これと併せて、アーカイブ化*した調査結果の有効活用を図ります。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ふれあい自然観察会の実施 ✓ いきもの探索隊の活動推進、アーカイブ化した調査結果の有効活用
--------	--

【新規】

2-3 花見川サイクリングコースの充実

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

花見川サイクリングコースにおいて、サイクリングをはじめ、ランニング、散歩利用がより快適にできるよう、走行環境の改善を図ります。これと併せて、川面を眺めながらリラックスできるように、休憩スポットや誘導サインなど、アメニティ環境の充実を図ります。

取組イメージ

- ✓ サイクリングコース左岸の舗装改善、誘導サインの充実(歴史文化の紹介、街なかへの誘導)
- ✓ 休憩スポットの充実(サイクルラックの設置、トイレ・手洗い場の改修、木陰へのベンチの整備)
- ✓ 長期間未整備のサイクリングコース右岸の見直しを含めたあり方の検討

【新規】

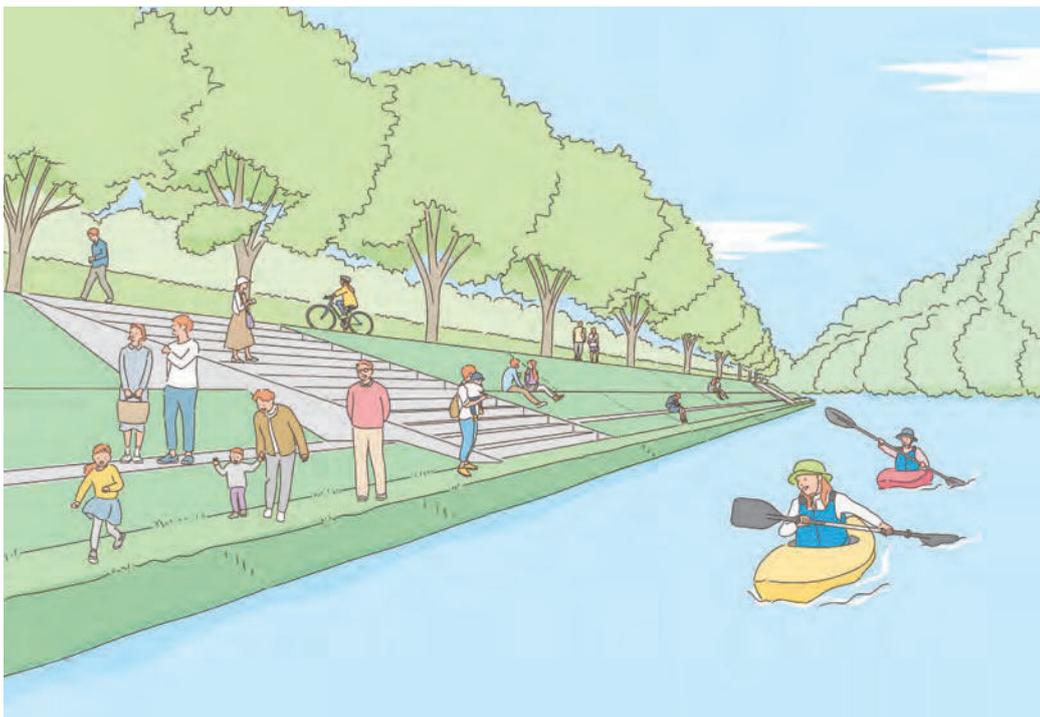
2-4 川辺の公共空間再編

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

地域固有の資源である河川の良さを実感できるよう、川辺の公園などのリニューアルを行う際には、河川との一体的な利用が図られるように公共空間の再編を検討します。

取組イメージ

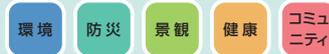
- ✓ 川面に近付ける親水護岸、デイキャンプ施設などの整備検討
- ✓ リバーサイドカフェなどの居心地のよい環境形成の検討



河川の良さが実感され、様々な形で活用されていく川辺

【新規】

2-5 河川を活用したまちづくり



都川、花見川、鹿島川の3河川を中心に、河川が広く市民に開かれた身近な水辺空間となるよう、河川を活用したまちづくりの将来像を示す「かわまちづくりビジョン(仮称)」を策定し、河川沿いの豊かな緑と田園風景の保全や水辺空間の活用を進めます。

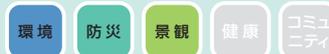
また、すごしたくなる緑と水辺の11拠点として、花見川上流部の花島公園においては、花見川沿いの自然を感じられ、気軽に楽しめる空間となるよう、魅力の向上を図ります。これと併せて、都川中流部の都川水の里公園においては、平時には川沿いに滞留できる空間としつつ、豪雨時には雨水のオフサイト貯留浸透*の場としても機能するよう当該公園の整備を県と連携しながら取組みます。

取組イメージ

- ✓ かわまちづくりビジョン(仮称)の作成
- ✓ 花見川上流部の花島公園における官民連携での魅力向上事業の検討
- ✓ 都川中流部の都川水の里公園の整備

【継続】

2-6 水環境の保全の推進



水環境の保全にあたって、工場・事業場排水などの適正処理の指導及び生活排水対策などによる点源負荷*の抑制対策とともに、田畑、畜産排水、ゴルフ場から発生する面源負荷*の削減対策を引き続き進めます。これと併せて、地下水保全にあたって、地下水の調査を引き続き進めます。

また、河川の改修・整備にあたっては、治水面での安全性を確保しながら、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、生き物の生息・生育・繁殖環境や川辺の景観保全・創出に資する多自然川づくりを引き続き進めます。

取組イメージ

- ✓ 工場・事業場排水などの適正処理の指導
- ✓ 地下水測定計画に基づく地下水調査
- ✓ 多自然川づくりの推進

親水と治水を両立する公園「都川水の里公園」

都川と支川都川が交差するところで、千葉市が整備を進めている面積約43.8ha(うち河川区域7.8ha)の大規模公園が、都川水の里公園です。同公園は、すぐしたくなる緑と水辺の11拠点に含まれ「ふるさとの原風景と生きものにふれあえる田園公園」をテーマとして、レクリエーション利用が可能な親水空間として整備を進めていますが、豪雨時には治水空間としても機能する公園です。

親水だけでなく、治水の側面を有することとなった背景には、都川流域における過去の浸水被害が大きく関係しています。昭和50年代から平成の初め頃にかけて、都川流域では毎年のように外水氾濫が生じ、とりわけ、平成3年(1991年)の台風18号では、下流部の千葉都心において、交通網の麻痺や家屋の浸水などの大きな被害が生じました。降雨による洪水被害の軽減に向けて、平成29年(2017年)に策定した都川水系河川整備計画においては、計画降雨に対応した河川改修や都川多目的遊水地の段階施工などが位置づけられました。

都川水の里公園は、有事の際には、都川の左岸と右岸の堤防に設けられた越流堤から最大約55万tの水を貯留できる「遊水地」として機能します(現在のところ、14.2万tの洪水調節容量を確保しています。)。都川が二級河川であるため、千葉県が遊水地を整備し、千葉市が遊水地上部空間を公園として整備する県市共同で多目的遊水地の整備を進めています。

都川水の里公園の整備が完成すると、公園と遊水地とが一体となり、親水と治水の両立が図られるグリーンインフラとして大きな役割を有する空間となることが期待できます。

都川水の里公園



小川・田んぼエリアの様子



田んぼ



自噴井「太郎」

都川水の里公園の区域図と整備済の小川・田んぼエリア



施策の方向性 **すごしたくなる公園をはぐくむ**

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	3-1 多様な主体による公園活用の推進	●●●●●	●●●●●
	3-2 多様な主体による公園管理の推進	●●●●●	●●●●●
	3-3 植物性廃棄物のリサイクルの推進	●●●●●	●●●●●
	3-4 公園の活用促進に係る仕組みづくり	●●●●●	●●●●●
近隣レベルで展開する施策	3-5 熱環境対策や脱炭素*に資する樹木の育成	●●●●●	●●●●●
	3-6 地域バランスの改善に資する公園の整備	●●●●●	●●●●●
	3-7 地域の状況を踏まえた身近な公園の充実	●●●●●	●●●●●
	3-8 斜面地を有する公園の安全性の向上	●●●●●	●●●●●
	3-9 公園施設のスポンサー制度の活用	●●●●●	●●●●●
全市レベルで展開する施策	3-10 すごしたくなる緑と水辺の11拠点の充実	●●●●●	●●●●●
	3-11 公園の雨水浸透・流出抑制機能の向上	●●●●●	●●●●●

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

3-1 多様な主体による公園活用の推進



公園を使う楽しみが増えるように、市主催によるほか、町内自治会、パークマネジメント団体、指定管理者、プレーパークの開催団体、その他意欲的な団体などとの協働でイベントの開催をはじめ、公園の柔軟な活用を進めます。

また、専用園庭を有しない保育園などによる公園の活用を支援します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の防災意識向上に係るイベントの充実(落ち葉や落枝での煮炊き体験、防災トイレの講習など) ✓ 公園での健康づくりイベントやプログラムの充実(ウォーキング、健康体操、ヨガなど) ✓ 公園での子育てイベントやプログラムの充実(ベビーマッサージ、親子ヨガ、仮設遊具など) ✓ 常設型プレーパークの開催・地域プレーパークの開催支援
--------	---

【拡充】

3-2 多様な主体による公園管理の推進

環境

防災

景観

健康

コミュニ
ティ

誰もが快適に、安全安心に公園を利用できるように、清掃など日常の公園管理にあたっては、市による直営のほか、清掃協力団体、パークマネジメント団体、指定管理者、その他意欲的な団体などとの協働で行います。とりわけ、パークマネジメント制度の積極的な活用を促すため、公園を柔軟に使っている活動事例の紹介などを検討します。このほか、個人のやってみたい思いを後押しする支援についても検討します。

また、中長期的には、一定のエリア内の大小様々な規模の複数公園について、包括的に管理し、地域のシンボルとなる公園で生み出した収益を周辺の小規模公園に還元し、公園利用者がこれまでよりも満足感を得られるような公園管理の仕組みを研究します。

取組
イメージ

- ✓ 多様な主体と協力した公園の維持管理(公園清掃、草刈り、施設点検など)
- ✓ 個人のやってみたい思いを後押しする清掃用ゴミ袋や清掃用具の貸出検討
- ✓ パークマネジメントで公園を積極的に活用している事例紹介の検討
- ✓ 複数公園を対象にした指定管理やパークマネジメント



賑わいが生まれ、居心地のよい環境が形成されていく公園

【継続】

3-3 植物性廃棄物のリサイクルの推進

環境

防災

景観

健康

コミュニティ

公園の管理に伴って生じる落ち葉や剪定枝などについて、自然の循環プロセスの回復に資するよう、剪定枝などのチップ化、堆肥化した落ち葉を公園内外での花壇づくりに用いるなど、リサイクルを進めます。これと併せて、間伐材の有効利用を図ります。

取組
イメージ

- ✓ 剪定枝などのリサイクル工場への搬入
- ✓ 落ち葉堆肥づくり
- ✓ 間伐材を利用したベンチなどの製作

【新規】

3-4 公園の活用促進に係る仕組みづくり

環境

防災

景観

健康

コミュニティ

日常生活の様々な場面で、公園が活用されるように、利用者と事業者の双方の目線から、公園の活用を促す仕組みを検討します。

利用者目線では、公園の設備に関して、コロナ禍でのテレワークやオンライン学習を見込んだ通信環境の充実などを検討します。公園利用の促進に係るルールに関しては、健康づくりや地域交流につながる野菜づくりのルールを検討します。これらと併せて、利用者へのサービスに関しては、有料公園施設が中心となり、例えば、動物公園では、リピーターの増加につながるような来園者サービスの充実を引き続き図ります。

一方で、事業者目線では、千葉みなとの「さんばしひろば」利用手引きのように公園活用を促す手引きの作成を検討します。これと併せて、事業者の社会貢献活動に関しては、活動場所の案内、積極的な寄附の受入れ、ネーミングライツなど地域貢献の思いを活動や形にできるような支援を進めます。

取組
イメージ

- ✓ 無料公衆無線LAN、QRコード付きの公園案内などの導入検討
- ✓ エディブルパーク*のルールづくり(仮称)
- ✓ 公園の活用促進を図る「公園活用の手引き」(仮称)の作成検討

【新規】 熱環境対策や脱炭素に資する
3-5 樹木の育成

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

公園利用者や歩行者、バスの利用者などへの熱中症リスクの軽減や快適性の向上のため、公園内だけでなく、公園に隣接する人通りの多い歩道やバス停のベンチなどに緑陰をつくる公園樹木の育成や植樹を図ります。

取組
イメージ

✓ 木陰をつくるボリュームのある樹木の育成

【継続】 地域バランスの改善に資する
3-6 公園の整備

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

事業中の検見川・稲毛土地区画整理事業や東幕張土地区画整理事業をはじめ、事業が完了した土気東地区土地区画整理事業で確保された公園用地やその他寄付用地においては、ワークショップなどを通じて地域の声を聴きつつ、地域のコミュニティの形成の場や様々な世代の憩いの場となるほか、良好な環境形成や安全性の向上にも寄与する身近な公園の整備を進めます。

取組
イメージ

✓ 土地区画整理事業で確保された公園用地の整備



公園活用の仕組みづくりによって、夜間も活用されていく公園

【新規】 地域の状況を踏まえた身近な公園の 3-7 充実



身近な公園については、地域の住民がもっと活用したくなる公園のつくりとなるよう、地域の人口構成や公園利用の状況などを勘案して、それぞれの公園に特色を持たせ、エリアの公園間での機能分担や地域のシンボルとなる公園のリノベーション*を図ります。これと併せて、300㎡未満の狭小な公園については、利用ニーズを考慮しつつ、公園が近接して存在する場合などでは、再編を検討します。

また、老朽化が進む公園内の施設については、安全安心な施設となるよう、地域の人口構成や公園利用の状況などを勘案して、長寿命化計画に基づく施設更新やバリアフリー環境の拡大に資する対策などを戦略的に進めます。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ モデルエリアにおける公園間での機能分担(子育て、防災、農とのふれあいなど)と公園のリノベーション(インクルーシブな環境づくりの検討) ✓ 公園トイレの快適化(和式便器の洋式化、手すりの設置など)、地域の状況を勘案した施設更新、バリアフリー化 ✓ 狭小な公園の機能特化(有事の荷捌き場化や災害時の一時の避難場所、エディブルパーク化)や再編の検討
--------	---

【新規】 斜面地を有する公園の安全性の向上



土砂災害警戒区域などに指定されている法面のある公園や緑地においては、利用者や周辺住宅・交通などへの安全の確保のため、斜面の状況などについて調査し、対策を検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門事業者による法面調査 ✓ 植林や構造物などによる斜面崩壊対策
--------	---

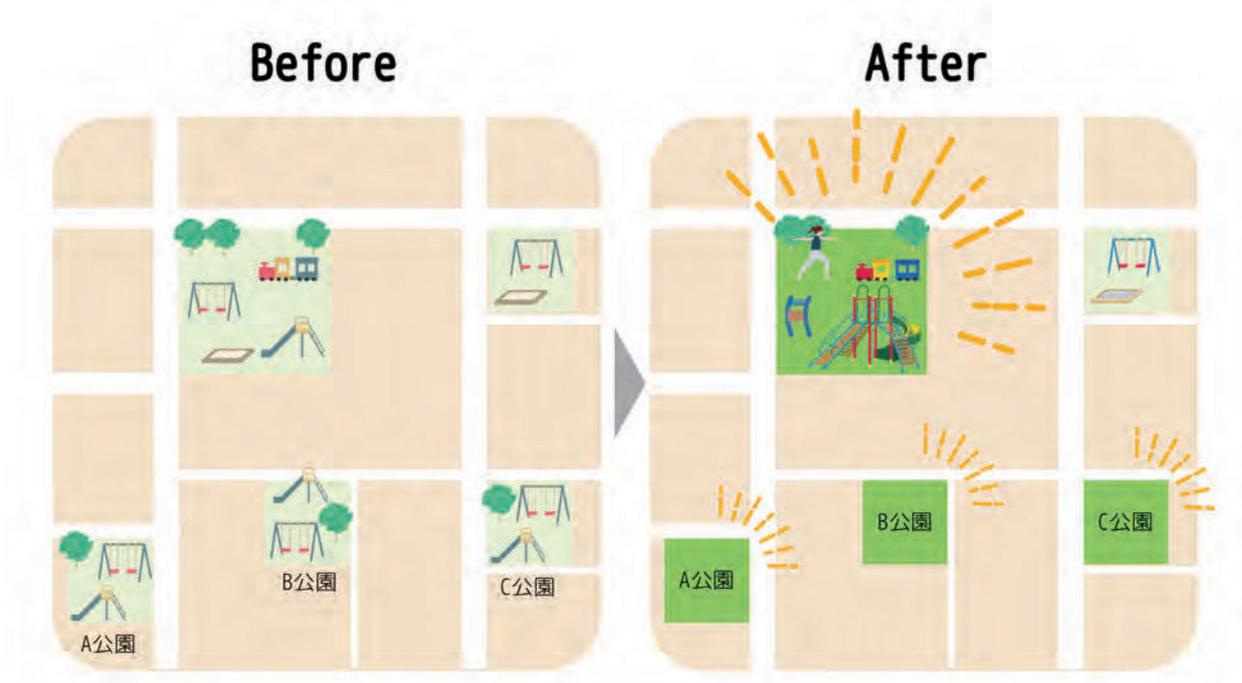
【新規】 公園施設のスポンサー制度の活用



公園利用者が快適に過ごせる環境を充実させるため、事業者や団体、個人からの寄付に応じて、公園に新しい施設を設置することや既存施設を新しいものへと交換するスポンサー制度の創設について検討します。これと併せて、寄付を受けた施設に寄付者の思いを表現する方法についても検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スポンサーによる公園施設の新設・更新制度の創設検討 ✓ メッセージプレートの設置などによるスポンサーの思いの表現方法の検討
--------	--

地域のシンボルとなる公園のリノベーション



ABC公園間での機能分担のイメージ
(梯子したくなるような身近な公園)

健康づくり			わくわく遊具		
A ストレッチで リラックス	B 遊トレで 体力アップ	C 野外ジムで ストレス発散	A ブランコ いっぱい	B 鉄棒&うんてい ぶらさがり	C 大きな 砂場プール
のびのび広場			地域力アップ		
A 近所のみんなで ゲートボール	B 元気にかけっこ ボール遊び	C ヨガ・体操で リフレッシュ	A あおぞら 読み聞かせ	B おいしく学ぶ 花壇・農園	C もしもの備え 防災拠点

地域の状況を踏まえた身近な公園の充実
地域のシンボルとなる公園のリノベーションとエリアの公園間で機能分担が進んだ様子

【拡充】 3-10 すごしたくなる緑と水辺の 11拠点の充実



すごしたくなる緑と水辺の11拠点において、とりわけ、千葉市が管理運営者となるところでは、コロナ禍であっても、多世代が過ごしたくなる環境となるよう、Park-PFI*など官民連携で公園機能の向上や多機能化を図ります。これと併せて、誰もが公園を楽しめるようにインクルーシブな環境形成についても検討します。

取組 イメージ

- ✓ バイオフィリックデザイン*を取り入れたコワーキング施設、ナイトタイムエコノミー対応施設の整備
- ✓ 図書館など地域の公共施設との連携による公園機能の充実、インクルーシブ環境の見守り手とバリアフリーな施設整備の検討
- ✓ 幕張海浜公園や蘇我スポーツ公園などにおける大規模集客施設の機能向上
- ✓ 動物公園におけるリスタート構想に基づく展示施設のリニューアル推進

【拡充】 3-11 公園の雨水浸透・流出抑制機能の 向上



自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上を図るため、公園の整備・リノベーションにあたっては、レインガーデン*として、公園敷地内の雨水を一時貯留し、浸透させる勾配の形成や透水性舗装などの雨水浸透施設の整備に努めます。

また、都川中流部に位置し、豪雨時には雨水のオフサイト貯留浸透の場として機能し、下流部の千葉都心への浸水被害軽減に寄与する都川水の里公園の整備を県と連携しながら取組みます。

取組 イメージ

- ✓ 透水性舗装など雨水の浸透機能のある施設整備
- ✓ レインガーデンとして機能する公園の整備・リノベーション

千葉市における官民連携での「公園活用事業のあゆみ」

千葉市では、平成25年度(2013年度)より、民間事業者の自由な発想やアイデアなどを生かした公園活用事業を行ってきました。そのあゆみを示します。

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | <p>事業名 豊砂公園「パークマネジメント事業」
 事業者 イオンモール株式会社
 事業開始 平成25年(2013年)12月
 内容 来街者が思わず立ち寄りたくなる魅力的なイベントなどを効果的に開催し、積極的に公園の活用を図る事業
 公園清掃、植栽管理、遊具点検、警備のほか、イベント6件 令和3年度(2021年度)</p> |  |
| 2 | <p>事業名 昭和の森「フォレストビレッジ」
 事業者 株式会社 R. project
 事業開始 平成26年(2014年)4月
 内容 旧コースホステル施設を活用した宿泊、キャンプ事業
 利用者数 約37,000人 令和3年度(2021年度)</p> |  |
| 3 | <p>事業名 稲毛海浜公園「ザ・サーフ オーシャンテラス」
 事業者 株式会社ディアーズ・ブレイン
 事業開始 平成28年(2016年)3月
 内容 海辺の眺望を活かしたレストランなどの活性化施設の整備・運営
 利用者数 約81,000人 令和3年度(2021年度)</p> |  |
| 4 | <p>事業名 動物公園「ふれあい動物の里」
 事業者 株式会社ファーム
 (令和2年(2020年)7月から株式会社ワールドインテック)
 事業開始 平成28年(2016年)4月
 内容 乗馬体験やアニマルタッチなど、子どもから大人まで動植物にふれあう場を提供
 利用者数 約14,000人(乗馬、ポニー乗馬) 令和3年度(2021年度)</p> |  |
| 5 | <p>事業名 泉自然公園「駐車場収入を活用した魅力発信事業」
 事業者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
 事業開始 平成29年(2017年)4月
 内容 公園や周辺の魅力を発信する新たなホームページ作成、イベント、駐車場管理
 利用者数 約191,000人 令和3年度(2021年度)</p> |  |
| 6 | <p>事業名 泉自然公園「フォレストアドベンチャー・千葉」
 事業者 有限会社パシフィックネットワーク
 事業開始 平成30年(2018年)3月
 内容 公園内の樹林地を生かした自然共生型アウトドアパークの整備運営
 利用者数 約20,000人 令和3年度(2021年度)</p> |  |
| 7 | <p>事業名 稲毛海浜公園「稲毛海浜公園施設リニューアル事業」
 事業者 株式会社ワールドパーク連合体
 事業開始 平成30年(2018年)7月
 内容 事業者によるグランピング施設、バーベキュー場、温浴施設、宿泊施設、プール改修、このほか千葉市の負担により事業者が整備・改修するものとして、砂浜やトイレの改修、ウッドデッキ、電気・上下水道整備など ※現在も進行中</p> |  |

【新規】

4-3 まちを彩る街路樹づくり

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

シンボルロードを彩る街路樹については、多くの人目に触れ、街のシンボルともなるため、街並みや景観を意識してボリュームのある樹形とするなど、まちを彩る街路樹づくりを進めます。このほか、景観計画における景観重要樹木の指定を検討します。

取組
イメージ

- ✓ 街並みを意識したシンボルロードの街路樹の育成(ボリュームのある樹形づくり)
- ✓ シンボルロードを彩る街路樹の景観重要樹木の指定検討

【全市レベルでの施策】

関わる主体

市民

事業者

市

大学など

団体

【継続】

4-4 街路樹のある環境の雨水浸透機能の向上

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

街路樹のある環境においては、歩道の補修時などにおいて、透水性舗装化などを行い、歩行者の円滑な通行機能を確保しつつ、街路樹の健全育成も図ります。

取組
イメージ

- ✓ 歩道補修時の透水性舗装化



花壇の手入れをする人や木陰を歩く人が増えていく街路樹のある通り

フィールド5 宅地

施策の方向性 緑豊かなまちをはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	5-1 地域ぐるみの緑花の愛護活動の推進	●●●●●	●●●●●
	5-2 緑化や緑の効能を学ぶ機会の充実	●●●●●	●●●●●
近隣レベルで展開する施策	5-3 暮らしの中心となる地域での緑化の推進	●●●●●	●●●●●
	5-4 都市開発諸制度と連携した質の高い緑の創出		●●●●●

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【拡充】

5-1 地域ぐるみの緑花の愛護活動の推進



緑と花への愛護の心をはぐくみ、個人や地域での活動を通じたコミュニティの形成、醸成が図れるよう、絵画コンクールをはじめ、地域住民主体の緑の育成、地域を花で彩る花苗の配布などに引き続き取組みます。このうち、花苗の配布に関しては、多くの人の目に触れやすいところを重点的に支援するなど戦略的な事業展開を検討します。

また、緑花の推進に積極的に関わっている地域においては、身近な緑や花の魅力を再発見できるように、地域の住民と協力しながら、緑と花の見所を巡るツーリズムやお散歩マップづくりを検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 緑と水辺の児童絵画コンクールの継続、緑地協定の締結促進 ✓ 花いっぱい市民活動助成における、花苗の配分方法の検討 ✓ 地域の緑花の見所を記載したお散歩マップ制作とガーデンツーリズムの実施の検討（お散歩を通じた地域間ネットワークづくり）
--------	---

【拡充】

5-2 緑化や緑の効能を学ぶ機会の充実



建築や建替えを予定している方や緑化の取組を更に充実させようと考えている方にとって参考となるような緑化の優良事例を紹介します。これと併せて、質の高い緑づくりのため、既存の緑の保全などの観点から、緑化の状況の評価・公表することを検討します。

また、市主催の園芸講座などでは、緑の有するヒーリング効果を学び、日常生活に緑を取入れやすくなるよう園芸福祉活動の充実について検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 緑化の優良事例の紹介、質の高い緑化の評価・公表の検討 ✓ フィトンチッド*に関する学習と森林浴体験、ヒーリング効果(安眠、花粉症、ダイエットなど)のあるハーブの効能学習と栽培
--------	--

【拡充】
5-3 暮らしの中心となる地域での
緑化の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

来訪者や居住者が潤いのある街なかと感じられるよう、ちば・まち・ビジョン(立地適正化計画)で定める都市機能誘導区域や居住促進区域における緑化を進めます。これと併せて、自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上のため、緑化に伴うレインガーデンの整備(事例紹介含む)や雨水流出抑制施設の設置促進に努めます。このほか、緑化の推進に関する千葉市の指導の基準については、まちづくりと関連する諸制度を勘案した見直しを検討します。

取組
イメージ

- ✓ 気軽にはじめられるレインガーデン事例集の作成検討、雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置促進
- ✓ 既存の緑化指導基準の見直しの検討(敷地内緑化が困難な場合の周辺の緑の管理など)

【新規】
5-4 都市開発諸制度と連携した
質の高い緑の創出

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

街なかにおいて、都市開発諸制度により土地の高度利用と公共貢献をセットにした開発を誘導するにあたっては、来訪者や居住者が潤いのあるまちと感じられるとともに、生き物の生息・生育環境ともなりえるような緑の創出について、検討します。これと併せて、緑の創出が困難な場合においては、当該敷地周辺の緑の愛護を促進させる取組についても検討します。

取組
イメージ

- ✓ 都市開発諸制度と連携した街なかにおける質の高い緑化のガイドラインの作成検討



緑化を通して、地域のコミュニティがはぐくまれていく宅地

【拡充】

6-3 オオガハスを楽しめる環境の拡大

環境

防災

景観

健康

コミュニ

ティ

オオガハスへの好意度や理解度をより一層向上させるため、開花60周年を記念して始めたオオガハスの系統保存を引き続き進めていくとともに、各行政区に1つの小さな拠点づくりや分根を通した観賞場所の拡充について検討します。

取組
イメージ

- ✓ オオガハスの系統保存の継続
- ✓ 各行政区に1つの小さな拠点づくり、分根先の観賞場所の拡充

【拡充】

6-4 3都心における
花のふれあい道づくりの充実

環境

防災

景観

健康

コミュニ

ティ

千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心のプロムナードにおいては、団体、事業者、教育機関などと協働で、花のふれあい道づくりを進めてきており、来街者にとって、千葉市の顔として更に印象に残るようにこれまで以上に取組を充実していきます。

また、こうしたプロムナードの起点となる場所などにおいては、中長期的には、花壇の苗代や管理費を本市に協賛金として納める代わりに、現地に協賛者名を記載したサインを設けるスポンサー花壇の創設について検討します。

取組
イメージ

- ✓ 3都心フラワープロムナードにおける地域と連携した花壇づくり活動の充実
- ✓ スポンサー花壇の創設検討



ハス守りさんがガイドする、オオガハスのある花の空間

フィールド7 空閑地

施策の方向性 みんなが使える空閑地をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	7-1 空閑地の暫定利用に向けた仕組みづくり	●●●●●	●●●●●
近隣レベルで展開する施策	7-2 チバニワ(仮称)としての空閑地の活用		●●●●●

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【新規】 7-1 空閑地の暫定利用に向けた仕組みづくり

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

街なかの空閑地において、土地の維持管理が負担になっている土地所有者とその土地を活用したい地域の住民などとの仲介をし、地域コミュニティの形成・醸成の場などとして、空閑地を暫定的に活用できるような仕組みづくりを進めます。これと併せて、この仕組みを積極的に活用してもらえるように情報発信を進めます。

※都市緑地法上、市民緑地認定制度の適用エリアを定める必要があるため、多くの住民が居住する市街化区域及び主要駅から1km圏内を緑化重点地区として設定します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都市緑地法に基づく市民緑地認定制度の運用 ✓ 市民緑地認定制度の情報発信
--------	---

【近隣レベルでの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【新規】 7-2 チバニワ(仮称)としての空閑地の活用

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

子どもの遊び場やマルシェの開催、野菜づくりなど、地域の自由な発想で暫定的に活用できるチバニワとしての空閑地の活用を促進します。とりわけ、千葉市としては、公園の配置バランスを考慮し、公園代替地となるような地域において、空閑地のチバニワ化を進めます。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域のやってみたいが叶うチバニワ(仮称)づくり ✓ 都市スポンジ化対策のメニューとしてのチバニワ(仮称)づくり
--------	--

空閑地活用の先進事例：千葉県柏市の「カシニワ・おにわ」

千葉県柏市では、平成22年(2010年)から、身近にある空閑地を地域の人々が手を加え、みんなが使える「地域の庭」にしていくカシニワに取り組んでいます。カシニワは「かしわ(柏)の庭」と「かす(貸す)庭」をかけた造語です。

近年では、もっと自由な発想で色々なことにオープンスペースを活用し、これと併せて空き家の活用も応援していこうと「カシニワ・おにわ」と「カシニワ・おうち」の取組が進められています。



オープンガーデン



地域の庭



里山



「カシニワ・おにわ」



チバニワ(仮称)として様々な目的で活用されていく空閑地

フィールド8 農地

施策の方向性 やすらぎのある農地をはぐくむ

展開の視点	施策	実施時期	
		短期	中長期
緑と水辺に関わる人々に関する施策	8-1 拠点施設の活用などによる農の魅力発信	■	■
	8-2 農福連携の推進	■	■
	8-3 耕作放棄地対策の推進	■	■
	8-4 太陽光発電下での農業技術支援の研究	■	■
近隣レベルで展開する施策	8-5 街なかの農地の保全・活用の推進	■	■
全市レベルで展開する施策	8-6 優良農地の保全の推進	■	■

【緑と水辺に関わる人々に関する施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】 8-1 拠点施設の活用などによる農の魅力発信

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

都市部と農村部の交流を促進し、地域の農業振興と活性化を図るため、いずみグリーンビレッジに立地する富田さとにわ耕園・下田農業ふれあい館・中田やつ耕園の3拠点施設を活用し、花畑や地元農畜産物の直売所、収穫体験などを通じて、千葉市内外からの集客を図るとともに、千葉ウシノヒロバや周辺の観光農園なども含めて一体的にPRすることで、内陸部におけるグリーンツーリズムの取組を進めます。これと併せて、新鮮な農畜産物を購入できる直売所や収穫体験を楽しめる観光農園などの利用の促進を図ります。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 富田さとにわ耕園、下田農業ふれあい館、中田やつ耕園を活用した地域の活性化 ✓ 内陸部におけるグリーンツーリズムの推進 ✓ 直売所、観光農園の利用促進
--------	--

【継続】

8-2 農福連携の推進

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

福祉分野では、農業活動から得られる心身のリハビリテーション効果や共同作業による社会参加促進効果などが期待されています。千葉県、船橋市、柏市と共同で運営に参画している「千葉県障害者就労事業振興センター」において、農福連携を進めるため、農業支援事業「農サポ」をはじめ、農家と障害福祉サービス事業所などのマッチング事業、ちば農福連携マルシェなどの支援に引き続き取り組みます。

取組
イメージ

- ✓ 農業支援事業「農サポ」の支援
- ✓ ちば農福連携マルシェの支援

【継続】

8-3 耕作放棄地対策の推進

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

高齢化や健康上の理由などで、耕作の継続が困難な場合において、農地銀行への農地の登録を促進します。登録された農地は、農業委員会が意欲的な農業者との貸し借りの調整・斡旋を行い、農地の有効利用と耕作放棄地の発生防止を図ります。

取組
イメージ

- ✓ 耕作が困難な農地の農地銀行への登録促進
- ✓ 農地銀行に登録された農地の斡旋



耕作やグリーンツーリズムが行われていく農地

【継続】 8-4 太陽光発電下での農業技術支援の研究

環境

防災

景観

健康

コミュニティ

農地で農業生産を行いながら、支柱などの上部に設置した太陽光パネルで発電を行う営農型太陽光発電における農業技術支援について、事業者や大学などと協力して研究を進めます。

取組イメージ

✓ 遮光下においても効率的に農業生産が可能な品目や生産技術についての研究

【近隣レベルでの施策】

関わる主体

市民

事業者

市

大学など

団体

【継続】

8-5 街なかの農地の保全・活用の推進

環境

防災

景観

健康

コミュニティ

生産緑地において、農地として存続の安定性を高め、農地の有する多面的な機能発揮を図るため、特定生産緑地への指定を促進します。これと併せて、300㎡～500㎡の比較的小規模な農地について、土地所有者の意向に応じて、生産緑地化を図ります。

また、都市住民が身近な農地を利用して自ら農作物を栽培し、農業に親しみ、農にふれあえる機会の増加につながるよう、市民農園の開設を促進します。

取組イメージ

- ✓ 特定生産緑地への指定促進
- ✓ 比較的小規模な農地の生産緑地化
- ✓ 市民農園の開設促進

【全市レベルでの施策】

関わる主体

市民

事業者

市

大学など

団体

【継続】

8-6 優良農地の保全の推進

環境

防災

景観

健康

コミュニティ

千葉市の東部に集積する農地は、農振農用地として農業生産上だけでなく、農地の有する多面的な機能発揮の面からも重要な役割を果たすため、緑と水辺の骨格に位置するこうした優良農地の保全を引き続き進めます。

取組イメージ

✓ 農振農用地の保全推進

街なかの農地の保全・活用に資する「市民農園シェアリングサービス」

千葉市では、個人などが保有する有形・無形の資産をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人なども利用可能とする経済活性化活動であるシェアリングエコノミーを推進しています。

遊休地の利活用の分野では、これまでに、大規模イベント時におけるイベントホームステイや市営住宅での駐車場シェアリングサービスの本格導入に向けた取組を実施してきました。

この分野における新たな取組としては、生産緑地をはじめとする都市農地や空閑地を市民農園とし、インターネット上のプラットフォームを介して利用者とマッチングして利活用を図る実証実験です。これまでに、オンラインプラットフォーム「ハタムスビ」^{*}を活用したモデル市民農園の「いなげ農園ぽたじえ」を開園しています。

また、この実証実験と併せて「スキルシェア」としてのモデル創出として、プラットフォームを活用したオンラインでの園芸指導サービス提供の実証実験にも取り組んでいます。



いなげ農園ぽたじえのロゴマーク



ハタムスビBOX



市民農園の様子

^{*}株式会社マイファームが運営する空閑地などを有効利用したい個人と家庭菜園を楽しみたい個人とを繋げるオンラインマッチングサービスです。「ハタムスビ」サービスの特徴的なアイテムである「ハタムスビBOX」が農園の1区画ごとに設置され、利用者の道具入れとして利用できるほか、付属のソーラーパネルでUSB充電も可能です。

【拡充】

9-3 市民が立入れる林地環境の拡大

環境

防災

景観

健康

コミュニ
ティ

身近な自然にふれあい、心身がリラックスできるように、市民緑地など市民が立入れる林地環境の拡大について検討します。これと併せて、地域での交流促進のため、イベントなどの開催についても検討します。

取組
イメージ

- ✓ 身近な森林の市民緑地化の検討
- ✓ 竹林でのタケノコ掘りイベントと山菜鍋づくりの検討
- ✓ 里山地区でのキノコ栽培体験などの検討

【近隣レベルでの施策】

関わる主体

市民

事業者

市

大学など

団体

【継続】 公共施設における脱炭素に資する 9-4 木材利用の推進

環境

防災

景観

健康

コミュニ
ティ

千葉市内の公共施設の建築・建替え時においては、脱炭素化や市内の森林の適正な管理に資するよう「公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、地域産材の利用促進に努めます。

取組
イメージ

- ✓ 千葉市所有施設における地域産材の利用促進



管理に携わる人々が増え、多様な生き物が生息している谷津田

【継続】 樹木の生育基盤となる土壌環境 9-5 (土中環境)の育成

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

森林は、健全な水循環、熱収支の調節、炭素の吸収などの多面的な機能を発揮しますが、土壌環境(土中環境)の育成は、樹木の健全な成長につながり、様々な機能の向上が期待できるため、昭和の森などにおける土壌環境(土中環境)育成の取組について、成果を踏まえ、その他の地域への展開を検討します。

取組
イメージ

✓ 土壌環境(土中環境)育成の取組対象地の検討

【全市レベルでの施策】

関わる主体

市民

事業者

市

大学など

団体

【拡充】 緑と水辺の骨格における 9-6 グリーンインフラの保全の推進

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

無秩序な市街化を抑制するグリーンベルトとしての役割を持つ内陸部の緑地軸や谷津田・優良農地が集積した鹿島川沿いの緑地軸・水辺軸などの緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの保全を進めます。これと併せて、千葉県内外での環境保全施策や農林業振興施策を考慮しながら、より効果的なグリーンインフラ保全のあり方について検討します。

取組
イメージ

✓ 緑の保全のあり方の検討(保全度の評価、優先度、効果的な保全施策)

【新規】 都市開発諸制度と連携した 9-7 郊外のグリーンインフラ保全の研究

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

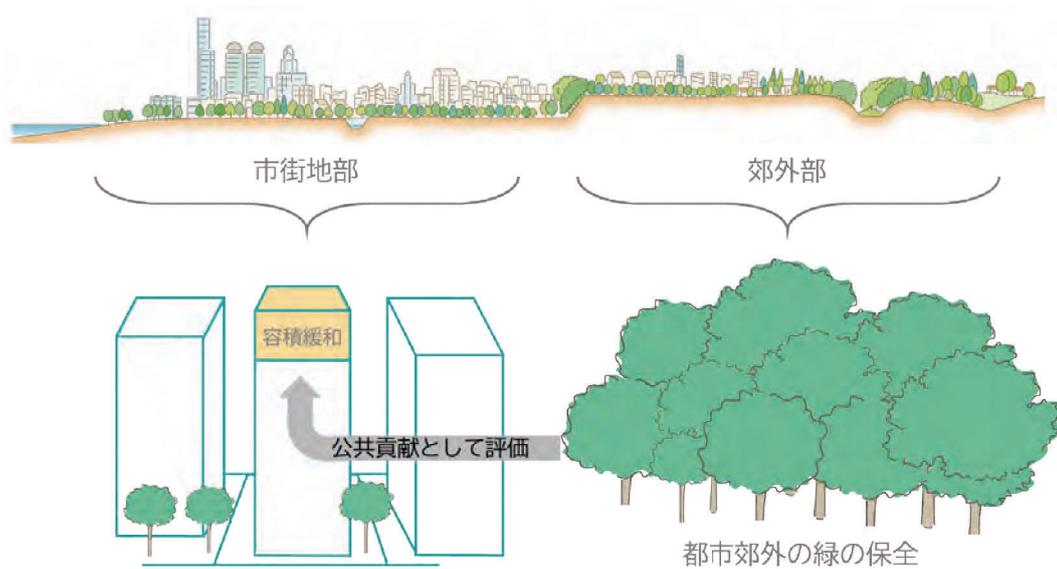
街なかにおいて、都市開発諸制度により土地の高度利用とそれに係る地域への貢献をセットにした開発を誘導するにあたっては、公共貢献の評価メニューの一つとして、緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの保全などの可能性について検討します。

取組
イメージ

✓ 都市開発諸制度による土地の高度利用とその評価メニューとしての郊外のグリーンインフラ保全の可能性の検討



昭和の森 土壌環境(土中環境)の育成の様子



都市開発諸制度と連携した郊外のグリーンインフラ保全の研究

斜面緑地の保全事例「若松台緑地」

若松台緑地は、地域による活動をきっかけに保全された斜面緑地です。昭和63年(1988年)に、この場所に開発計画が持ち上がり、それを聞いた地域住民が斜面緑地を守ろうと陳情活動や募金活動を行いました。陳情は千葉市議会において採択され、開発業者などとの幾重にもわたる交渉を経た後に、千葉市が用地を取得することとなりました。現在は、地域の団体によって大切な緑地として管理されています。

なお、若松台緑地の保全に係る一連の募金活動で集められた資金は、緑と水辺の基金に寄付されています。



若松台緑地の管理の様子
(出典:「若松台緑地の自然」(若松台グリーンクラブ))

【拡充】 デジタル技術やデータを活かした 10-2 緑と水辺のまちづくり

環境

防災

景観

健康

コミュ
ニティ

今後、人口減少・少子高齢化が本格化するなか、緑と水辺のまちづくりの様々な側面にデジタル技術を取入れ、維持管理の効率化、データ蓄積・情報提供の充実、新たな市民サービスの提供などを図ります。

維持管理の側面では、千葉市では、公園の看板が汚されているなどの様々な課題を市民がレポートし、市民と本市、市民と市民との間で、合理的、効率的なまちの課題解決を図る「ちばレポ」を運用しており、本ツールを活用した地域課題の解決を引き続き進めます。これと併せて、公園などでは、管理の担い手が、アプリを活用して、本市に活動情報を共有できるような技術の導入を検討します。

データ蓄積の側面では、自然環境に対する興味・関心を高めるため、ちばレポを活用した生き物の生息状況の把握を引き続き進めます。これと併せて、デジタル技術の進展とともに得られたデータを施策の検討などに活かします。

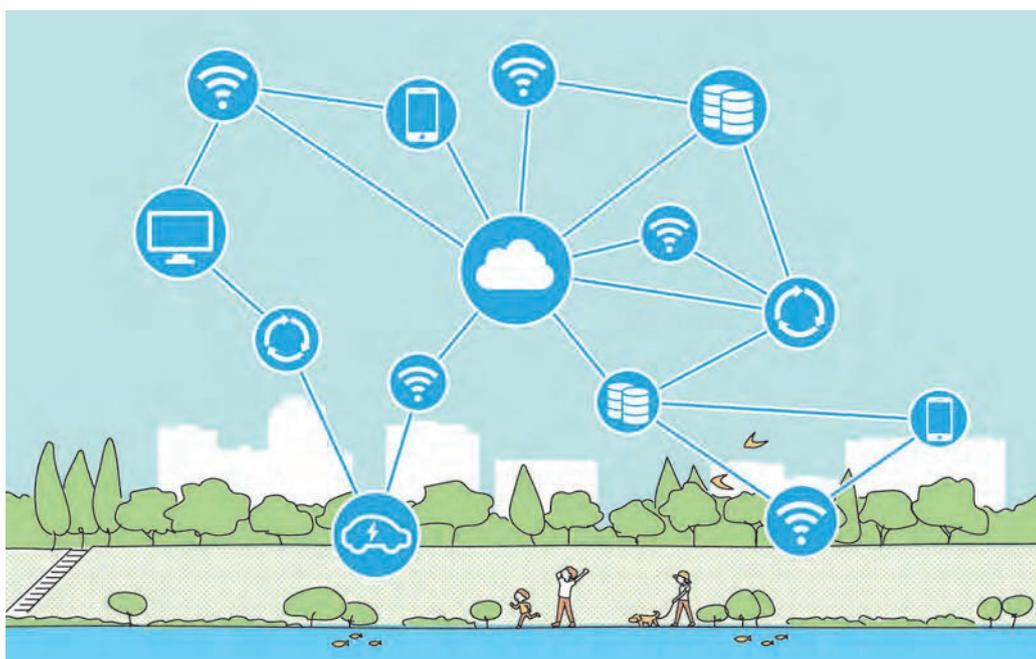
情報提供の側面では、緑と水辺のまちづくり活動における情報発信のデジタル化に努めます。当面は、デジタル技術に慣れ親しんでいない世代を考慮しつつ、最適な情報提供の方法を模索します。

新たな市民サービスの側面では、動物公園では、オンライン動物園の開設のほか、公式アプリ「ZooFull」を用いたクーポンの配信、AIによる来園者分析などの実証実験に取り組んでおり、今後も新技術の導入を進めます。

このほか、地域との対話においては、対面からオンラインが主流となっていくことも想定され、市民、団体、学識経験者らが対話を通して、現実的な課題解決の糸口を模索できるような取組を検討します。

取組 イメージ

- ✓ ちばレポを活用した地域課題の解決、「身近な生き物さがし」の実施
- ✓ 公園や街路樹などの基礎情報のデータベース化
- ✓ オンラインでの学識経験者を交えた地域の住民などとの対話の検討



デジタル・トランスフォーメーションが進む緑と水辺のまちづくり

【拡充】 10-3 生物多様性の状況把握と生息地の管理

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

多様な生態系を有する谷津田において、ボランティアなどと連携した生き物調査を引き続き進めます。その他の地域においても、生物多様性保全の第一歩としていくため、多様な主体と連携して、生き物の生息状況の把握を検討します。

また、特徴的な生き物の生息地においては、学識経験者などと協力しながら、生物多様性に配慮した管理の方法について検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生き物の生息状況のモニタリングの検討 ✓ 特徴的な生き物の生息地における管理の方法の検討
--------	---

【拡充】 10-4 環境教育の積極的な展開

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

地域の環境を知り、見て、触れ、考え、自ら学ぶことが重要となるため、環境教育の場として、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に活用します。これと併せて、これまで環境教育を実施したことのあるエリアでは、既存の資料をまとめた環境教育プログラムの作成について検討します。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 様々な緑と水辺のフィールドでの環境教育の積極的な展開 ✓ 環境教育資料をまとめた環境教育プログラムの作成検討
--------	---

【新規】 10-5 緑と水辺のまちづくりに関わる人づくり

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

緑と水辺のまちづくりに関わる人々の活動意欲が向上するよう活動者を積極的に表彰します。これと併せて、新たな担い手として、行政の業務領域をもカバーしうる中間支援組織の発掘・育成を検討します。

また、大学や研究機関などによる緑と水辺の各フィールドにおける社会実験について、積極的な受入れを図ります。

取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都市文化賞などによる、地域に根ざした緑と水辺のまちづくりを行っている活動者の表彰 ✓ 中間支援組織となる、緑と水辺のまちづくり団体の発掘・育成 ✓ 公園などでやってみたい社会実験の募集
--------	--

【近隣レベルでの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【新規】

10-6 シームレスな空間形成の推進

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

地域の状況に応じて、周辺環境とシームレスに溶け込むような緑と水辺の環境形成を図ります。例えば、市内の大多数の公園では、公園周囲を外柵で取り囲み、飛び出し防止や隣接地への侵入防止を図ってきましたが、隣接地が公共施設となる場合などでは、歩行者や施設利用者の利便性が向上するよう、外柵を撤去し、物理的にシームレスな空間形成を模索します。

また、公園樹木の太径木化によって周辺空間との心理的・物理的な隔りが生じている場合には、公園利用を促進させ、大多数の方に納得していただけるような空間形成について、地域の住民との対話を踏まえながら検討します。

取組
イメージ

- ✓ 公共施設改修に伴う、周辺敷地の一体性・連続性の確保
- ✓ 太径木化し、心理的な障壁を感じる樹木の改善

【全市レベルでの施策】

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

【継続】 まちづくりに関する 10-7 庁内連携／広域連携

環境 防災 景観 健康 コミュニティ

ちば・まち・ビジョンをはじめ、景観計画、公共施設等総合管理計画など庁内の計画と連携しつつ、広域的な連携が可能な場合には、広域的な視点をもって、緑と水辺のまちづくりに取組みます。

また、今後の社会情勢や施設ニーズなどを踏まえて、必要に応じて緑と水辺のまちづくりに関連する計画などの見直しを行います。

取組
イメージ

- ✓ 景観計画における景観ゾーン配慮指針を踏まえた景観の保全の推進
- ✓ 千葉県や近隣市の施策への協力



シームレスな空間形成

4. 計画の目標

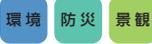
緑と水辺の各フィールドにおける取組を総合的に実施した成果として、本計画のつくりに基づき、成果指標(中間目標含む)を6つ設定します。

「緑と水辺に関わる人々」が目指す姿においては、緑と水辺のまちづくりに意欲的に携わる人の輪(ネットワーク)が広げられるよう、グリーンインフラの利用効果に関わる施策を多く位置付けているため、緑と水辺のまちづくり活動に関する成果指標を2つ設定します。1つは、地域に根ざした魅力ある緑と水辺のまちづくり活動の表彰数とし、期間内で累計10の表彰を目標とします。2つは、緑と水辺のまちづくり活動への参加度とし、約20%アップの50%を目標とします。

「近隣レベル」で目指す緑と水辺の姿においては、生活圏にある緑と水辺との関わりがより一層はぐくまれるよう、グリーンインフラの利用効果と存在効果それぞれに関わる施策を多く位置付けているため、市民実感に関する成果指標を2つ設定します。1つは、緑が豊かだと感じる市民の割合とし、現状値が高いため、約7%アップの85%を目標とします。2つは、水辺が魅力的だと感じている市民の割合とし、特に河川を活用したまちづくりを進めるため、約10%アップの60%を目標とします。

「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿においては、2放射・3環状からなる本市の緑と水辺の骨格の維持につながるよう、緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの存在効果に関わる施策を多く位置付けているため、成果指標として、緑の量と関連する緑被率とします。開発などによって緑が消失しやすく、緑被率の向上は困難であるため、現在の水準を保つこと(±1%)を目標とします。これと併せて、すごしたくなる緑と水辺の11拠点における魅力の向上につながるよう、グリーンインフラの利用効果に関わる施策を位置付けているため、成果指標として、大規模公園の利用者数とし、現状から10%アップを目標とします。

■ 本計画の成果指標

指標	令和5年度 (2023年度) 現在	令和9年度 (2027年度) 中間目標	令和14年度 (2032年度) 目標	備考
「緑と水辺に関わる人々」が目指す姿				
緑と水辺の まちづくり活動の表彰数 	—	受賞数5 期間内累計	受賞数10 期間内累計	計画期間の始期の 令和5(2023)年度 からカウント
緑と水辺の まちづくり活動への参加度 	29.6%	40.0% +約10%	50.0% +約20%	当初調査時点は 令和4(2022)年度
「近隣レベル」で目指す緑と水辺の姿				
緑が豊かだと感じる 市民の割合 	77.8%	81.0% +約3%	85.0% +約7%	当初調査時点は 令和3(2021)年度
水辺が魅力的だと感じる 市民の割合 	48.3%	55.0% +約5%	60.0% +約10%	当初調査時点は 令和3(2021)年度
「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿				
緑被率 	48.6%	現水準を保つ (±1%)	現水準を保つ (±1%)	当初調査時点は 令和2(2020)年度
大規模公園の利用者数 	292万人	307万人 +5%	321万人 +10%	当初調査時点は 令和3(2021)年度

第5章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進

本計画は、今後10年間の緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の基本的な方向性を示すものであり、緑と水辺の各フィールドで展開する具体的な施策については、基本的には千葉市の実施計画(計画期間を3年とする、基本計画で示したまちづくりの基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すもの。)に位置付けて進めていきます。取組にあたっては、社会実験のように試行的に施策を展開し、成果を確認しながら、次の展開を考えていくことも取入れていきます。

なお、本計画に基づく基本的な方向性に即して、より詳細な施策展開や考え方を整理・提示することが必要なものについては「千葉市街路樹のあり方」のように、別途、個別施策の推進に係る方針や考え方を策定していきます。

また、各種施策の検討や推進にあたっては、市民、団体、事業者などに意見聴取をしながら進めていきます。これと併せて、新たな制度設計などの段階では、研究が必要なものもあるため、専門性を有する学識経験者などをアドバイザーとして、意見聴取ができる体制づくりを進めていきます。

2. 進行管理

本計画で設定する目標や施策の基本的な方向性に基づく個別施策の進捗状況については、計画期間の概ね中間的な年次に達成状況や進捗状況を把握し、必要に応じて、目標値や基本的な施策の方向性について、見直しを行っていきます。

緑と水辺のまちづくりとゆかりある「千葉市の記念物」

千葉県教育委員会のホームページに紹介されている千葉市の記念物の一覧です。記念物のなかには、公園として保存されているものもあるなど、緑と水辺にゆかりのあるものが多いと思いませんか。

千葉市の記念物の一覧

番号	指定・登録	種別	文化財名
1	国指定	記念物(史跡)	加曾利貝塚
2	国指定	記念物(史跡)	月ノ木貝塚
3	国指定	記念物(史跡)	荒屋敷貝塚
4	国指定	記念物(史跡)	犢橋貝塚
5	国指定	記念物(史跡)	花輪貝塚
6	県指定	記念物(史跡)	戸塚派楊心流流祖戸塚彦介英俊・二代戸塚英美墓
7	県指定	記念物(史跡)	青木昆陽甘藷試作地
8	県指定	記念物(史跡)	長谷部貝塚
9	県指定	記念物(史跡)	大覚寺山古墳
10	県指定	記念物(史跡)	荻生道遺跡
11	県指定	記念物(史跡)	東寺山貝塚
12	県指定	記念物(天然記念物)	千葉寺ノ公孫樹
13	県指定	記念物(天然記念物)	検見川の大賀蓮
14	県指定	記念物(天然記念物)	袖ヶ浦市吉野田の清川層産出の脊椎動物化石

出典：千葉県教育委員会 千葉市の記念物



東寺山貝塚
みつわ台団地の中のみつわ台第1公園内に保存
(写真所蔵：千葉県教育委員会)



犢橋貝塚
さつきが丘団地内の犢橋貝塚公園として保存

1. 前計画の振り返り

前計画(千葉市緑と水辺のまちづくりプラン)では「みんなの手で育みつなごう!緑と水辺」をテーマに、取組む3つの基本方向として「緑の質を高め いのちが育つ空間を守っていこう!」「緑と水辺の魅力を伸ばし潤いと賑わいを創りだそう!」「緑の大切さを認識し 地域で行動する人の輪を広げよう!」を掲げ、緑と水辺の保全と活用を進める施策の方向性を位置づけてきました。

施策展開の成果指標については、計画全体で4つの指標を設定しました。市民実感に関するものとしては「市内の花や緑は豊かだと感じている市民の割合」と「身近な水辺に親しみを感じている市民の割合」の2つであり、いずれも目標を達成しました。一方で、緑の確保に関するものとしては「緑被地の確保目標」と「市街化区域の緑地の確保目標」の2つであり、いずれも目標は達成できませんでした。「緑被地の確保目標」については、緑被面積は、平成21年度(2009年度)の数値にほぼ近い値でしたが、約80ha減少しました。「市街化区域内の緑地の確保目標」については、緑地の増加とともに減少が生じ、結果として約10haの増加に留まりました。都市公園など公共の緑で面積が増加しましたが、生産緑地や保存樹林、緑化協定地区など、民有の緑を中心に面積が減少しました。都市緑地法やその他条例などにに基づき、緑の保全を図る制度の適用を図ってきましたが、地区の指定を継続していくことが困難でした。

■ 前計画(千葉市緑と水辺のまちづくりプラン) 平成24年(2012年)4月～令和5年(2023年)3月

(テーマ)

みんなの手で育みつなごう!緑と水辺

(サブテーマ)

縄文より続く 住みやすさ日本一のまちを次代に



■ 前計画の成果指標

指標	平成21年度 (2009年度) 時点	令和4年度 (2022年度) 目標	令和4年度 (2022年度) 成果 ^{※1}
市民実感に関する指標			
市内の花や緑は豊かだと 感じている市民の割合	62.3%	7割以上	77.8%
身近な水辺に親しみを 感じている市民の割合	36.4%	4割以上	48.3%
緑の確保に関する指標			
緑被地の 確保目標	13,302ha ^{※2} 48.9%	現状維持	13,218ha 48.6%
市街化区域内の 緑地の確保目標	1,330ha 10.3%	1,410ha 11.0%	1,340ha 10.4%

※1 市民実感に関する指標の調査時点は、令和3年度(2021年度)です。緑の確保に関する指標のうち、緑被地の確保目標の調査時点は、令和2年度(2020年度)であり、市街化区域内の緑地の確保目標の調査時点は、令和3年度(2021年度)です。

※2 平成21年度(2009年度)の緑被調査では、緑被地の最小集計単位として、300㎡と100㎡の2つがあり、前計画上は、300㎡での集計値(13,168ha / 48.4%)を記載しています。令和2年度(2020年度)の緑被調査では、最小集計単位を100㎡としており、前計画の成果の検証にあたっては、2時点で共通する100㎡単位の集計値で比較しています。

2. 市民意識調査の結果

(1) 千葉市まちづくりアンケート（令和3年度(2021年度)）

《調査概要》

千葉市の取組に対する市民の総合的な満足度やそれに寄与する要因を抽出するためのアンケート調査。

《調査対象》

千葉市在住の15歳以上の市民10,000人

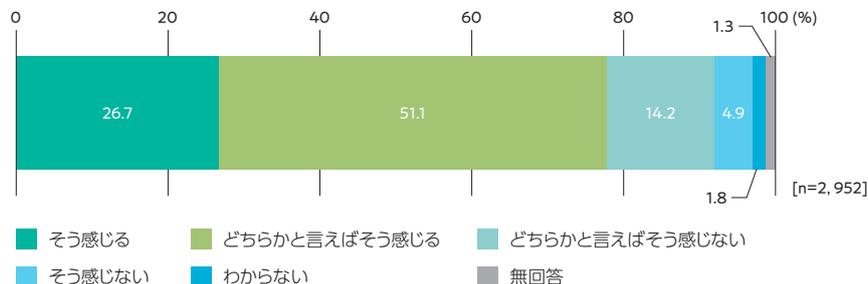
《調査実施時期／回答数》

令和3年(2021年)12月8日～令和4年(2022年)1月4日／2,952件

【千葉市の緑の豊かさについて】

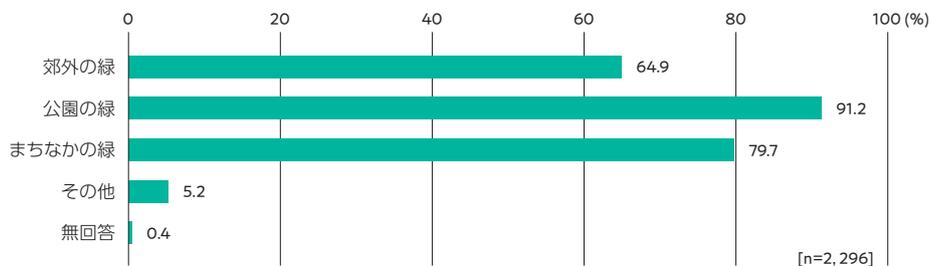
■ 千葉市の緑の豊かさについて

緑の豊かさについては「そう感じる」「どちらかと言えばそう感じる」と回答した人は、77.8%となりました。一方で「そう感じない」「どちらかと言えばそう感じない」と回答した人は19.1%となりました。

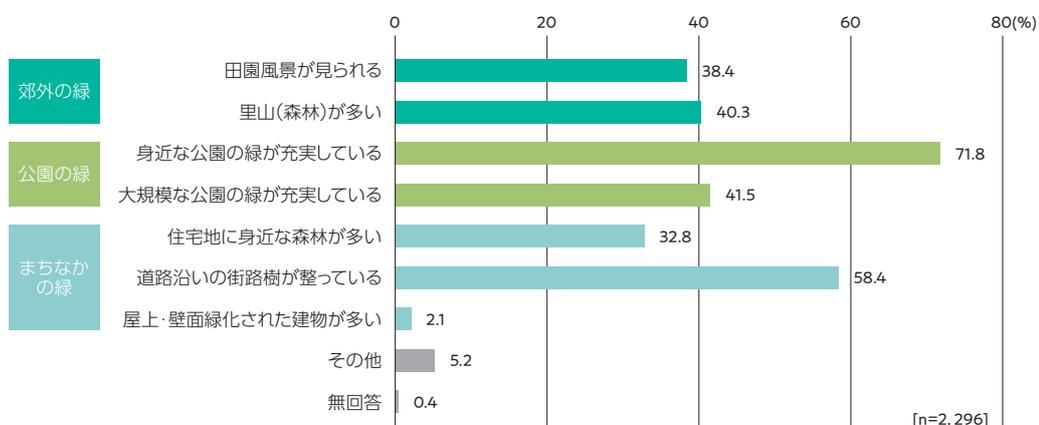


■ 千葉市の緑が豊かだと感じる理由

「公園の緑」の割合が91.2%と最も高く、次いで「まちなかの緑」の割合が79.7%、「郊外の緑」の割合が64.9%となりました。



千葉市の緑が豊かだと感じる理由については「身近な公園の緑が充実している」の割合が71.8%と最も高く、次いで「道路沿いの街路樹が整っている」の割合が58.4%、「大規模な公園の緑が充実している」の割合が41.5%となりました。

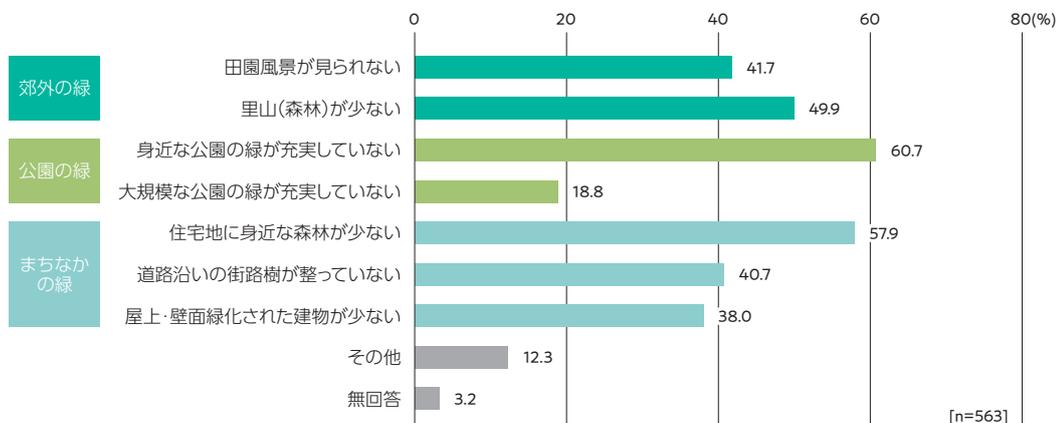


■ 千葉市の緑が豊かだと感じない理由

「まちなかの緑」の割合が90.2%と最も高く、次いで「郊外の緑」の割合が70.9%、「公園の緑」の割合が69.8%となりました。



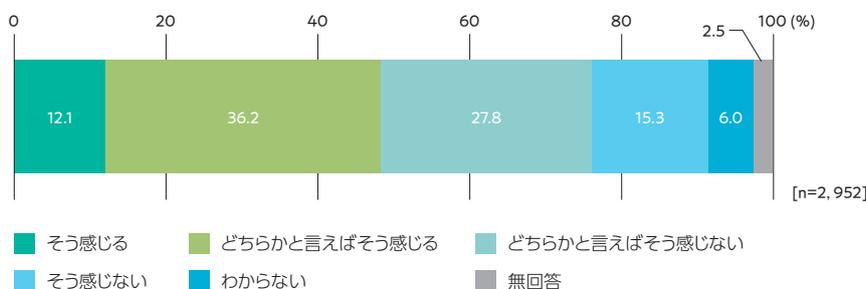
千葉市の緑が豊かだと感じない理由については「身近な公園の緑が充実していない」の割合が60.7%と最も高く、次いで「住宅地に身近な森林が少ない」の割合が57.9%、「里山(森林)が少ない」の割合が49.9%となりました。



【千葉市の水辺の魅力について】

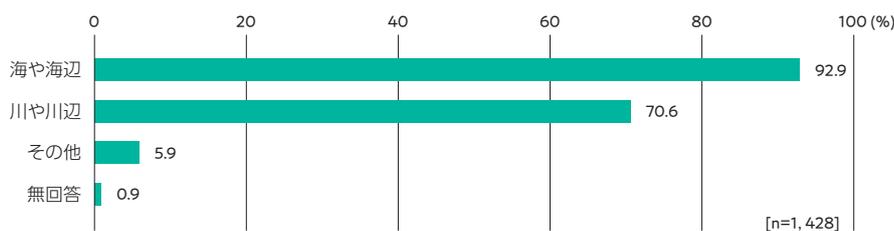
■ 千葉市の水辺の魅力について

水辺が魅力的だと感じるかについては「そう感じる」「どちらかと言えばそう感じる」と回答した人は、48.3%となりました。一方で「そう感じない」「どちらかと言えばそう感じない」と回答した人は43.1%となりました。

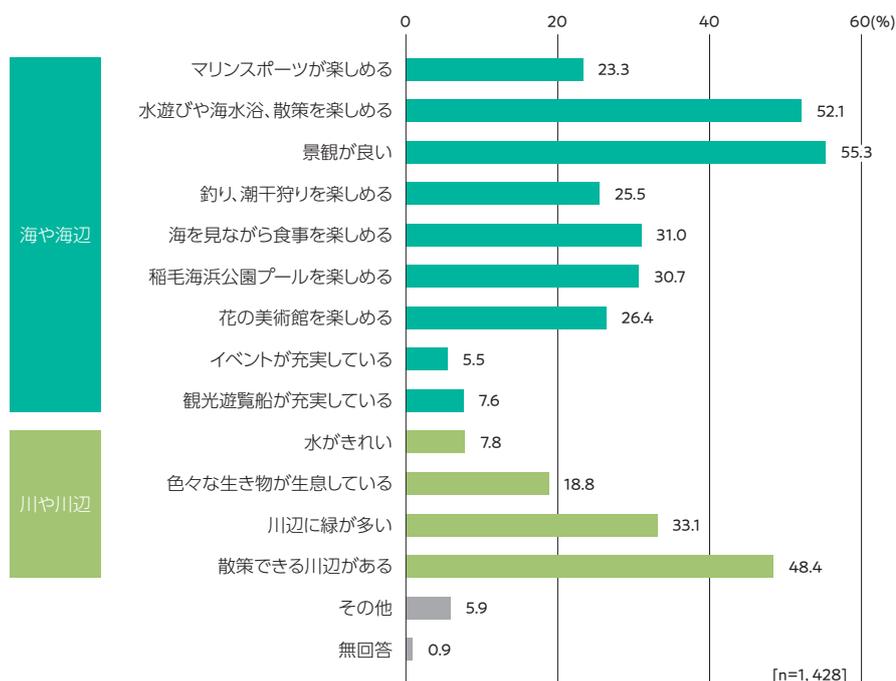


■ 千葉市の水辺が魅力的だと感じる理由

水辺が魅力的だと感じる理由については「海や海辺」の割合が92.9%、「川や川辺」の割合が70.6%となりました。

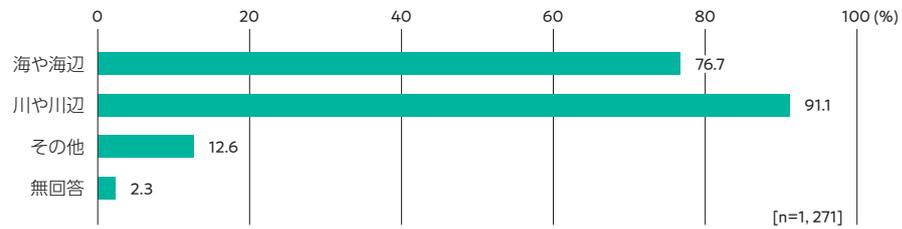


「海や海辺」における「景観がよい」の割合が55.3%と最も高く、次いで「水遊びや海水浴、散歩を楽しめる」の割合が52.1%、「川や川辺」における「散歩できる川辺がある」の割合が48.4%となりました。

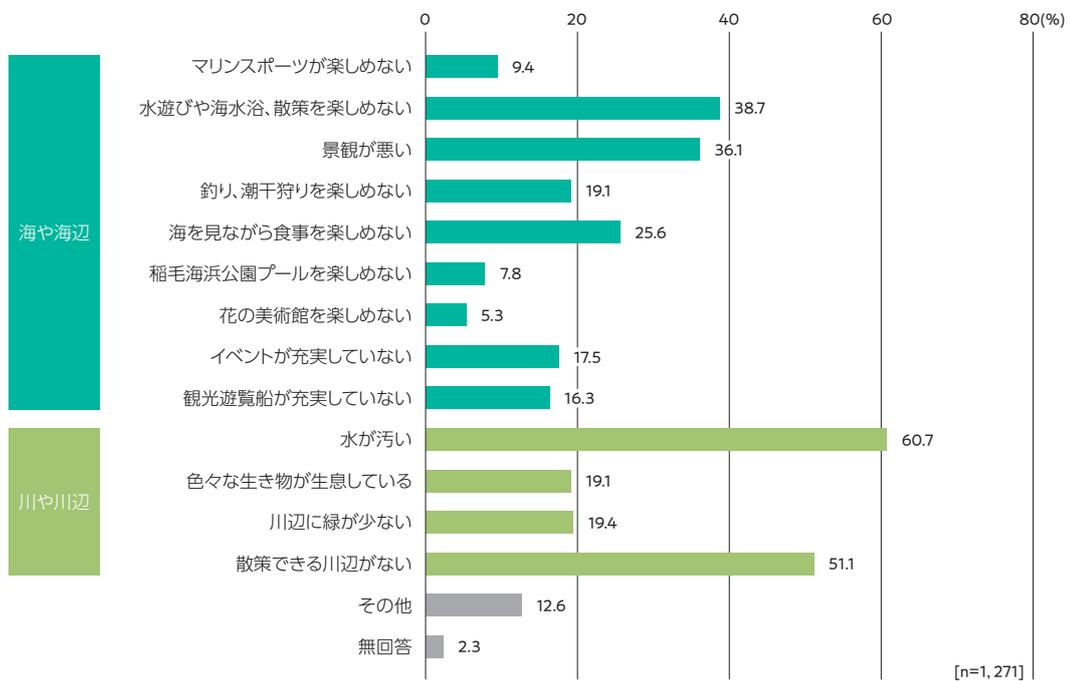


■ 千葉市の水辺が魅力的だと感じない理由

「川や川辺」の割合が91.1%、「海や海辺」の割合が76.7%となりました。



「川や川辺」における「水が汚い」の割合が60.7%と最も高く、次いで「散策できる川辺がない」の割合が51.1%、「海や海辺」における「水遊びや海水浴、散策を楽しめない」の割合が38.7%となりました。



(2) 2021年度第2回WEBアンケート調査

《調査概要》

緑と水辺のまちづくりプランの改定に向けて、市民の「緑とのかかわり」を把握することを目的としたアンケート調査。

《調査対象》

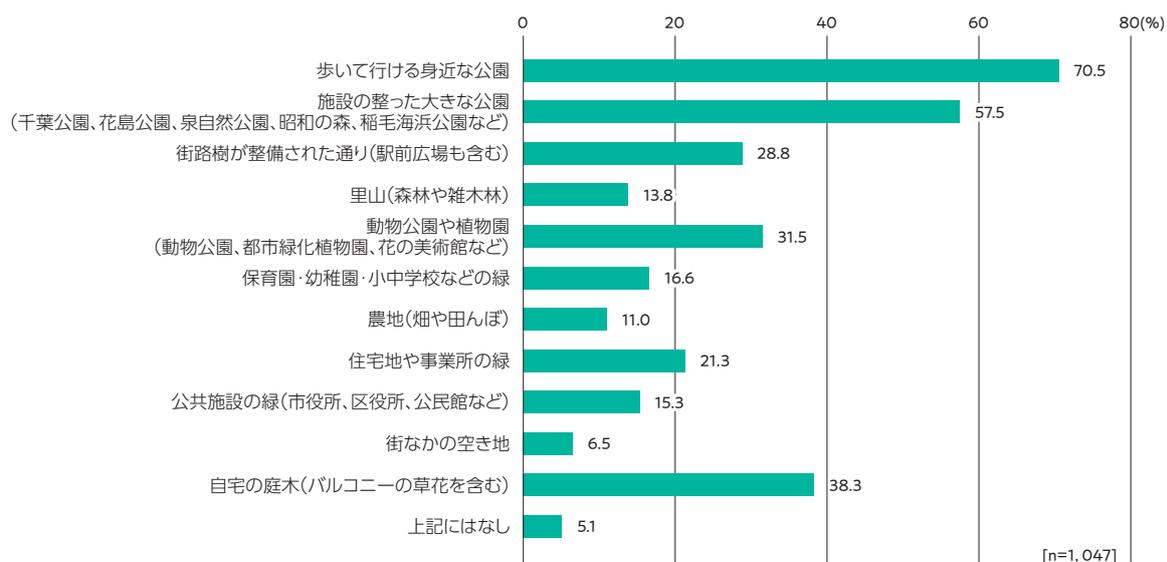
市内在住・在勤・在学者

《調査実施時期／回答数》

令和3年(2021年)4月30日～5月10日／1,047件

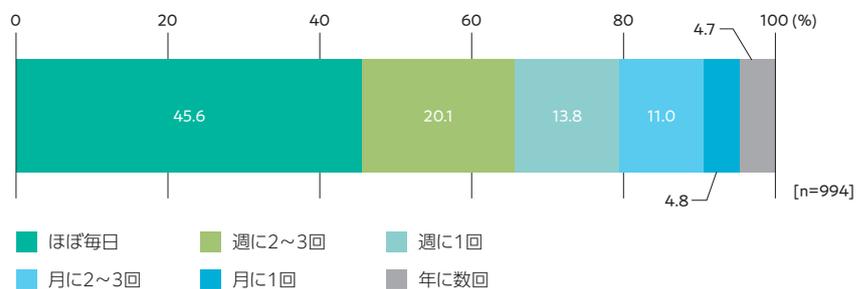
■ 市内での日々の生活の中で触れ合っている緑について

市内での日々の生活の中で触れ合っている緑については「歩いて行ける身近な公園」の割合が70.5%と最も高く、次いで「施設の整った大きな公園」の割合が57.5%、「自宅の庭木(バルコニーの草花も含む)」の割合が38.3%となりました。



■ 緑と触れ合う機会について

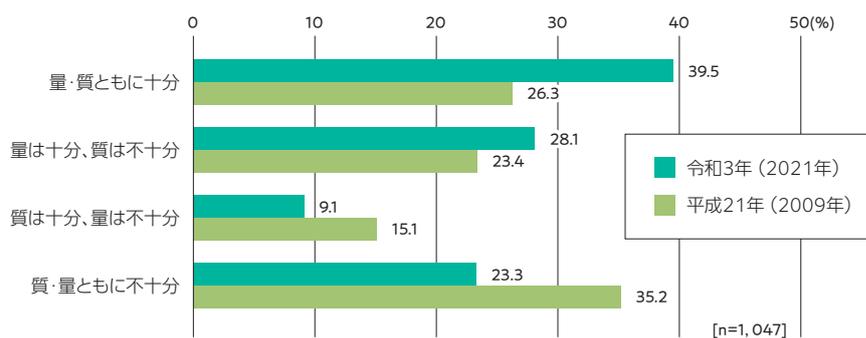
緑と触れ合う機会については、「ほぼ毎日」の割合が45.6%と最も高く、次いで「週に2~3回」の割合が20.1%、「週に1回」の割合が13.8%となりました。



■ 千葉市の緑の量・質について

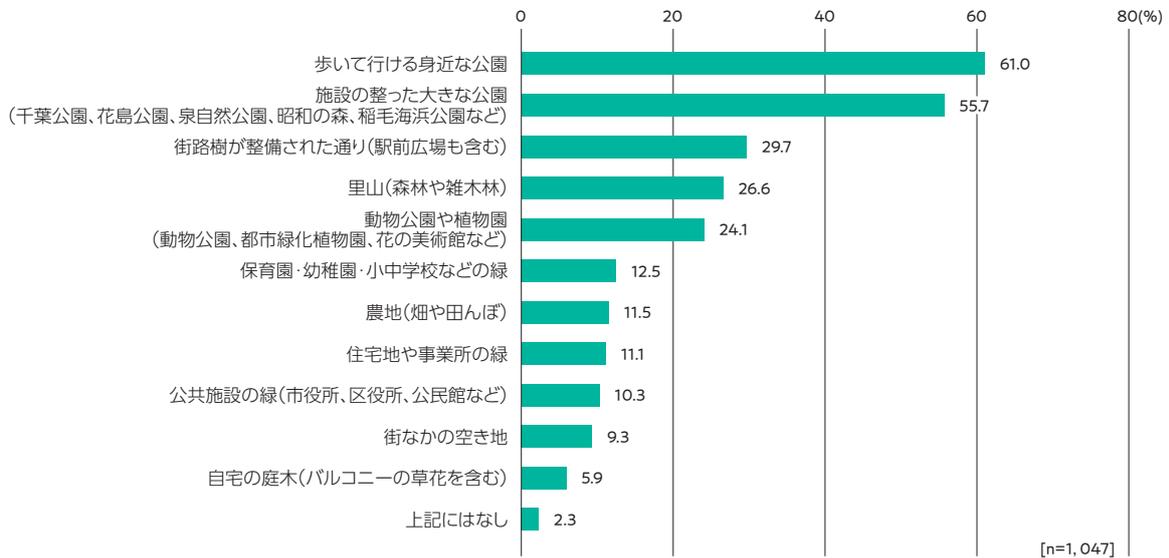
市内の緑の量・質については「量・質ともに十分」と回答した人は、39.5%となりました。「量は十分、質は不十分」と回答した人は28.1%、「質は十分、量は不十分」と回答した人は9.1%、「質・量ともに不十分」と回答した人は23.3%となりました。

令和3年(2021年)の調査では、量が十分との回答は67.6%となり、質が十分との回答は約48.6%となりました。平成21年(2009年)の調査と比較して、いずれの回答も状況が改善しました。



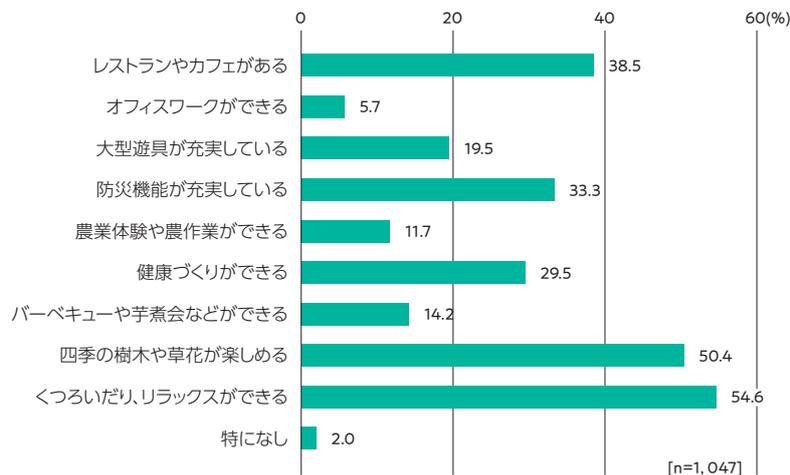
■ 市内で次世代に引き継いでいくために充実させたいと思う緑

次世代に引き継いでいくために充実させたいと思う緑については「歩いて行ける身近な公園」の割合が61.0%と最も高く、次いで「施設の整った大きな公園」の割合が55.7%、「街路樹が整備された通り」の割合が29.7%となりました。



■ どのような公園があったら良いと思いますか。

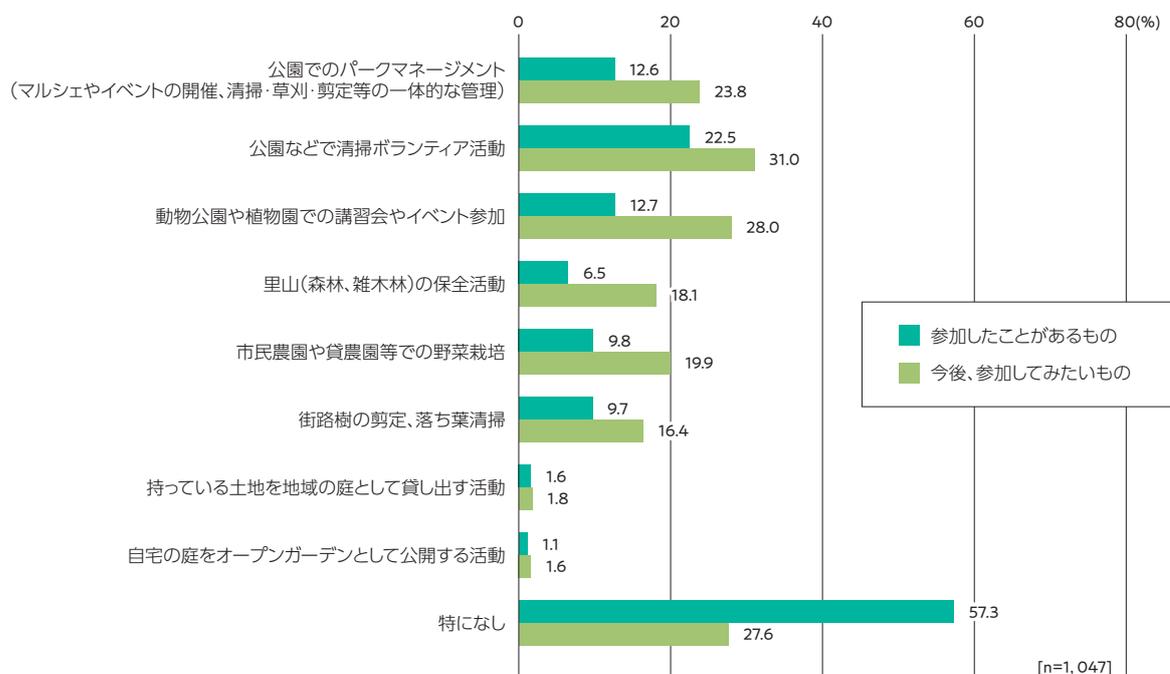
あったら良いと思う公園については「くつろいだり、リラックスができる」の割合が54.6%と最も高く、次いで「四季の樹木や草花を楽しめる」の割合が50.4%、「レストランやカフェがある」の割合が38.5%となりました。



■ 緑を守ったり、育てたり、学んだりする活動について

緑を守ったり、育てたり、学んだりする活動について、参加したことがあると回答したもののなかでは「特になし」の割合が57.3%と最も高く、次いで「公園などでの清掃ボランティア活動」の割合が22.5%、「動物公園や植物園での講習会やイベント参加」の割合が12.7%となりました。

一方で、今後、参加してみたいと回答したもののなかでは「公園などでの清掃ボランティア活動」の割合が31.0%と最も高く、次いで「動物公園や植物園での講習会やイベント参加」の割合が28.0%、「特になし」の割合が27.6%となりました。



(3) 2021年度第3回WEBアンケート調査

《調査概要》

緑と水辺のまちづくりプランの改定に向けて、市民の「水辺や花とのかかわり」を把握することを目的としたアンケート調査。

《調査対象》

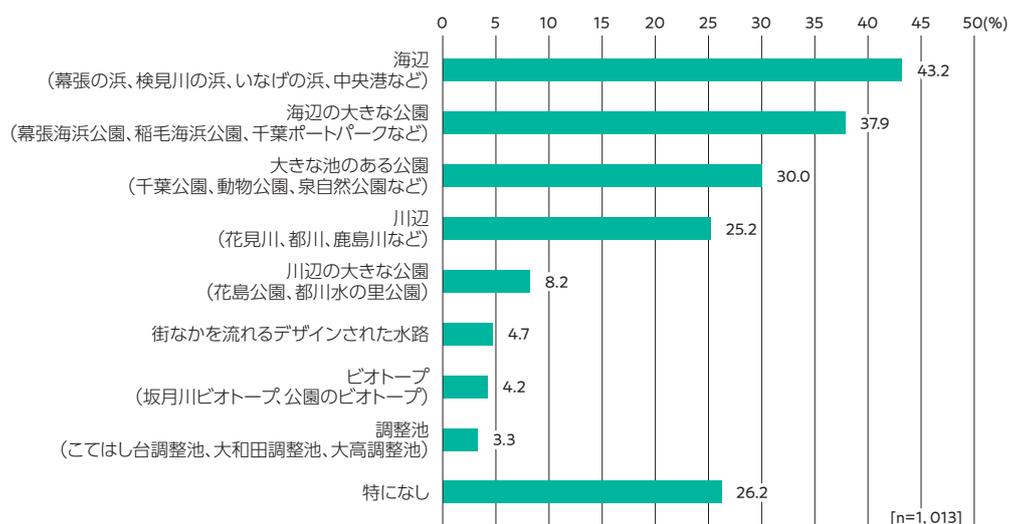
市内在住・在勤・在学者

《調査実施時期／回答数》

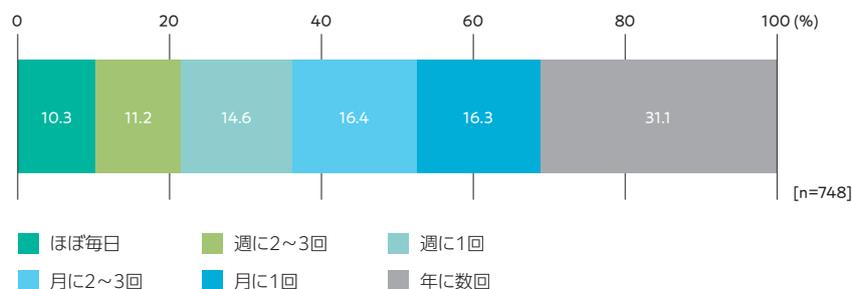
令和3年(2021年)6月1日～6月10日／1,013件

■ 市内での日々の生活で触れ合っている水辺について

市内での日々の生活で触れ合っている水辺については「海辺」の割合が43.2%と最も高く、次いで「海辺の大きな公園」の割合が37.9%、「大きな池のある公園」の割合が30.0%となりました。

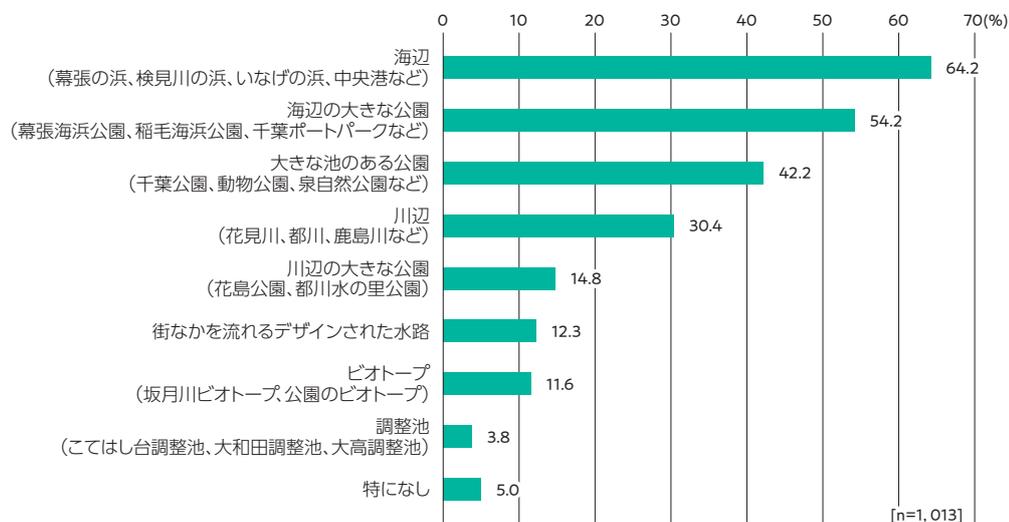


水辺に触れ合う頻度については「年に数回」の割合が31.1%と最も高く、次いで「月に2～3回」の割合が16.4%、「月に1回」の割合が16.3%となりました。



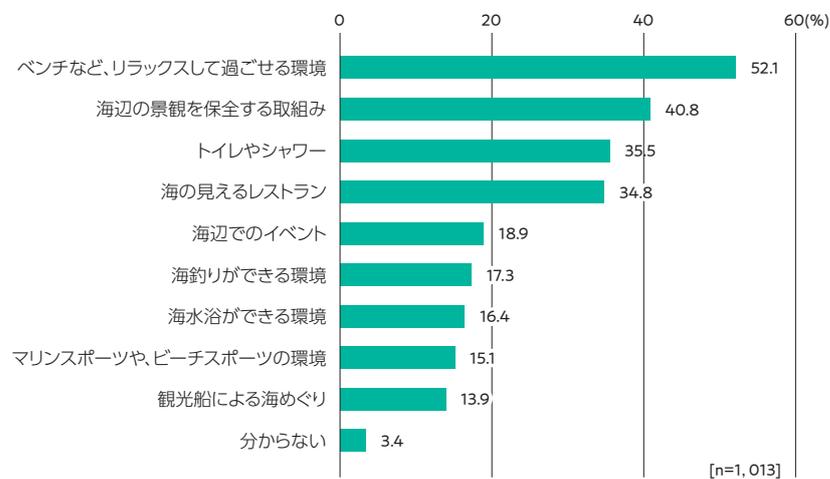
■ 次世代にも引き継いでいくために充実させたいと思う水辺

次世代にも引き継いでいくために充実させたいと思う水辺については「海辺」の割合が64.2%と最も高く、次いで「海辺の大きな公園」の割合が54.2%、「大きな池のある公園」の割合が42.2%となりました。



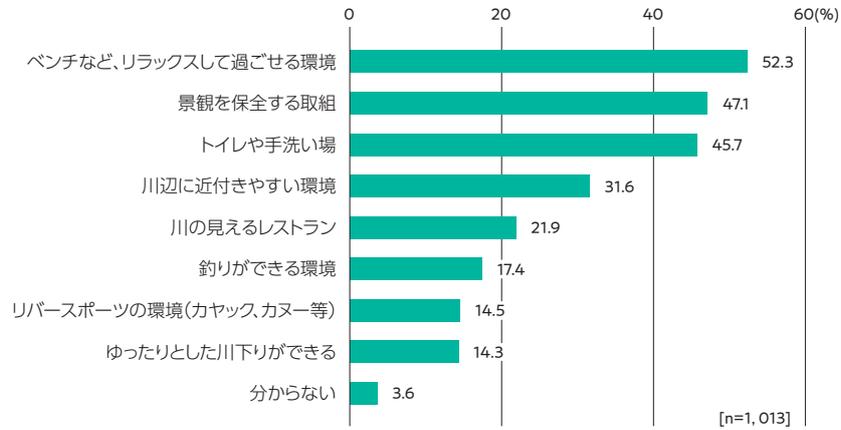
■ 千葉市の「海辺」や「海辺の公園」において、充実したらよいと思うこと

千葉市の「海辺」や「海辺の公園」において、充実したらよいと思うことについては「ベンチなど、リラックスして過ごせる環境」の割合が52.1%と最も高く、次いで「海辺の景観を保全する取組み」の割合が40.8%、「トイレやシャワー」の割合が35.5%となりました。



■ 「川辺」や「川辺の公園」において、充実したらよいと思うこと

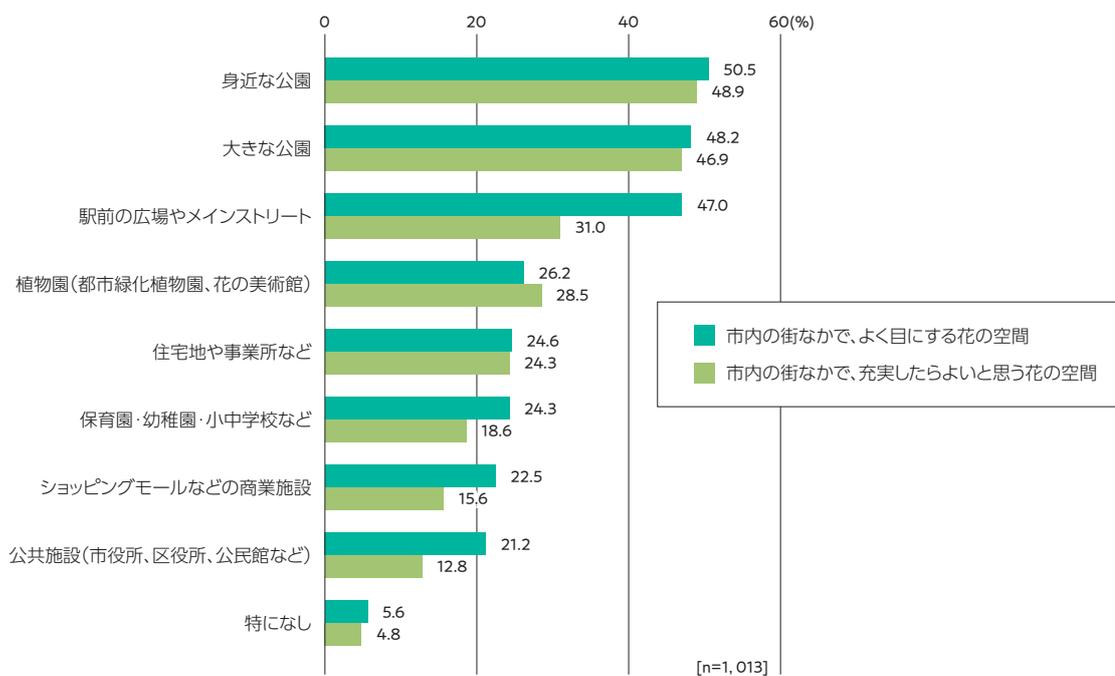
「川辺」や「川辺の公園」において、充実したらよいと思うことについては「ベンチなど、リラックスして過ごせる環境」の割合が52.3%と最も高く、次いで「景観を保全する取組み」の割合が47.1%、「トイレや手洗い場」の割合が45.7%となりました。



■ 千葉市の街なかで、よく目にする花の空間

千葉市の街なかで、よく目にする花の空間と回答したもののなかでは「身近な公園」の割合が50.5%と最も高く、次いで「大きな公園」の割合が48.2%、「駅前の広場やメインストリート」の割合が47.0%となりました。

一方で、街なかで、充実したらよいと思う花の空間と回答したもののなかでは「身近な公園」の割合が48.9%と最も高く、次いで「大きな公園」の割合が46.9%、「駅前の広場やメインストリート」の割合が31.0%となりました。



(4) 2022年度第9回WEBアンケート調査

《調査概要》

緑と水辺のまちづくりプランの改定に向けて、市民の「緑や水辺とのかかわり」を把握することを目的としたアンケート調査。

《調査対象》

市内在住・在勤・在学者

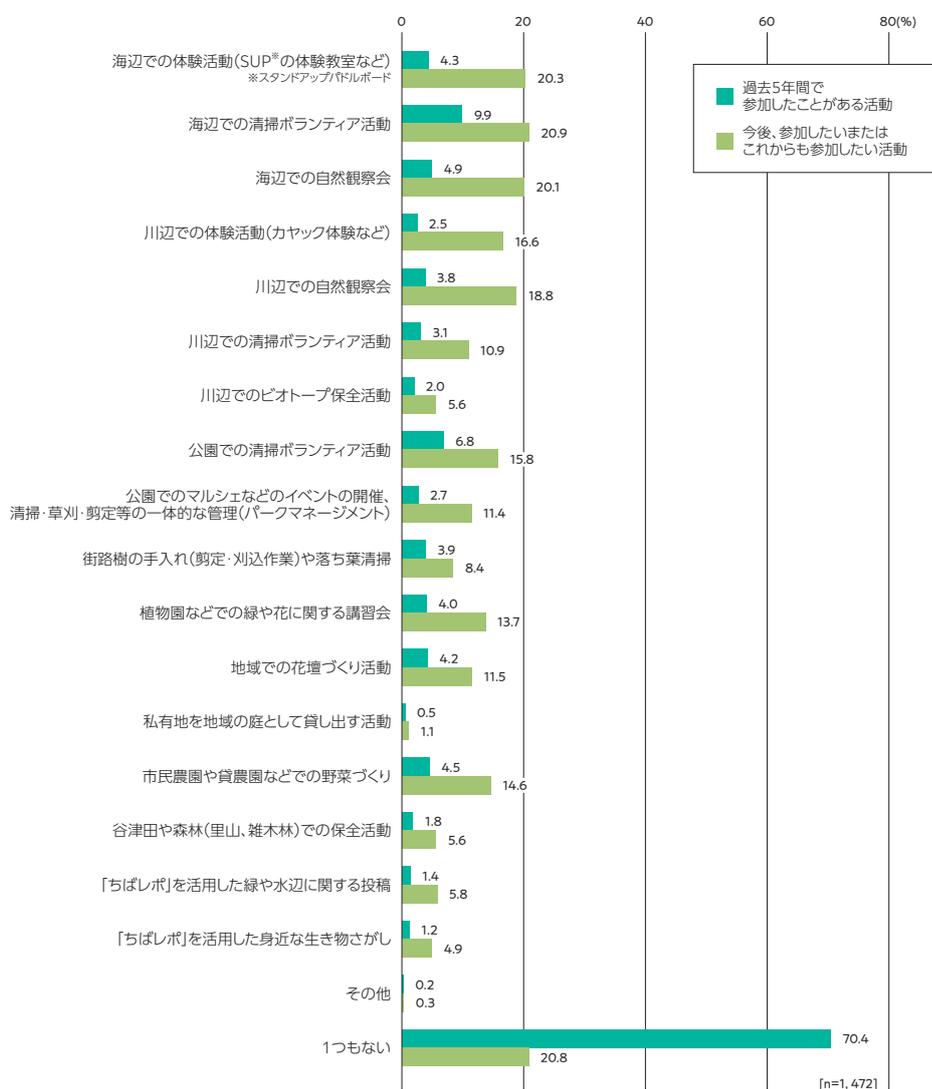
《調査実施時期／回答数》

令和4年(2022年)12月1日～12月10日／1,472件

■ 緑と水辺を守ったり、育てたり、学んだりする活動(以下「緑と水辺のまちづくり活動」という。)への参加

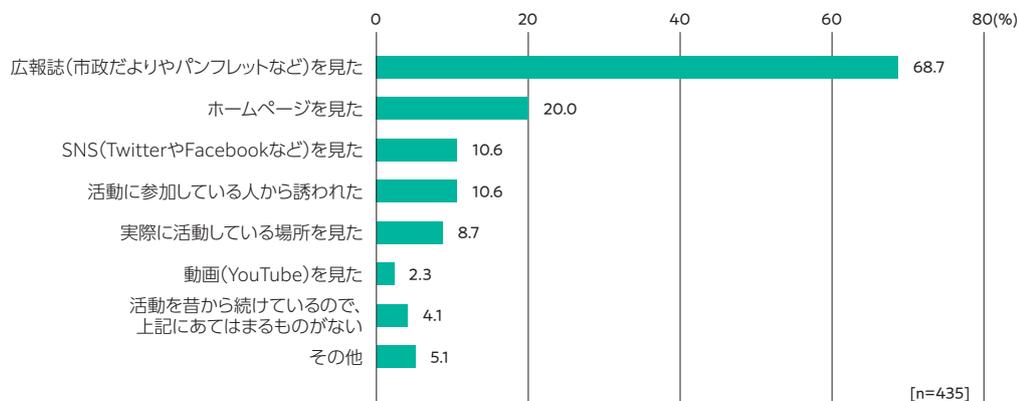
過去5年間で参加したことがある活動のなかでは「1つもない」の割合が70.4%と最も高く、次いで「海辺での清掃ボランティア活動」の割合が9.9%、「公園での清掃ボランティア活動」の割合が6.8%となりました。

今後参加したいまたはこれからも参加したい活動のなかでは「海辺での清掃ボランティア活動」の割合が20.9%と最も高く、次いで「1つもない」の割合が20.8%、「海辺での体験活動」の割合が20.3%となりました。



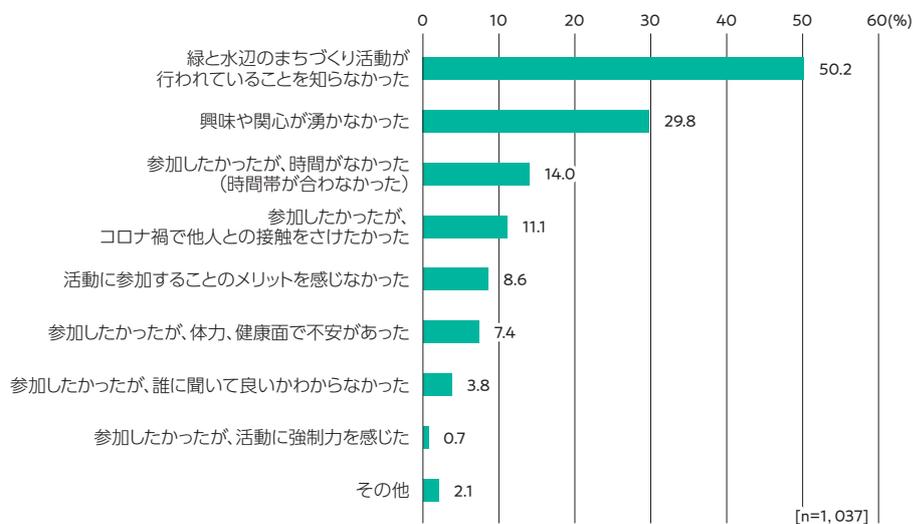
■ 「緑と水辺のまちづくり活動」を知ったきっかけ

「緑と水辺のまちづくり活動」を知ったきっかけのなかでは「広報誌(市政だよりやパンフレットなど)を見た」の割合が68.7%と最も高く、次いで「ホームページを見た」の割合が20.0%、「SNS(TwitterやFacebookなど)を見た」と「活動に参加している人から誘われた」の割合がそれぞれ10.6%となりました。



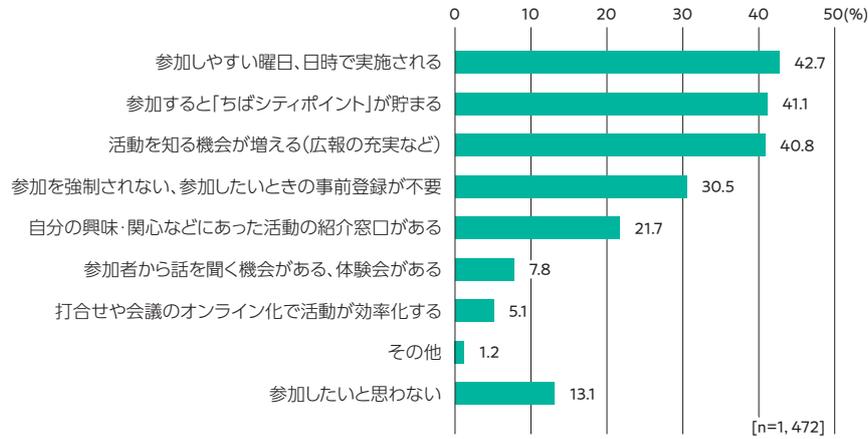
■ 「緑と水辺のまちづくり活動」に参加したことがない理由

「緑と水辺のまちづくり活動」に参加したことがない理由のなかでは「緑と水辺のまちづくり活動が行われていることを知らなかった」の割合が50.2%と最も高く、次いで「興味や関心が湧かなかった」の割合が29.8%、「参加したかったが、時間がなかった」の割合が14.0%となりました。



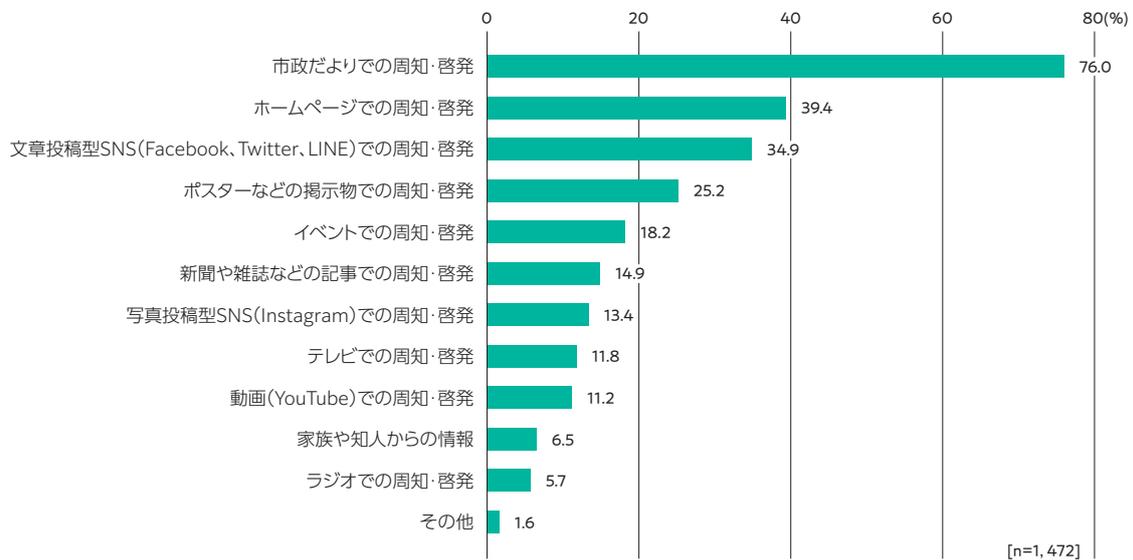
■ 「緑と水辺のまちづくり活動」に参加するまたは活動を継続するために必要だと思うこと

「緑と水辺のまちづくり活動」に参加するまたは活動を継続するために必要だと思うことなかでは「参加しやすい曜日、日時で実施される」の割合が42.7%と最も高く、次いで「参加すると「ちばシティポイント」が貯まる」の割合が41.1%、「活動を知る機会が増える(広報の充実など)」の割合が40.8%となりました。



■ 「緑と水辺のまちづくり活動」の「募集情報」について、効果的だと思う広報

「緑と水辺のまちづくり活動」の「募集情報」について、効果的だと思う広報のなかでは「市政だよりでの周知・啓発」の割合が76.0%と最も高く、次いで「ホームページでの周知・啓発」の割合が39.4%、「文章投稿型SNS(Facebook, Twitter, LINE)での周知・啓発」の割合が34.9%となりました。



(6) 緑と水辺のまちづくりに関するWEBフォーラム

コロナ禍での新しい形の市民参加の取組として、WEBフォーラムを開催しました。

《WEBフォーラム概要》

新たな計画の要点となる部分をまとめた計画骨子案の概要を説明するとともに、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の木下剛会長及び押田佳子副会長から、グリーンインフラ及び都市デザインに関する話題を講演いただき、参加者と意見交換をしました。

《実施時期》

令和4年(2022年)4月23日／当日視聴者39名

緑と水辺のまちづくりに関するWEBフォーラム
～これからの緑と水辺のまちづくりについて～

令和4年 4月23日(土) 12:30～14:00 オンライン開催

■プログラム

第1部 講演
13:30～13:35 第1部 開会・あいさつ
13:35～14:00 千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023骨子(案)について
千葉市 都市局 公園緑地部
14:00～14:25 講演1 グリーンインフラと持続可能なまちづくり
木下 剛 氏 千葉大学大学院園芸学専攻 准教授
14:25～14:50 講演2 緑と水辺の都市デザインを考える
押田 佳子 氏 日本大学理工学部まちづくり工学科 准教授

第2部 意見交換
15:00～15:05 第2部 開会・趣意説明
15:05～16:00 意見交換
16:00 第2部 閉会・あいさつ

■開催日時
令和4年4月23日(土)
13時30分～16時00分(予定)

■配信方法 オンライン(Zoomウェビナー)
■定員 視聴定員(100名)

■お申し込み方法
[氏名(フリガナ)] [郵便番号・住所] [電話番号] [参加理由]が送付可能(※Eメール・アドレス)を記入の上、以下の住所先にお送り下さい(千葉市緑政課までのお電話もお願いします)。

【送付先】千葉市 都市局 公園緑地部 緑政課
Eメール: ryokusei.urp@city.chiba.lg.jp TEL: 043-245-5774

WEBフォーラムの開催案内



木下会長



押田副会長



千葉市公園緑地部長



千葉市緑政課長



会場の様子

WEBフォーラム当日の1コマ

主な意見

- 利用のネットワーク、例えば、散歩とかポタリングなど、利用の促進を計画に盛り込んでどうか。近隣公園など、身近な公園の利用を増やす取組を充実してはどうか。郊外の住宅地の近隣公園は美しい公園だが利用者が少なく寂しい感じ。二つを盛り込むことで「健康」や「コミュニティ」への効果が高まると思う。
- 海辺、川辺、山辺は、隣接する自治体につながっている。浦安から千葉にかけてのアーバン的な海辺、花見川から新川、印旛沼、利根川に続く川辺などが一つの例。広域的な視点や連携は観光にも繋がる。自治体をまたがる計画的連携も必要かと思う。
- 予め、雨水を貯めて利用し、緑を育てる家づくりを、民間(住宅メーカー、建設業界など)と連携していくことで、小さな取組が多く集まり、グリーンインフラを進める大きな力となると思う。
- 土中環境の改善が盛り込まれているのは、画期的に思った。空き地の暫定利用が盛り込まれていたが、現在の取組や今後の展望が知りたい。谷津田もグリーンインフラの1つに捉えることができると思う。
- コロナ禍で保全作業を中断した結果、従来なら除草されていた植物の息音が確認でき、今は大事にする様に保護している。
- 都市によっては「緑と水辺を観光に活かす」という視点も重要になると思う。
- 今後は「デジタル技術」をうまく活かすことが重要になると思う。
- 人が減って、財政が厳しくなる状況では新しく公園をつくるよりも、地域の土地を使いたいときに使うとか、暫定性・暫定利用の視点が重要になると思う。

(7) 市民意見募集（千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023骨子(案)）

計画策定の中間段階において、意見募集を実施しました。

《市民意見募集の概要》

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023の策定に向けて、これからの緑と水辺のまちづくりで重視する視点や目指す緑と水辺の姿、各種施策の基本的な方向性など、新たな計画の要点となる部分をまとめた計画骨子案について、市民意見募集を実施しました。

《実施時期》

令和4年(2022年)5月16日～6月15日

《意見数》

意見提出者11人・意見数55件

区分	主な意見
計画全般	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の視点が小さくしか取り上げられていない。生物多様性を考慮した記載の検討を。子ども達から生物多様性保全が提案されたことを大人は重く受け止めるべき。
川辺	<ul style="list-style-type: none"> アクティビティも大事だが、家族や子ども達と川遊びができる親水エリアの創出も大切。 多自然型河川づくりをできるところだけで行うのではなく、河川全体の計画に反映できるように、部署を跨いだ連携の検討を。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 外周に設けられていた素掘り側溝や植栽の起伏など、「雨庭」の機能を再構築する必要がある。 トイレに関して、清潔感を重視してほしい。市民もきれいに利用する気持ちで。 阪神・淡路大震災の際、街区公園の防火機能が評価されていた。 公園維持管理方法は、樹木、居住データ、利用率を見て心地よい場所にすべき。
街路樹	<ul style="list-style-type: none"> 落ち葉やムクドリなどへの苦情対応もあり、強剪定、高木の伐採だけでなく、改善の方法、手入れの方法について再検討するべき。 樹木剪定の工夫を行う。コスト削減というよりは樹木の質を高め花木を楽しむ。
宅地	<ul style="list-style-type: none"> 最近建てられる一戸建ての家には土がなく、人工芝が敷かれている。 敷地に緑を植える家庭や、庭木を植える建築業者へのインセンティブが必要。 台風の際に大木が道に倒れたり、折れた枝がベランダの屋根を壊したという事例を聞く。 一定の規定をして、所有者の日頃の努力もできるように考えていく必要がある。
農地	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業の普及のための積極的な支援や働きかけを農政課とも連携しながら進めてほしい。 農地や土手における除草剤使用が排水溝の詰まり、泥の堆積を増やし、冠水の原因になる。 除草剤の多用について、規制も必要に思う。涵養機能などを保つあり方にも視点を。
谷津田・森林	<ul style="list-style-type: none"> 谷津田や森林の荒廃、アライグマやイノシシ被害の状況にも触れる必要がある。 再生エネルギー拡大の旗印に緑地の削減が懸念される。ソーラーパネル化はなんらかの制約を。 谷津は貴重な場所。耕作放棄が進み今の状態になった。谷津田が保全される方策を。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 緑は質が問題で、質について焦点をあて、その回復と保全のために対応する必要がある。 地域の人ができることは地域に任せ、出来ないことを公園事務所がやるような割り切りが必要。 環境保全に特化した人材育成と支援を。人材育成を市が担うことで問題を補完できないか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 緑被率が現状維持となっているが、本当にそれでよいか。増やしていく方向でなくて良いか。 緑と水辺のまちづくり活動の表彰数は結果であり、目指すものではないのではないか。 大高正人氏(建築家・都市計画家)の県文化会館周辺の緑、県立美術館とポートタワー周辺の緑のようなまちと一体となった品格を上げるやり方がある。

(8) パブリックコメント手続き（千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023(案)）

新たな計画(案)について、パブリックコメント手続きを実施しました。

《パブリックコメント手続きの概要》

人口減少・少子高齢化の本格化、新型コロナウイルスの拡大など、緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況が大きく変化する中、この先10年間の本市の緑と水辺のまちづくりの基本方針となる「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023(案)」について、パブリックコメント手続きを実施しました。

《実施時期》

令和4年(2022年)12月12日 ~ 令和5年(2023年)1月11日

《意見数》

意見提出者12人・意見数61件

区分	主な意見
第1章 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・加曽利貝塚、星久喜遺跡、大覚寺山古墳など図や写真が掲載されている遺跡などは、カッコ書きで現在地住所を付記すると親しみが湧くと思う。 ・計画改定の趣旨について、目標年次を迎えるためだけでなく、社会構造の変化などに対応するため、さらに新計画の特徴などを記載したほうがわかりやすいと思う。
第2章 緑と水辺の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉市でこれまでに生息が確認された生き物」と題して全区の生き物の写真と名前が掲載されているが、生き物の名前が判読しにくい。改善を望む。 ・空地の暫定利用に関する施策の展開状況の説明などに関連して、写真もあると望ましいように思った。
第3章 本計画における 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本文中に新たな担い手という記載があるが、図「緑と水辺に関わる人々の目指す姿」には示されておらず、既存の関係者のみでクローズしてしまっているような印象を受ける。新たな担い手が加わることを想定したような何らかの記述をすべき。 ・本計画には県立公園に関する内容も含まれるなど、県などとの調整が必要な内容も多数含まれており、市の役割として県などとの折衝なども記載すべきと考える。
第4章 緑と水辺の まちづくりの方向性	<p>【海辺】 さんばしひろばと稲毛海浜公園を結ぶ旅客船の運航の検討をお願いしたい。千葉みなと旅客船棧橋を拠点にしているMY-II号であれば、小型船で稲毛ヨットハーバーに入港が可能だと思う。</p> <p>【川辺】 施策2-2「川辺の生き物とのふれあい」があるが「生き物たちにふれあえる場の整備」が必要ではないか。親子一緒に「ザリガニ捕り」や「魚捕り」に興じる場所の整備を希望する。</p> <p>【公園】 施策3-4「公園の活用促進に係る仕組みづくり」として公園へのフリーWi-Fi設備導入について、検討することは賛同するが、利用イメージが湧かない。モデルケースを設定して検討が必要。</p> <p>【谷津田・森林】 再生可能エネルギーへの転換は重要な課題だが、ソーラーパネルの建設には順位付けをして行うべきと考える。生物多様性に最も重要な湿地はパネルの建設地としては相応しくない。</p> <p>【共通事項】 施策10-3「生物多様性の状況把握と生息地の管理」について、里山の自然が戻れば生物や鳥は、戻ってくると言われているが、谷津田や里山の保全推進は、今の生活者にとっては大変な手間がかかり、人口減少時代にとってはあれもこれも無理といえる。</p> <p>【計画の目標】 目標値について「千葉市に登録されている環境団体(NPOや市民団体など)の人員数」はどうか。</p>
第5章 計画の推進と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉市街路樹のあり方」は、本計画書のどこにあるのか、本計画書以外に存在するのであれば、その旨を記述してほしい。「千葉市街路樹のあり方」に(案)は必要ないか。
資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の川は小さな森や林が水源となっている。都川エリアでは、水源となる大切な森や林の記述がない。生き物の大事な住処ともなるので、小さく点在する森や林が大事であることを強調すると都川エリアが緑と水が調和した空間だと想像できると思う。

3. 広域計画との関係

(1) 首都圏レベルの計画

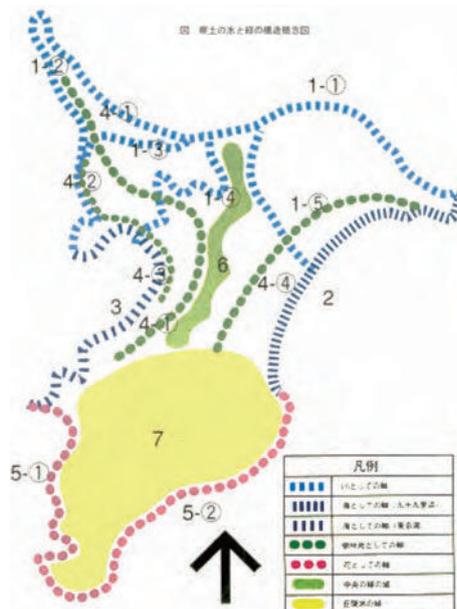
国が策定した「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(平成16年(2004年)3月)において、千葉市域では、東京湾岸の海辺、花見川沿い、都川沿い、市東部のまとまった緑(東千葉の台地ゾーン)が、保全すべき自然環境として位置付けられています。



首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン(保全すべき自然環境)

(2) 千葉県レベルの計画

千葉県が策定した「千葉県公園緑地の将来像」(平成9年(1997年)12月)において、千葉市域では、東京湾の海辺、花見川沿い、内陸部の樹林地、市東部のまとまった緑などが、県土の水と緑の構造概念図に位置付けられています。



千葉県公園緑地の将来像(県土の水と緑の構造概念図)

4. ちば・まち・ビジョン(抜粋)

ちば・まち・ビジョンにおいては、都市デザインの観点からみて、地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどから見たまちづくりの方向性を定め、多様な主体間で共有し、都市づくり・まちづくりを進めることとしています。

この考え方のもと、市内の要所(ツボ)となる9つのエリアを対象に、エリアの魅力を引き出し、磨き、伸ばすための「将来ビジョン」や「都市づくり・まちづくりの方向性」を設定しています。これらのエリアは、エリア内の市民や事業者のまちづくりに対する共通認識として活用すること、まちづくり計画(地区計画・まちづくりビジョンなど)作成時に活用すること、エリアに関わる施策の実施にあたり、エリアの特徴に沿った事業とするために活用することを想定しています。

本項では、9エリアのうち、エリアの特徴や方向性について、要点を抜粋して掲載しています。

都市を構成する要所(ツボ)となるエリア

豊かな緑と水辺

1. 都川沿川エリア

2. 花見川沿川エリア

3. 鹿島川沿川エリア

都心(商業・業務・文化の拠点)

4. 千葉都心エリア

5. 幕張新都心エリア

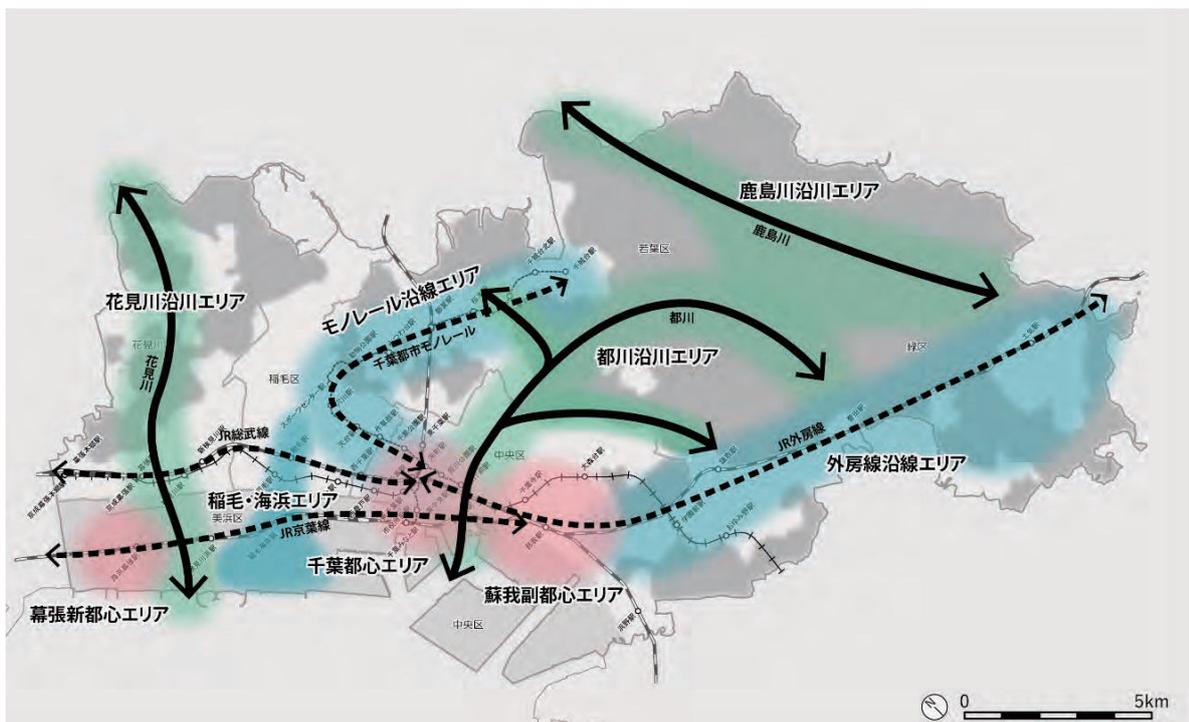
6. 蘇我副都心エリア

駅を中心とした市街地

7. 稲毛・海浜エリア

8. モノレール沿線エリア

9. 外房線沿線エリア



都川沿川エリア

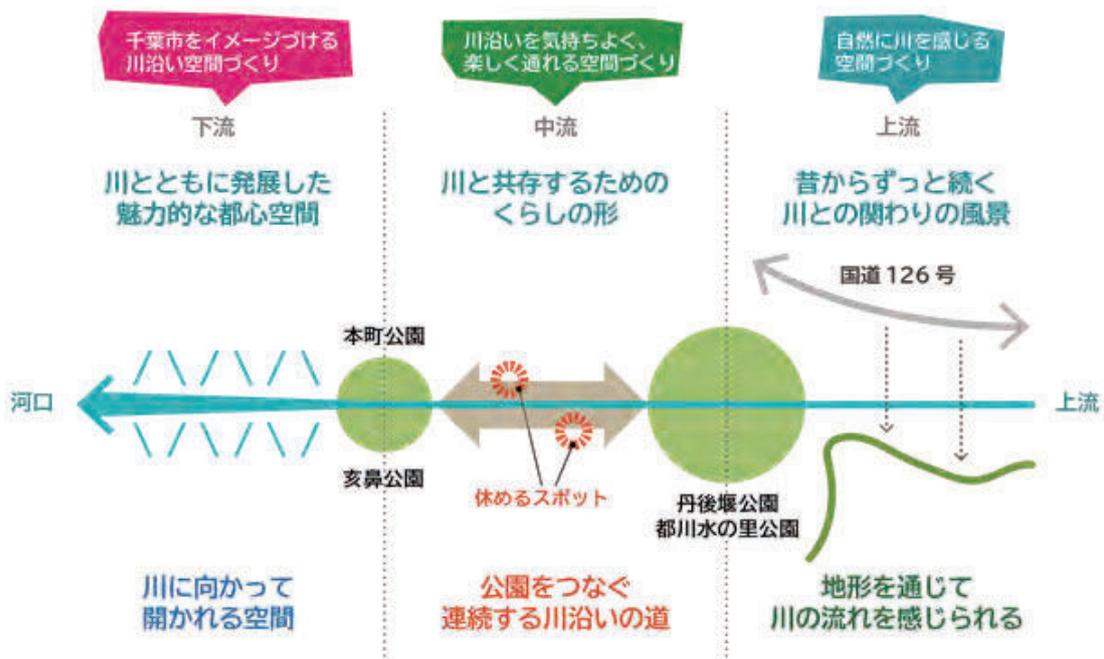
将来像：自然・暮らし・都市の3つすべてを感じられる川

都川エリアの特徴

- a 都心を感じさせる都市河川（下流部）
- b 住宅地の中を流れる暮らしに密接した川（中流部）
- c 田園風景広がる農村の中を流れる小川（上流部）

都市づくり・まちづくりの方向性

- a 千葉市をイメージづける川沿い空間づくり（下流部）
 - 親水空間や橋梁などを連携させながら魅力を高め、千葉市をイメージづける川沿いの空間を形成
 - 川に向かって開かれた空間や川沿いに滞留できる空間を整備し、水辺を都市空間に導く
- b 川沿いを気持ちよく、楽しく通れる空間づくり（中流部）
 - 都川沿川の公園を繋ぎ、上流から下流まで連続して通行できる川沿いの軸線を強化
- c 自然に川を感じる空間づくり（上流部）
 - 直接川が見えずとも、川と並走する道路などからの眺めなど、地形を通じて川の流れを感じられる沿川景観の形成



花見川沿川エリア

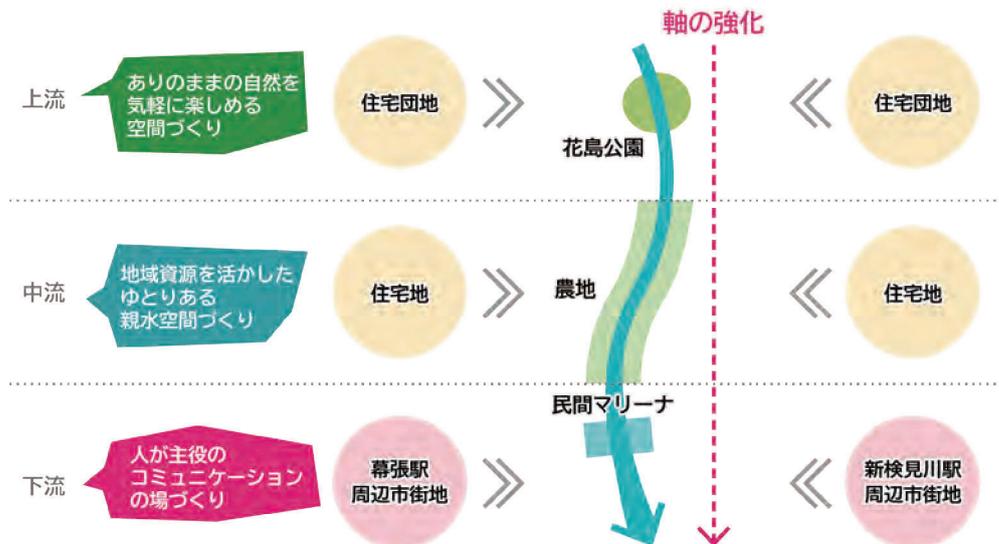
将来像：流れるまちの個性を生かした空間づくり

花見川沿川エリアの特徴

- a 豊かな自然と点在する団地
- b ものづくり産業等の集積
- c 歴史と自然を体感できるまち

都市づくり・まちづくりの方向性

- a ありのままの自然を気軽に楽しめる空間づくり (上流部)
 - 釣りやカヤック、カヌーなど、自然を楽しむことができる空間の形成
 - 自然環境の保全や回復に努め、自然を気軽に感じる空間の形成
- b 地域資源を活かしたゆとりある親水空間づくり (中流部)
 - 既存のサイクリングコースを生かした、自転車と歩行者が共存するゆとりある親水空間の整備
 - 水辺を快適に散策できる歩道や休憩施設の整備
 - 桜並木や田園風景など、地域を特色づける景観資源の活用
- c 人が主役のコミュニケーションの場づくり (下流部)
 - 水辺のロケーションを生かして地域住民が日常的に利用できるような滞在空間を整備
 - サイクリングや散策、アクティビティなど花見川を体感する際の始点となる拠点の形成



鹿島川沿川エリア

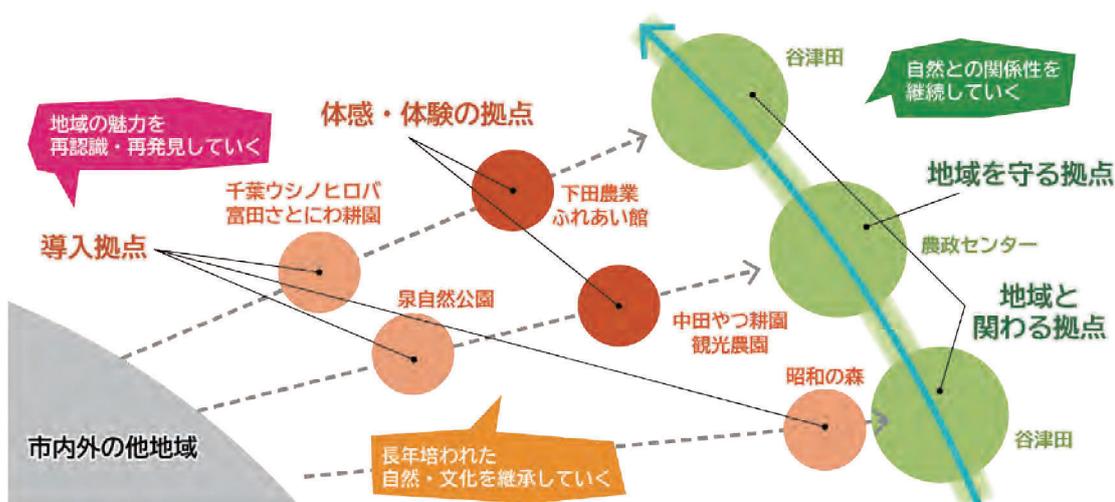
将来像：見た目は変わらないが、捉え方が変わった日常の風景

鹿島川沿川エリアの特徴

- a まちに近いまとまった自然や農地
- b 長い間保たれたライフスタイル

都市づくり・まちづくりの方向性

- a 地域の魅力を再認識・再発見していく
 - 長年受け継がれてきた谷津田の風景や自然を生かしたレジャー施設など、鹿島川沿川地域の魅力を再認識、再発見する機会を創出
 - 市内外に地域の魅力をPRし、地域の認知度を高め、来訪機会の向上につなげる
- b 長年培われた自然・文化を継承していく
 - 地元の人々の手によって受け継がれてきた自然や、生活の中で生まれた文化等を後世に継承
 - 地元の人々と市内外の人々が協力して地域の自然や文化を維持・保全できる仕組みづくり
- c 自然との関係性を継続していく
 - 鹿島川沿川で長年保たれてきた自然との関係性を継続
 - 地域の自然を時代の潮流に合う形で活用し、市内外の様々な人々が気軽に自然と関わるができる空間を創出



千葉都心エリア

将来像：人と人をつなぐ、「千葉市の顔」となる都心

千葉都心エリアの特徴

- a 特徴的なまちの共存
- b 身近に自然を感じることができるまち
- c 千葉発祥の地にまつわる歴史的資源

都市づくり・まちづくりの方向性

a 特徴的なエリアをつなぐネットワークの形成

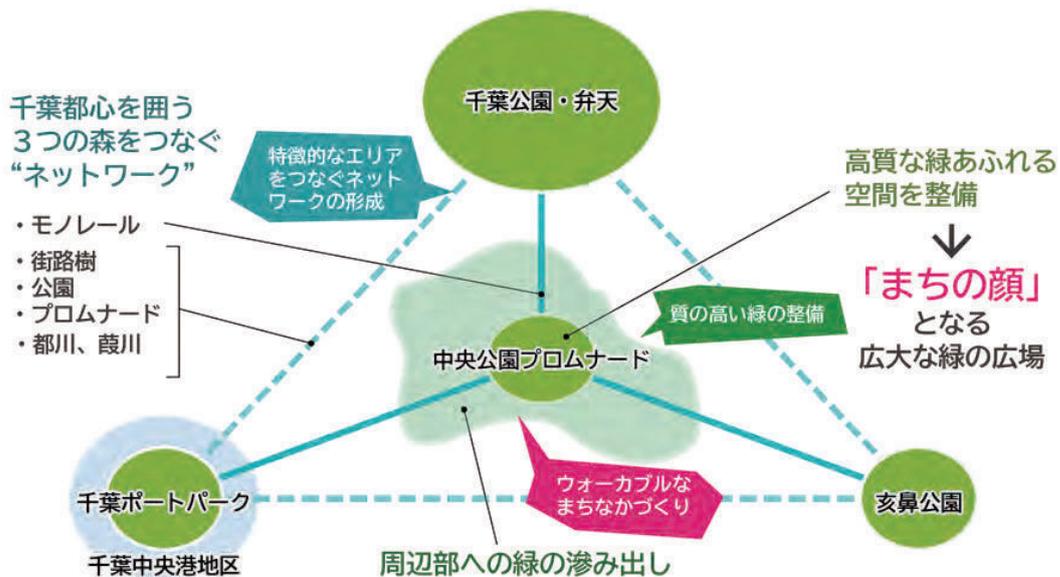
- 点在する個性的なエリアをネットワークにより連続性や一体性を生み出し、市民や来訪者の新たな出会いや発見を誘発する環境形成を推進
- 中央公園プロムナードや葭川・都川沿川の歩道、臨港プロムナードなど、個性的なエリア間をつなぐ軸について、「ひとつの大きな広場・公園」のような空間形成を推進

b 質の高い緑の整備

- 緑の創出・保全を進め、都心でありながら豊かな自然と多様な生物に触れられる場所づくりの推進
- 多様なプレーヤー(住民・企業・商業施設・ホテル等)が主体となった緑の整備を通じて、一体的なまちづくりを推進

c ウォーカブルなまちなかづくり

- 「自動車中心」の整備から、「ひと中心」の空間づくりを推進
- 地域の事業者・市民・行政の連携による「歩きたくなる」空間づくりの推進



幕張新都心エリア

将来像：行くたびに違う顔を見せる「幕張新都心」

幕張新都心エリアの特徴

- a 複数の都市機能の集積を目指したまち
- b 県内最大級の集客力があるまち
- c 実験的な取組みが行いやすいまち

都市づくり・まちづくりの方向性

a 「まちの隙間、曖昧さ」から生まれる、魅力や賑わいづくり

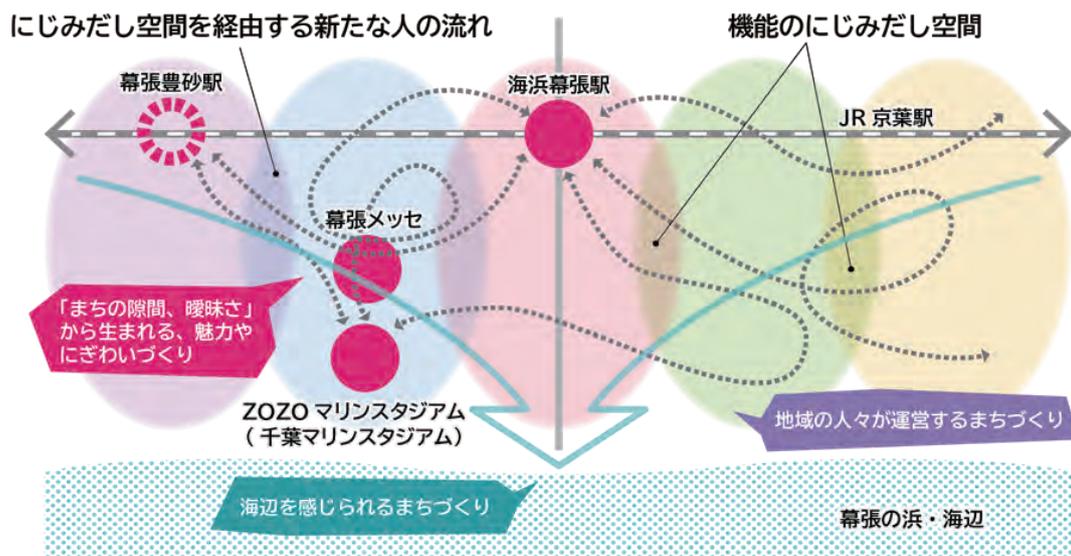
- 広い公共空間やオープンスペース等を活用し、各地区において特化した機能を生かした新たな交流や出会いが生まれる空間づくりを推進
- 自動運転モビリティ導入に向けた取組みや幕張豊砂駅の開業を契機とし、エリア内の回遊を促進する空間づくりを推進

b 海辺を感じられるまちづくり

- 海を感じることができる要素をまちの中に取り込むなど、来訪者が海を身近に感じられるような、魅力ある空間づくりを推進
- 都市生活のあらゆる場面で海辺が活用されていく新しいライフスタイルを発信・提案し、市民をはじめ多くの人々が充実した時間を過ごすことができる場所の形成

c 地域の人々が運営するまちづくり

- 多様なプレーヤー(住民・企業・商業施設・ホテル等)が主体となり、エリアマネジメント活動などによる一体的なまちづくりや多世代のコミュニティ形成、国内外の交流などを推進



※自動運転モビリティ:運転者が行っている、認知、判断、運転操作といった行為の一部又は全部を、運転者の代わりにシステムが行う乗り物のこと。

蘇我副都心エリア

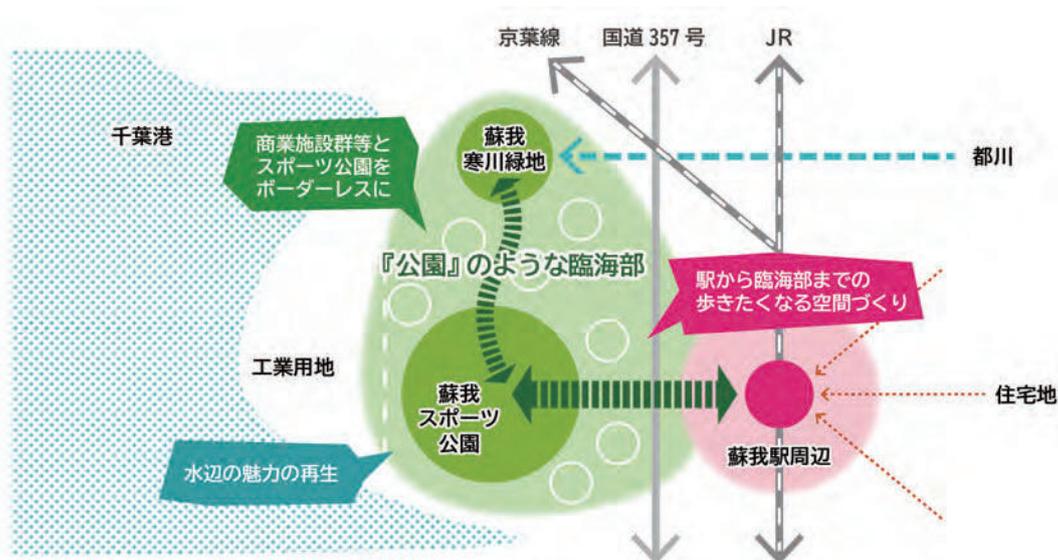
将来像：公園のような臨海部を育成し、副都心としての個性を強める

蘇我副都心エリアの特徴

- a スポーツの街
- b JFE跡地の臨海部に集積された商業施設
- c 歴史ある港と水辺の空間

都市づくり・まちづくりの方向性

- a 商業施設群などとスポーツ公園をボーダーレスに
 - 臨海部の商業施設群などの修景を進め、まち・海に開かれた空間を創出
 - エリア全体が公園のように緑豊かで一体感があり、歩いて回れる回遊性の高い市街地を形成
- b 駅から臨海部までの歩きたくなる空間づくり
 - シンボルロードなどを活用してイベントのない日でも賑わいが維持できる仕組みづくり
 - 駅と臨海部の商業施設や公園などの歩行者動線やモビリティを強化してエリア内の回遊を促進
- c 水辺の魅力の再生
 - エリア内の大規模公園と緑地を、快適な歩行空間や緑で有機的につなげる回遊軸を形成
 - 既存商業施設などと連携して水辺の賑わいづくりを推進



稲毛・海浜エリアの特徴

将来像：寄り道できる、したくなる、稲毛・海浜エリアの形成

稲毛・海浜エリアの特徴

- a 交通結節点であるJR稲毛駅が立地
- b 計画的に整備された住宅団地
- c 新旧の海岸線が作り出す緑

都市づくり・まちづくりの方向性

a 寄り道できる場所の形成

- 駅周辺では、多くの人々が来訪し、人が交わる地域特性を踏まえ、来訪者が「寄り道できる場」を形成
- 地域のコミュニティの中に新たな交流が生まれる「たまり場」を形成

b 眺望景観を意識した街並み形成

- エリア内を通過する鉄道や車(車窓)からの景色を意識した、開放感のある街並みを形成

c みんなが行く、交流する、わかりやすい場所にある防災施設・機能

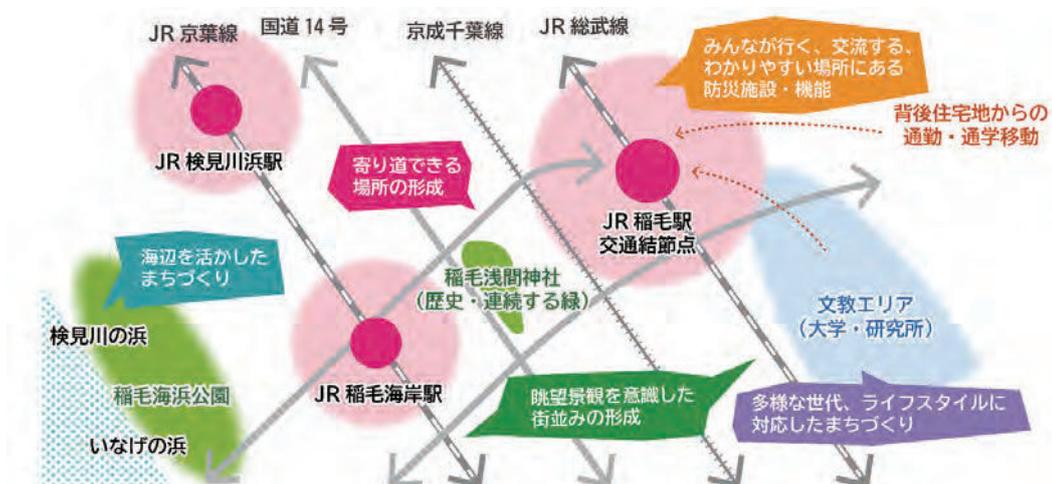
- 駅周辺の居住者を対象にした防災施設・機能の拡充
- 通勤・通学による来訪者等が多く利用する場所に防災施設・機能を重点的に整備

d 海辺を活かしたまちづくり

- 日常的に生活場面で海辺が活用され、市街地でも海を感じるできるよう、海辺エリアと市街地の一体感のある街並みの形成
- 海浜公園では、砂浜や東京湾の広大な景観を楽しめるよう、夕日や海を見せるビューポイントの形成

e 多様な世代、ライフスタイルに対応したまちづくり

- 住み続けられるまちを目指し、老朽化した施設の再生や地域のニーズに応じた新たな機能の導入
- ライフスタイルや働き方の変化に柔軟に対応できる土地利用やテクノロジーの進展に伴う新たな移動手段について検討



モノレール沿線エリアの特徴

将来像：モノレールを最大限に使いこなすまち

モノレール沿線エリアの特徴

- a 緑に近接した良好な住宅地
- b 交通インフラ・景観資源としてのモノレール
- c 駅ごとに特色のあるモノレール沿線エリア

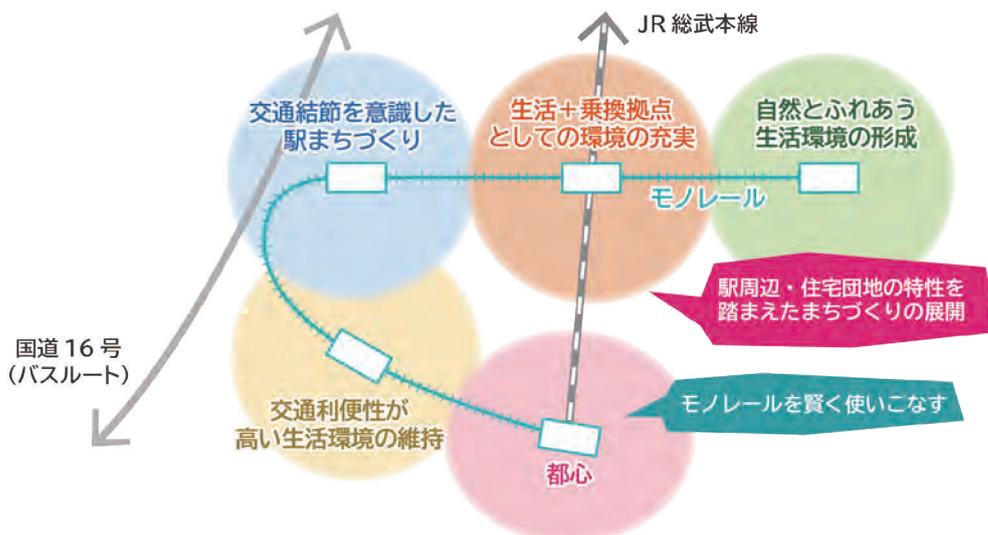
都市づくり・まちづくりの方向性

a 各駅周辺・住宅団地の特性を踏まえた公共交通指向型まちづくりの展開

- 千城台駅～桜木駅、みつわ台駅：自然とふれあう生活環境の形成
 - ・ 駅に近い住居地としての価値を生かしつつ、緑・農など自然と近接した住宅地としての魅力を向上
 - ・ 多様な世代、ライフスタイルに対応したまちづくりを展開
 - ・ 二次交通の充実による駅勢圏の拡大
- 都賀駅周辺：生活＋乗換拠点としての環境の充実
 - ・ JRとの乗り換え拠点であることを意識したまちづくりを展開
 - ・ 乗り換え時や立寄り利用などの暮らしの中で必要となる施設を意識した機能・施設誘導
- スポーツセンター駅、穴川駅周辺：交通結節を意識した駅まちづくり
 - ・ バスとの乗換拠点であることを意識し、接続性の向上を図るまちづくりを展開
- 天台駅～千葉駅周辺：交通利便性が高い生活環境の維持
 - ・ 今ある生活環境を維持しつつ、モノレール駅利用者の目線で駅周辺の利便性向上を図る

b モノレールを賢く使いこなす

- モノレールをより生活に身近な交通移動手段として充実させるとともに、「質の高いインフラ」として移動だけではない新たな付加価値を付与。



外房線沿線エリアの特徴

将来像：千葉市内随一の「住宅地」であり続ける

外房線沿線エリアの特徴

- a 高台に広がるまちと河川の分水嶺
- b 鉄道・道路沿いに計画的に整備された住宅地
- c 産業用地と医療施設の集積

都市づくり・まちづくりの方向性

a エリア内で完結する「まち」の形成

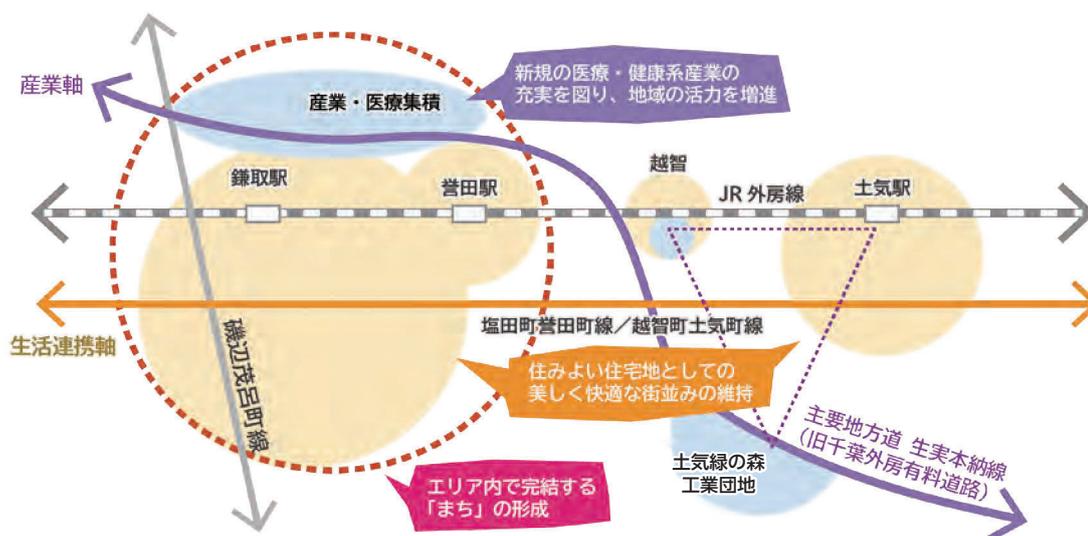
- エリア内の生活利便機能や産業との連携強化を行い、地域内での質の高い暮らしを充足
- 住宅・産業の連携や機能補完による住み続けられるまちとして再生や価値の向上

b 住みよい住宅地としての美しく快適な街並みの維持

- 快適な歩行空間と美しい街並みが連続する、歩いて暮らしたくなるまちづくりを推進
- 市街化区域縁辺部での秩序ある開発の誘導と周辺の緑の保全
- 住宅団地内の計画的に整備された道路、公園等の適切な維持管理による良好な街並みの維持

c 新規の医療・健康系産業の充実を図り、地域の活力を増進

- 健康で暮らせるまちを維持するための産業機能の拡充により、職住近接の住宅地の魅力を向上
- 工業団地や住宅地の環境向上に寄与する道路ネットワークの強化を促進



参考資料

1. 計画改定の流れ

(1) 計画改定のスケジュール

年度	月	千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の取組	市民参加の取組	
令和2年度(2020年度)	4			
	5			
	6			
	7		2020年度こども・若者の力(ちから)ワークショップ全10回 7月~12月にかけて、全10回実施	
	8		↓	
	9			
	10			
	11			
	12			
	1			
	令和3年度(2021年度)	2		
		3		
		4		2021年度第2回WEBアンケート
5			↓	
6				2021年度第3回WEBアンケート
7				
8				
9				
10		第1回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (次期千葉市緑と水辺のまちづくりプランについて)		
11				
12			千葉市まちづくりアンケート	
1			↓	
2				
3	第2回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023骨子(案)について)			
令和4年度(2022年度)	4		緑と水辺のまちづくりに関するWEBフォーラム	
	5		市民意見募集 (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023(案)について)	
	6		↓	
	7	第3回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023に位置付ける施策の方向性などについて)		
	8			
	9			
	10	第4回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023(素案)について)		
	11			
	12		2022年度第9回WEBアンケート/パブリックコメント手続き (千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023(案)について)	
	1		↓	
	2	第5回千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会 (パブリックコメント手続きで提出された意見の取扱いについて)		
	3			

(2) 千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の取組

【千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会について】

千葉市長の諮問に応じて、次期緑と水辺のまちづくりプランに関する事項について審議し、市長に答申することを所掌事務とする附属機関が「千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会」です(以下、「委員会」といいます。)。委員会は、以下の10名の委員から構成されます。委員の互選により、会長には、千葉大学大学院園芸学研究院の木下剛教授が選出され、副会長には、日本大学理工学部の押田佳子准教授が選出されました。

区 分	氏 名	役 職 な ど	備 考
学識経験者 5名	安立 美奈子	東邦大学理学部 准教授	副会長 会 長
	押田 佳子	日本大学理工学部 准教授	
	菊池 佐智子	公益財団法人都市緑化機構 副主任研究員	
	木下 剛	千葉大学大学院園芸学研究院 教授	
	松浦 健治郎	千葉大学大学院工学研究院 准教授	
関係団体を 代表する者 3名	相澤 孝紀	特定非営利活動法人 プレイフルエンタープライズわかば 代表理事	
	長岡 正明	千葉市町内自治会連絡協議会 前会長	
	西田 直海	特定非営利活動法人 Drops 理事長	
公募による市民 2名	田所 康穂	公募市民	
	永野 達也	公募市民	

任期 令和3年8月1日～計画の答申まで

役職 令和4年10月1日時点

【計画改定にあたっての委員会設置に関する条例】

○千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会の設置条例

平成22年6月28日

条例第70号

(設置)

第1条 本市は、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、新みどりと水辺の基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1)学識経験者

(2)関係団体を代表する者

(3)公募による市民

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 市民参加の取組

【パブリックコメント手続などに関する条例】

○千葉市市民自治によるまちづくり条例(抜粋)

令和元年6月27日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの基本は、市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むことと、できることから自立的に活動して取り組むこととし、次のことを考慮して行うこととします。

- (1)市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
- (2)年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多くの市民が、地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題(以下「地域の課題等」といいます。)に気付き、参加し、活動すること。
- (3)市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
- (4)市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるようにすること。

(市民参加の手続)

第12条 市長等は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ(市民と市長等又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいいます。)の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行と評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めます。

(パブリックコメント手続の対象)

第13条 市長等は、次に掲げる施策(市長等の内部にのみ適用されるものを除きます。以下「対象施策」といいます。)についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。

- (1)市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更
 - (2)市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3)前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、市長等が必要と認めるもの
- 2 次のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しません。
- (1)緊急性又は迅速性を要するもの
 - (2)市長等に裁量の余地がないもの
 - (3)市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (4)市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの
 - (5)附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って市長等が意思決定を行うもの

(6)軽微なもの

(パブリックコメント手続の実施)

第14条 市長等は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案(対象施策で定めようとする内容を示すものをいいます。以下同じです。)とこれに関連する資料を公表します。

- 2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければなりません。
- 3 市長等は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行います。
- 4 市長等は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要と提出された意見に対する市長等の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表します。
- 5 前条と前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。

(附属機関の委員)

第15条 市長等は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めます。

(市民の意向の把握)

第16条 市長等は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市市民参加及び協働に関する条例第16条第2項の規定により千葉市市民参加協働推進会議の委員として選任されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の千葉市市民自治によるまちづくり条例(次項において「新条例」といいます。)第21条第2項の規定により市民自治推進会議の委員に選任されたものとみなします。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和3年2月28日までとします。
- 3 令和元年度にこの条例による改正前の千葉市市民参加及び協働に関する条例第12条の規定により定められた実施計画は、新条例第17条の規定により定められた実施計画とみなします。

2. 用語集

あ	アーカイブ化	文書や記録をまとめて保存することです。
	アメニティ	快適さや居心地の良さを表す言葉です。
い	インクルーシブ	包含性、すべてを含むという意味の言葉であり、年齢、性別、国籍、障がいの有無などによらず、人々を分け隔てなく包み込み支え合う社会、まちづくりなどを表す概念です。
え	エディブルパーク	英語のEdible(エディブル)には、食べられるという意味があります。野菜、ハーブ、果樹など食べられる植物を主体に植えられた公園のことです。五感を刺激し、花や緑、香りなどが楽しめます。
お	オフサイト貯留浸透	降った雨をその場所に貯留し浸透させるものがオンサイト貯留浸透であり、流出した雨水を集水して、別の場所で貯留浸透させるものがオフサイト貯留浸透です。
か	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることです。
き	業務核都市	東京圏における住宅問題、職住遠隔化などの大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となるべき都市のことです。首都圏基本計画(第4次)(昭和61年(1986年)6月決定)に考え方が示され、昭和63年(1988年)に制定された多極分散型国土形成促進法において制度化されたものです。
	近郊緑地保全区域	近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止や住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源などの保全などを目的として、一団の緑地を区域指定して、保全する制度です。
	近郊緑地特別保全地区	近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内で、その効果が、特に著しい地域などを現状凍結的に保全するため、都市計画で定める緑地です。
く	グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすとともに、農山漁村地域の活性化を進めていく上で大きな役割が期待されています。
	グレーインフラ	鋼やコンクリートを主材料とした従来からの構造物を「グレーインフラ」と称しています。我が国にグリーンインフラの概念が導入された平成25年(2013年)頃は、グレーインフラをグリーンインフラと比較する議論がなされていましたが、近年では、双方の特性を踏まえて適切に組み合わせることで、価値をもたらすことが期待されています。
こ	公園清掃協力団体	清掃及び除草、清掃後のごみの袋詰め、簡単な整地、公園施設の損壊の連絡など、公園の維持管理を担う地域の方々のことです。
	公開空地	建築基準法に基づく、総合設計制度の対象敷地内に設けられた歩行者が自由に通行又は利用できる空地のことです。
	公共岸壁	地方自治体の港湾管理者が管理している岸壁であり、海運会社、荷主を問わず、誰でも利用することができます。

こ	港湾緑地	港湾法に基づき、港湾における就労環境や生活環境の向上及び良好な自然環境の保全などに資するための港湾環境整備施設(緑地、海浜、植栽、広場、休憩所など)のことです。
	谷底低地	山や台地を流れるゆるやかな谷川に、やわらかい土などが堆積してできた地形のことです。
	骨格剪定	樹木の形を整え、骨格をつくることを目的として行う比較的大きな剪定のことです。
し	指定管理者	地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理運営を行う法人その他団体のことです。公の施設の包括的な管理権限を有し、施設の使用許可なども地方公共団体に代わって行うことができます。
	シームレス	継ぎ目のないという意味の言葉です。
	市民の森	千葉市市民の森設置事業実施要綱に基づき、市民の豊かな自然とのふれあいの場として、樹林地の所有者から土地を借りて公開する制度です。令和4年(2022年)4月1日現在、市内に9箇所、約25.09haの市民の森を設置しています。
	市民緑地	都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成を図るため、土地所有者と市町村長らが契約を結び、市民に公開し、市民利用に供することができる緑地などを設置・管理する制度です。
	市民緑地認定制度	平成29年(2017年)に創設された都市緑地法の制度です。空闲地などを地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市町村長の認定を受け、一定期間を設置・管理・活用する制度です。
	下総台地	千葉県の中中部から北部にかけて広がる、なだらかな台地です。
す	水源かん養	地表の水(雨水や河川水)が地面にしみ込んで、ゆっくりと地下浸透し、地下水になることです。
	ステークホルダー	事業活動などに対し、一定の状況において関心または利害関係のある当事者のことです。
せ	生態系	ある地域に生息する、すべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系を指します。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成されるものです。
	生物多様性	私たち人間を含む生物・生命の変異・変化の総体を指す言葉です。遺伝子のレベルから種、更には生物の群落・群集、そして生態系に至る多様性を包含します。食料をはじめ、資源・エネルギーから水や空気の浄化などの環境の安定性、更に人々の心や精神をはぐくみ、私たちの生活・文化を支える大切なものとして認識されるようになっています。
	専用岸壁	港に立地している事業者が運営・管理している岸壁のことです。
そ	総合設計制度	建築基準法に基づき、500㎡以上の敷地で、敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地(公開空地)を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度です。

た	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う川づくりです。
	脱炭素	温室効果ガスの人為的な排出量と森林などの吸収源による除去量のバランスを取るために、温室効果ガス排出量を低減していくことです。
ち	ちばし道路サポート制度	市民に千葉市が管理する道路の清掃や除草、草花の管理などを行っていただき、千葉市は物品の支給を行うなど、道路を市民と千葉市の協働でよりよくする制度です。安全・安心な道路環境をつくるとともに、道路を身近に感じてもらうなど、市民の方の意識を高めていただくことなどを目的としています。
	中間支援組織	行政と地域の間立って、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する組織の事です。主な役割は、資源(人、モノ、カネ、情報)の橋渡しや団体間のネットワーク推進、価値の創出(政策提言・調査研究)などです。
て	点源負荷	河川や湖沼などの水質の負荷になる有機物や栄養物質を流入負荷といいます。このうち、生活排水、工場・事業場排水など、排水地点や量を把握できるものが点源負荷です。
と	特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、市街地及びその周辺の樹林地、草地、水辺などの優れた自然環境を有する緑地を現状凍結的に保全するため、都市計画で定めた緑地です。
	都市計画区域 マスタープラン	都市計画法に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の事です。都市計画区域全体を対象に、一市町村を超える広域的観点から、都市計画の基本的な方針として都道府県などが定めるものです。
	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針の事です。市町村の区域を対象に、地域に密着した見地から、その創意工夫の下に市町村が定めるものです。
	都市のスポンジ化	人口減少などの急速な進行に伴い、多くの都市で空き家や空地が時間的・空間的にランダムに発生することです。
な	ナイトタイムエコノミー	夜間(主に日没から日の出まで)の経済活動を指し、夜ならではの消費活動や魅力創出をすることで、経済効果を高めることです。
に	ニューノーマル	新型コロナ危機を契機として、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、大きく変化した生活様式のことです。
は	パークマネジメント団体	地域の公園をもっと身近に感じられるように、清掃、除草、草刈りなどの管理だけでなく、イベントの開催、子どもの遊び場づくり、ルールづくりなどの自主的な活動を通じて運営を担う団体のことです。
	バイオフィリックデザイン	人間には、自然とつながりたいという本能的欲求(バイオフィリア)があるとする考え方を反映し、植物、自然光、水、香り、音などの自然環境の要素を取り入れた空間デザインの事です。
ひ	ビオトープ	ビオトープとは、特定の生物群集が生存できるような環境条件を備えた均質な限られた生物生息空間のことです。校庭などに造成された生物生息空間を指す場合もあります。

ふ	フィトンチッド	心をリラックスさせる、森林の香りの基となっている、樹木が放出する揮発性有機化合物の総称です。ロシア語の植物を意味するフィトンと殺菌するという意味のチッドという言葉から成り立っています。
	プレーパーク	子ども達の健全な育成を目的として、子ども達が自分の責任で自由に遊ぶという理念を前提に、地域住民などが主体となって開催する活動のことです。子ども達の目線に立ち、プレーパークの安全管理を行い、子ども達の興味や関心を引き出す者をプレーリーダーといいます。
ほ	保存樹木	緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例に基づき、良好な環境の確保と都市の美観風致の維持を図るため、所有者の方々の協力を得て指定した樹木のことです。令和4年(2022年)4月1日現在、計515本の保存樹木を指定しています。
	保存樹林	緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例に基づき、良好な環境の確保と都市の美観風致の維持を図るため、所有者の方々の協力を得て指定した樹木の集団のことです。令和4年(2022年)4月1日現在、計205.6haの保存樹林を指定しています。
み	みなとオアシス	地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する、みなとを核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したものです。
め	面源負荷	河川や湖沼などの水質の負荷になる有機物や栄養物質を流入負荷といえます。このうち、市街地の舗装道路や田畑からの排水など、汚濁の排出点を特定できないものが面源負荷です。
や	谷津田	台地が氷河や河川に浸食されてできた低湿地(谷津)で営まれる水田です。高低差が少なく湧水が得やすいことなどから稲作に適しているほか、開発の進んだ場所では見られない様々な生物が生息・生育しています。千葉市の特筆すべき環境の一つです。
り	立地適正化計画	平成26年(2014年)の都市再生特別措置法の改正により、行政と住民や事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、創設された制度です。医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、生活利便施設にアクセスできるなど、福祉や交通を含めて都市全体の構造を見直す、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方が重要視されています。
	リノベーション	既存の建物や公園などに対して、機能・価値の再生のために大掛かりに改修を行うことです。今あるものを活かしながら、必要に応じ時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与することです。
	流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川などの氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。
	緑被	植物で覆われている土地のことです。千葉市では、樹林地(住宅地や公園などの樹木で覆われた土地、山林など)、草地(住宅地や公園などの灌木地や草地)及び耕地(水田、畑、果樹園など)を緑被地としています。

れ	レインガーデン	雨水を一時的に貯めてゆっくり地中へと浸透させ、水質浄化や修景機能も併せ持つ植栽帯や花壇のことです。
	レッドリスト	絶滅の恐れがある野生生物種を保護の重要性の観点などからランク付けしたものです。
P	パークピーエフアイ Park-PFI	平成29年(2017年)に創設された都市公園法の制度です。飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用して、周辺の園路、広場など、一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を公募により選定する制度です。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。

あとがき

表紙をご覧になって、可愛らしいと感じた方、この場所はどこだろうと思った方も多いのではないのでしょうか。このイラストは、本市を拠点にイラストレーターとして活動されている「Eriy(エリー)」さんに、本計画のために描いていただいた千葉市の緑と水辺です。

イラストには、市内の緑と水辺を特徴づけるものが「つまようじ」を用いて描かれています。海辺でのくつろぎ、川辺でのカヤック体験、公園で遊ぶ子どものほか、よく見ると千葉市の都市アイデンティティとなる4つの資源(「加曽利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」「海辺」)も含まれています。

また、裏表紙のイラストは、表紙と同じものですが、着色がされていません。本計画を手にとった方が、自由な発想で色を塗ってみてください。そして、イラストに描かれているものが気に入り、この場所に行ってみたいと思ったら、緑と水辺に出かけてみてください。

お気に入りの場所が見つかったら、日常のくらしがいきいきと輝き、まちへの愛着もより一層深まっていくことと思います。



オオガハスの咲く千葉公園がお気に入りの場所となり、
多世代が和やかに過ごしている様子



千葉県緑と水辺のまちづくりプラン 2023

令和5年5月

【発行】

千葉県都市局公園緑地部緑政課

千葉県中央区千葉港1番1号
